九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

景観にさぐる中世 : 変貌する村の姿と荘園史研究

服部, 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授 : 日本史

https://hdl.handle.net/2324/21647

出版情報：1995-12-20. 新人物往来社
バージョン：
権利関係：

第II部　地名の史料学

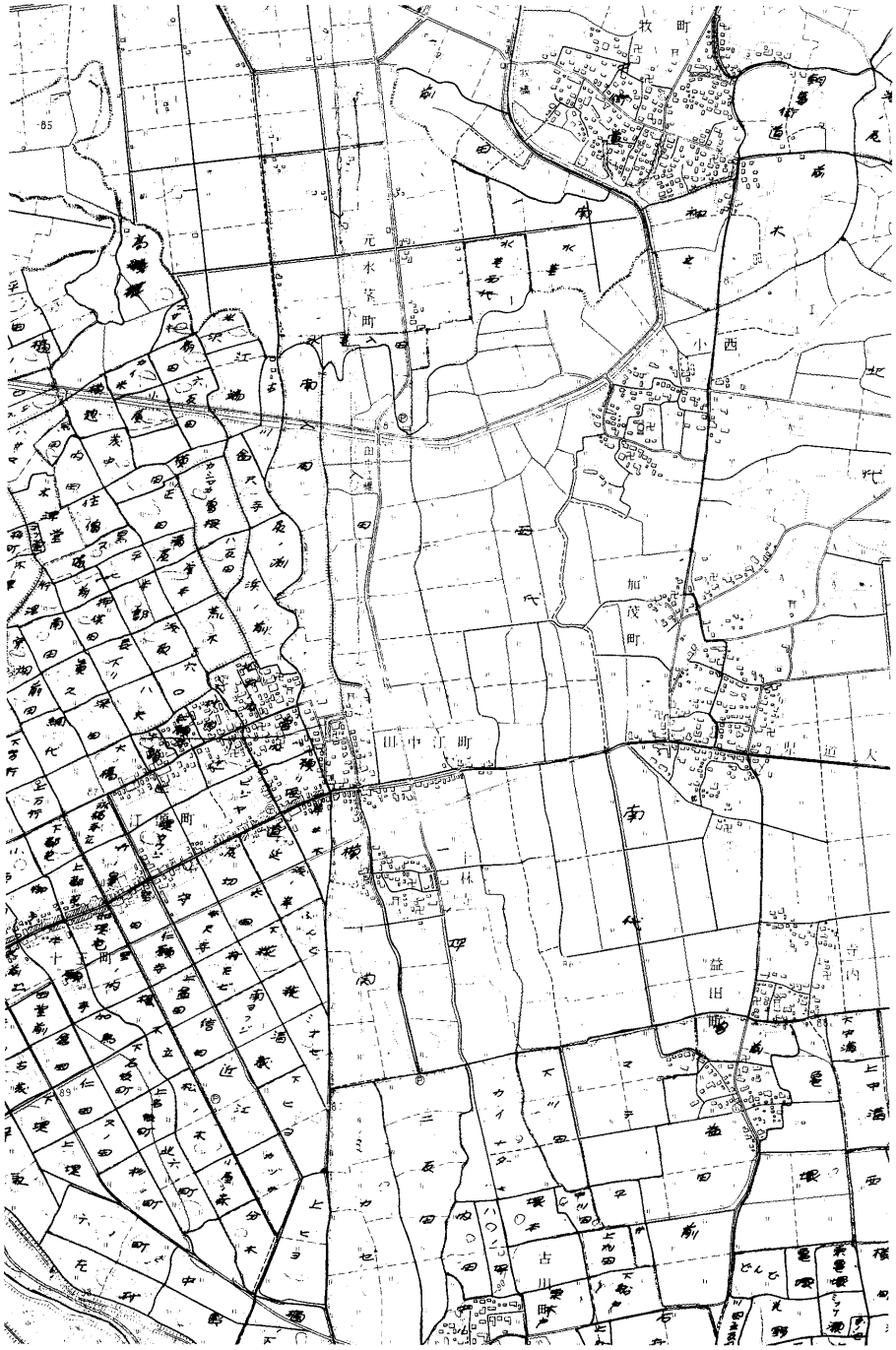

扉地図　近江八幡の小字名　村(大字)毎に範囲のとり方がまちまちだったことがわかる

はじめに

既に第Ⅰ部「みそさく・ようじゃく」で行なったように本書では地名を歴史史料として多く用いる。しかし従来の歴史学研究において地名を史料の中心にすえたものは少ない。柳田国男『地名の研究』（一九三六年）、一志茂樹『地方史の道』（一九七六年）、落合重信『地名研究のすすめ』（一九八二年）、千葉徳爾『新・地名の研究』（一九八三年）等は歴史学的な観点から地名を分析していった貴重な研究であるが、これらの研究にもかかわらず、アカデミズム歴史学が地名を文献等と対等の価値をもつ歴史史料として扱ったことは、ほとんどなかったと思う。

それはなぜか。地名史料を文献史料と比較すれば、その理由はよくわかるだろう。第一に、地名には絶対年代がない。つまり文献のように、いつ書かれたのか明記がないから、いつの時代に命名されたのかわからない。第二に地名は命名されたのち、長い期間を経て伝わってきており、その間の変遷がある。つまり文献のように作成されたままの姿で今日に伝来したわけではなく、変化がある。この変化には範囲の変化、移動等があるが、一部転訛もある。第三に地名は何らかの符牒としてある事象に着目して命名されるが、長い年月を経過してその命名の理由が簡単にはわからない。例えば名（みょう）の名前と思われる地名が残っていたとしても、それが名主の屋敷を指したのか、あるいは名田（みょうでん）を指したのか定かではないし、寺と思われる地名があったとしても、そこが寺の位置を指すのか、あるいは寺へ年貢を納める寺田（免田）があったのか、定かではないといった具合である。要するに文献のようにあることがらが詳述に記載されているわけではないから、その意味する歴史的事象を的確に解説することが容易ではないのである。

こうした地名の史料としての特質は今後も変わることはないだろうから、将来、地名がアカデミズム歴史学において文献と対等な歴史史料として位置づけられる日が来るとは期待しないが、それにしても地名を史料として用いる以上、地名の絶対年代・来歴・変遷・解釈に関して、できる限り多くの事例を用意して、その史料的特質に関する解

明を図ることは必要であろう。既ち地名の史料学が要求されるのである。

第II部として「地名の史料学」を用意した理由は右のとおりであるが、このような要請からすれば、ここでは史料学の中でもその根幹というべき史料批判に論点の中心を裾えるべきであろう。「史料批判」（テクストクリティーク）というと、文献史家の中には真偽批判と同義と考える人もいるようだが、それは史料批判の一部門にすぎないのであって、今井登志喜『歴史学研究法』（一九五三年）は史料批判をいくつかの多面的な観点から分類整理している。

さて地名史料の場合、真偽批判は不要であろう。なぜなら地名が偽作されたり、錯誤により作成されることは、その本質上あり得ないからである（但し解釈における錯誤、宛て字による誤解はすこぶる多いが、これは本原的・オリジナルな地名史料に対する史料批判とは別問題である）。地名が偽作されることがない点は、地名の史料としてのすぐれた特質の一つである。地名史料にはほかにも偏在することなく普遍的に存在する等の文献史料にはない長所があるが、実際には史料として用いるに際しては困難な史料批判の手続きが必要である。

ここでは地名の史料批判を主として今井登志喜のいう来歴批判に即して行なうこととする。来歴批判というと表現が硬いが、要するに史料の作られた時、場所、状況を吟味する作業をいい、考古学者が遺物を編年し、建築史家が建造物の年代を判定する作業もこの来歴批判に含まれる。

そこでそのための基礎作業として、第II部では次のような検討を行なうこととした。

まず小地名「小字」が決定されたのは、明治六年から十二年（一八七三～七九）にかけて行なわれた地租改正のおりであるが、その時、どのように小字が決められていったかについて簡単に述べてみたい（第一章）。あわせて北浦定政が嘉永五年（一八五二）に行なった平城京域の地名調査にも言及する。

次に中世の地図（絵図）史料のうち、小地名（字）を記しているものを三点選び、今日に伝存した小地名との比較を行なった。中世から現代までの地名の変遷をあとづけ、地名が一体いつ頃のものなのかを考えるための作業である。絵図史料は播磨国鵤庄絵図（嘉暦四年（一三二九））、近江国邇保庄図（室町中後期）、山城国乙訓郡（小塩庄）条里図（室町後期）の三点である（以上第二章～第四章）。この作業は地名の編年作業への試論のつもりであるが、同時にこの作業を通じ、特に二、四章では古地図そのものの史料批判（信憑性、錯誤に関する考察）を行なうこともできた。特に乙訓郡図では全体の五分の一程度の部分が、誤まってそっくり一坪分移動した位置に記されていることが明らかになる。

これら一連の作業の中で、現在の行政地名である小字の収集のみでは、史料としての地名収集は不十分であり、聞き取りによって通称地名を収集する作業が不可欠となることが明らかになったので、四章の地域を拡大し、乙訓郡条里区域全体を検討した。この中には著名な久我庄も含まれており、久我庄故地に残る地名「イカキ」「カンケ」「ニカイノマ」など、意味不明の地名が、実は中世地名であってその来歴も明らかになること、名（みょう）の遺称地名（貞正など）が、名田が最も濃厚に

分布する場所に残ること等を明らかにする（第五章）。

ついで条里のあり方が判明しており、何条何里の場所がわかり、かつ豊富な条里坪付地名の記載によって、鎌倉期・室町期の小地名とその位置が判明する大和盆地の事例を検討し、現在の小字との比較を行なった（第六章）。

これらの作業を通じて地名がいつ頃の時代のもので、今日までにどのように変化してきたのか、その点について中世から現代までに関しては、ある程度の見通しをつけるつもりである。

つづいて地名の由来を考える必要から、名遺（みょう）称地名と名田分布の関連を探る作業を、先の久我庄に引きつづき、播磨国福井庄においても行なった（第七章）。地名の史料批判に際しては、地名が過去の事象の何を伝えているのかを考えることが必要であり、その視点にたって用意した小論のつもりである。

つづいて、明治地租改正（ないし改正丈量など）のおり、従来の旧地名が捨てられて、新地名に変わってしまった石川県や佐賀県でも、聞き取りによる小地名の収集によって、景観復原が可能となることを、能登国万行保・奥原保（第八章）、肥前国神崎庄（第九章）を素材として明らかにしてみたい。神崎庄においては条里区域における一里一村制についても明らかになるだろう。

第一章　明治地租改正と小字の決定

——北浦定政の業績によせて——

明治六年（一八七三）地租改正のおりに正式小字として採用はされなかったが、慣用地名として伝存した地名が多くあることは広く知られていよう。こうした地名は普通は聞取調査によって収集することができる。そしてこの通称としての地名を早期に調査する必要があることについては、既に大正末期から昭和初期にかけて柳田国男がくり返して指摘していたし（『地名の研究』）、また一志茂樹も五〇年程前からことある毎にその早期な調査実施の必要性を訴えていた（『地方史の道』）。近年では落合重信が『地名研究のすすめ』等で現小字が明治地租改正のおり改変されたいわば中字であることを強調し、『尼ケ崎市史』において小字以外の地名（旧小字）を網羅・収集した。長岡京大極殿跡の位置を現小字ではなく地租改正前旧小字が正しく示していることを指摘した中山修一も、一帯の小字以外の地名を主として近世村絵図によって収集している（『乙訓文化遺産』五、七号ほか）。ほかにも染谷多喜男『地名覚書』も、また地籍図を研究する佐藤甚次郎、桑原公徳らもこうしたことを記述しており、ある意味では常識である。

しかし私の実感では学界の大勢はそうではない。条里制研究においても小字と通称地名を対等に扱っている研究者は、きわめて例外的な少数者であって、ほとんどの研究者は市役所・町村役場における小字収集のみで作業を終わり、耕作者からの聞取調査は行なっていないようにみうけられる。そこでここでは小字とは何か、という点について最初に言及したい。

小字の広さ　現在小字名を最も軽便に知り得る書物は、角川書店が刊行した各県地名辞典巻末の小字一覧であろう。この書物は各県により内容に差があり、例えば大分県では各調査員の小字認識がまちまちであったようで、地域によっては小字のうち一部しか採訪されていなかったり、また島根県ではいわゆる小字ではなく大字が掲載されていたり、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県等では小字一覧の掲載が全くない等編集上の問題はかなりあるが、とにかく今の日本では唯一、小

字の大容を知ることのできる資料集である。

私はよくこの小字一覧を利用（コピー）するが、県によってその分量の差が著しいことに気づく。それも各県の面積に比例している訳ではない。各県毎の小字数を、角川地名辞典や各種地名研究書によって概数を割り出し、その一小字当りの面積をみたのが表H―1で、例えば隣接する福島県と茨城県の場合、面積で倍以上もある福島県の小字が茨城県の三分の二にすぎないこと等、地域差がはっきりわかる。単位面積の較差は秋田県と奈良県で一〇倍、埼玉と奈良でも五倍に及んでいる。

表H-1　各県別の小字概数と1小字当りの面積比較

県　名	A. 面積（単位：100km²）	B. 小字概数（単位：1000）	C. 1小字当りの面積（単位：1ha、A/B×10）
1. 秋　田	116	35	33
2. 福　島	138	87	16
3. 茨　城	61	123	5
4. 栃　木	64	56	11
5. 埼　玉	38	24	16
6. 東　京	22	17	13
7. 神奈川	24	29	8
8. 愛　知	51	100	5
9. 京　都	46	98	5
10. 奈　良	37	129	3
11. 山　口	61	90	7
12. 福　岡	50	100	5
13. 大　分	62	50	13

小字の決め方　さて、隣接する県であってもこのように著しい差がある理由は何であろうか。以下は佐藤甚次郎「地名研究と地籍図」（『地名と風土』三）が引用する福島県『実地丈量野取図心得』（明治九年〈一八七六〉）の一節である。

一村中、字名多数アリテ取調方不便ナルトキハ、成丈字数ヲ減スヘシ

明治政府は地租改正のおりに多くの小字を割愛し、ドロップさせたのであり、おそらく福島県ではそれが徹底して行なわれたため、面積が極端に広い新小字が誕生したと考えられる。

佐藤論文では他にも、いくつかの小字を合成して新地名を作るよう指示した手引書も紹介されており、そうなるとこれは現在都会で進められている新住居表示と同じ現象ということになろう。だから地租改正後の小字だけを研究対象とするのは、住居表示後の新地名だけを相手にすることと類似した危険な側面をもつともいえる。

栃木県下都賀郡間々田村西黒田には、

明亀（めいき）、治松（じしょう）、九八幡（きうや）、年貢島（みつき）、改巖島（かいつく）、正地（せい）

という小字名があり、栃木県安蘇郡常盤村牧には、

明通（めいとおり）、治通（じとおり）、九通（く）、年通（ねん）、地通（ち）、祖通（そ）（ママ）、改通（かい）、正通（せい）

という小字名があるが、一見して明らかなように、「明治九年地租改正」の各文字を折り込んで新小字を定めたものである。同じ間々田村東黒田の場合、

呉竹（くれ）、竹世（よ）、十八公（はちこう）（松の字を分解した松の異名）、麓、鶴ケ谷、竹谷（や）、毎ノ宮（つね）、亀ノ屋、鶴眠（ね）

という小字になっているが、どうも松、竹、鶴、亀というめでたい言

葉をおりこんだ新小字と思われる。小字地名が重要であることを何ら否定するわけではないが、小字の中にはこのように便宜的・行政的な一種の符号として命題されたものもあり、それらによっては明治以前に歴史を遡ることはできない。

地名収集の指示書　播磨国大部庄の故地である兵庫県小野市黒川に「史料調査依頼書（古昔ノ小字ニ関スル調査）」と題する史料（「松尾英一氏所蔵文書」）がある。これは、明治八～十五年（一八七五～八二）の『郡村誌』（『皇国地誌』）編纂のおりのものではないかと推測されるが、

一ノ大字、部落ニハ数千、若クハ数百ノ小字アリシヲ、明治九年改正ノ際、合シテ一小字トナセシモノ多々（あり）、明治改正ノ結果、古来ノ小字及口碑ノ煙滅セントスル傾アルヲ以テ

検地水帳、古老ニ尋ネ、其（旧小字）ノ唱ヘ方ヲ聞取リ

其ノ地ノ事歴淵源ヲ探求スル資料ニ供スル

ことを要求しており、それに答えて黒川村は新小字内の旧小字を数多く列挙しているのである。

この一世紀近くも前に指示された小字調査の内容は、依然現在でも有効である。正式小字には採用されなかったものの、小地名はその後も住民によって慣用されてきたからである。しかしながら今日では圃場整備事業等の大規模開発によって、それら小地名の単位であった畦畔・水路そのものが失われたので、文字化されたことのない未記録、慣用小地名はまさしく「煙滅」の危機にさらされているが、右の指示書にいうように、検地帳等の記載をもとに古老に尋ねるならば、古老の記憶内にある慣用小地名はなお相当に数多く集めることができる。

ただし古老にとってもそのような通称・俗称地名を尋ねられることは、たいていは初めてのことであろう（私の経験による限り、以前にもそういうことを聞かれたことがあるといった人は一人もいなかった）。はじめは十中八九そのような地名はこの村にはないという答えが返ってくるだろう。調査はここから始まるのである。趣旨をよく説明し、あらかじめリストアップしておいた検地帳地名を尋ねてみれば、少しずつ作業が進み出すはずである。もし検地帳が残っていなければ、一旦、耕地呼称を離れて、水路の名、堰、分水点の名、湧水の名、橋の名、屋号等々を順次尋ね、その後もう一度耕地呼称に戻り、役場では通用しないが、村の人たちや家族の人たちだけの間で通用する田の名前がありはしないか、田植の時どの田に水を入れるといい、農作業に出る時どこどこへ行く、というように使う名前はないのか、と再び問うならば、今度は意外に多くの通称地名を教えてくれることもある。

もちろん調査は常に成功するとは限らず、また収集し得た地名の中には農地解放前の大地主の名を付したもの等近代の地名も含まれていようが（特に中国地方には多い）、それでもこうした作業の積み重ねの中で検地帳地名ほかの古地名を収集できるのである。

「字」の語義　このように地租改正の折に公称地名にはなれず割愛された旧小字は、現在では通称地名、慣用地名となっている訳だが、「通称地名」と表現すると公的地名よりも数段価値が劣ると考える人が多

数いる。聞取調査ではたいていの農民は、それは勝手によんでいるだけのもの、と卑下したいい方をするが、元来の「字」という語義は実はそうした「通称」と同義である。

上野国住人字讃岐四郎大夫不知実名（寿永三年三月日八坂神社文書）

中世文書にはしばしばこの種の表現がみられるが、はっきり「字」と「実名」を対比させており、字が実名以外の通称・俗称をさしていることが明らかである（豊田武『苗字の歴史』）。

私はかつて長岡京市の百瀬ちどりさんから、字と通称地名はどうちがうのかと尋ねられた時、最初その質問の意味がよくわからなかった。しかし、乙訓郡周辺で聞き取りを行なって、やっとその意味がわかった。神足馬場の古老に対し「小字は四丁切や六丁切になっていますが、本当は一丁切毎に名前がついてはいませんか」と質問すると、「あるにはあるが……」と逡巡しつつも一旦肯定されたのちに、

「そやけどそれはふちょう（符丁）の名、字名どすなあ」

といわれた。それもアザナともアダナとも聞えるような中間音的な発音であった。アダナというのは勿論通称である。乙訓郡では字名イコール正式ではない通称地名をさしている。(1)

また奈良市西九条でも「天王はん（通称地名で小字ではない）というのは土地のあだ名ですわ」といわれた。

鎌倉市教育委員会・文化財報告書『としよりからの話』の中に「アダナというのは村の各家、古くからの家にはみなあった」とあり、鎌倉地方では屋号のことをアダナといっている。

「あたな」と明記した古文書もある。即ち高野山文書五・正応二年正月二十五日沙弥西信売券（「又続宝簡集」三十六―四九二）に「ありあ(在)たなふ(藤)ちたに(谷)」、あるいは勝尾寺文書・正安二年十二月八日山内友国売券（『鎌倉遺文』二七―二〇六七九）に（摂津国）「外院庄あたな壱ツホ」とある「あたな」は字(あざな)のことである。

九州にいくとここうした通称地名を「しこ名」と呼ぶ。相撲取のしこ名は四股(しこ)をふむ「四股名」の字を宛てているが、あれも本名とは別の通称というのが語源であろう。(2)

即ち字（アザナ）、アダナ、シコ名みな同義であり、いずれも通称（地名）を意味している。通称地名という表現は熟さず、いかにも学問的ではないが、語義に即せば字(アザナ)と同じなのである。

なお北九州から山口県にかけてはこうした小地名をホノギ、ホノゲといい、穂の木などと字をあてている。公称の場合も私称の場合もホノギで通用するようである。

ほかに中字（ナカアザナ）、孫字（マゴアザナ）という言い方もあるが、大字、小字からの連想かとも思われ、その一般性は明らかではない。

さて、既に第Ⅰ部第三章において茨城県真壁地方では、こうした旧小字（検地帳地名）が、通称地名として残存していることに言及したが、以下でも具体的に各地域における正式小字と通称地名のあり方を検討していきたい。はじめに一小字あたりの面積が小さく、小字も相当丹念に拾ってあると思われる奈良県の場合をみてみよう。

奈良県の小字　小字地名の調査収集に関して、一つのモデルとなる

のは橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』であろう。この地図のもつ極めて高い学術的価値については既に学界に定評がある。私自身この地図の恩恵を最も受けている一人で、既に使い過ぎてボロボロになった地図が何枚もある。但しこの地図が刊行されて初めてわかってきたことも多数ある。その一つは条里制耕地地帯でも高市郡、十市郡等大和盆地南部では一坪一小字が原則で、比較的小字が丹念に収集されているのに比べ、添上郡等盆地北部のある地域では数坪一小字になっているところがあり、小字のつけ方が粗いということである。

北浦定政の現地調査　そこでまず奈良市（旧辰市村）東九条（とくじょう）、西九条（さいくじょう）の事例をみてみたい。最初にここの事例をとりあげる理由は、嘉永五年（一八五二）平城宮跡調査の先駆者である北浦定政がその地を現地調査しているからである。

江戸時代の人、北浦定政は私が最も敬愛する歴史家の一人である。本居内遠の弟子で国学者であった彼は自らの足で平城京周辺を歩き、農民から水田の呼称を聞き取り、それを地図の上におとし、かつ「西大寺田園目録」や『東大寺要録』等に記された条里表記と照合させることによって、平城京及び大和条里の復原を行なった。これが嘉永五年（一八五二）に完成した「平城京大内裏跡坪割之図」（一九七九年、奈良国立文化財研究所復刻）である。この彼の仕事は平城京調査の出発点であり、その後の平城京研究の基礎となっている。

私が彼の仕事を大きく評価するのは、彼の歴史学研究法が、一つ平城京調査に限らず全国の条里・荘園等の研究に寄与するところが大きいと考えるからであり、しかも耕地がもつ情報から歴史をくみたてていくという彼の研究法が、明治になって西欧から近代アカデミズム歴史学が導入されるよりも以前に、そうしたものとは異質な性格をもちつつも、我が国で独自に確立されつつあったことが注目されるからである。

近刊の太子町教育委員会『播磨国鵤庄現況調査報告(2)』（一九八九年）は北浦定政が筆写した至徳三年（一三八六）の鵤庄絵図のカラー写真で巻頭を飾っているが、彼が都城（とじょう）のみならず、中世荘園にも深い関心を寄せていたことがわかる。藤堂藩士であった彼が鵤庄現地を訪れることは生涯なかったであろうが、字名を詳細に記すこの絵図を通じて、彼が荘園現地にはるかに思いを駆せたであろうことは想像にたやすい。

その北浦定政が東九条・西九条の現地調査を行なったのは、「西大寺田園目録」（『鎌倉遺文』二六―一九八九三）に平城京条坊記載とともに、その土地の字名が記されていたからである。

西大寺田園目録記載地名との比較　即ち、「西大寺田園目録」建治二年（一二七六）分寄進の項に、

添上郡左京九条四坊　字ホツミ堂

と記された田地について定政は、調査の結果をふまえて、

今東九条村ノ南ニ稲荷社アリテ字法角堂とヨフ所相当

と記し、同じく田園目録中の弘安六年（一二八三）寄進分に、

添上郡左京九条三坊四坪　字辰市ノ南　八鳥

と記された田地について、

今西九条村ノ南ニ字ハツトリトヨフ田地アリ相当

と記している。鎌倉時代の地名が現存していることを発見した定政は、私たちが地名にふれて感動しているそれと同じ感動を、百四十年以上前に味わったはずなのである。

ところが『大和条里復原図』を見れば明らかなように、前者の位置は字大永井であり、後者は字的場であり、嘉永年間には存続していたはずの鎌倉時代の小字ホツミ堂、八鳥はいずれも残存していない。鎌倉中期から嘉永年間まで六〇〇年間に及び継続して使用された字名が、なぜわずか二〇年後の地租改正時に消滅したのか。

こうした疑問をもって現地調査にのぞんだのである。聞き取りの結果、前者は「ホウスンドウ」として、後者は工場敷地となっているが水田があった頃は「ハットリ」「ハットリナダ」（「ナダ」とは周辺の意）と呼ばれていたことがわかった。通称地名として、かろうじて鎌倉時代の地名は生きつづけていたのである。ホツミ堂（法角堂）を穂積寺故地（北浦定政）、ハットリを「服寺」故地とする見解もあるらしいが、小字的場の内部に的場、ぶじょう、はっとり、一丁ずい（ツユ）、と四つの地名が、また小字クロメの中には天王はん、城の前、つゆさき、クロメ、たかうち、宮の脇、と六つの地名があることもわかった。本来小字になってしかるべき地名が、通称として小字内に残っていたわけである。

このように聞取作業を行なって、今のところ西九条二一、東九条一四、隣接する神殿で四の通称地名を検出している（巻末地図H―1）。但し『辰市村史』に引用された文禄四年（一五九五）東九条検地帳記載地名については二八地名中一八（六四パーセント）までしか復原し得ていない。

聞取調査

西九条…大西喜太郎（大正十年生）、増田常雄（昭和二年生）、東九条…奥野十二郎（大正五年生）、松石勇（大正十五年生）、粕谷清（大正二年生）、神殿…林宇平治（大正十四年生）の各氏より

（以下巻末地図H―1～H―3は橿原考古学研究所『大和条里復原図』に加筆・縮小したものを使用する。）

稗田の小字と地名　つづいて西九条の南方、環濠集落で知られる大和郡山市稗田（へえだ）の場合をみてみよう。稗田の字名（行政的小字）は一の坪から九の坪まで全て揃った九字である。しかしこの坪地名はそのまま条里制に結びつくものではない。稗田の田積は五五丁ほどで、その面積に垣内部分も加えて全体九字しかないのだから、一坪あたりの面積は七町ほどにもなる。坪地名とはいっても近代に便宜的に付されたもの

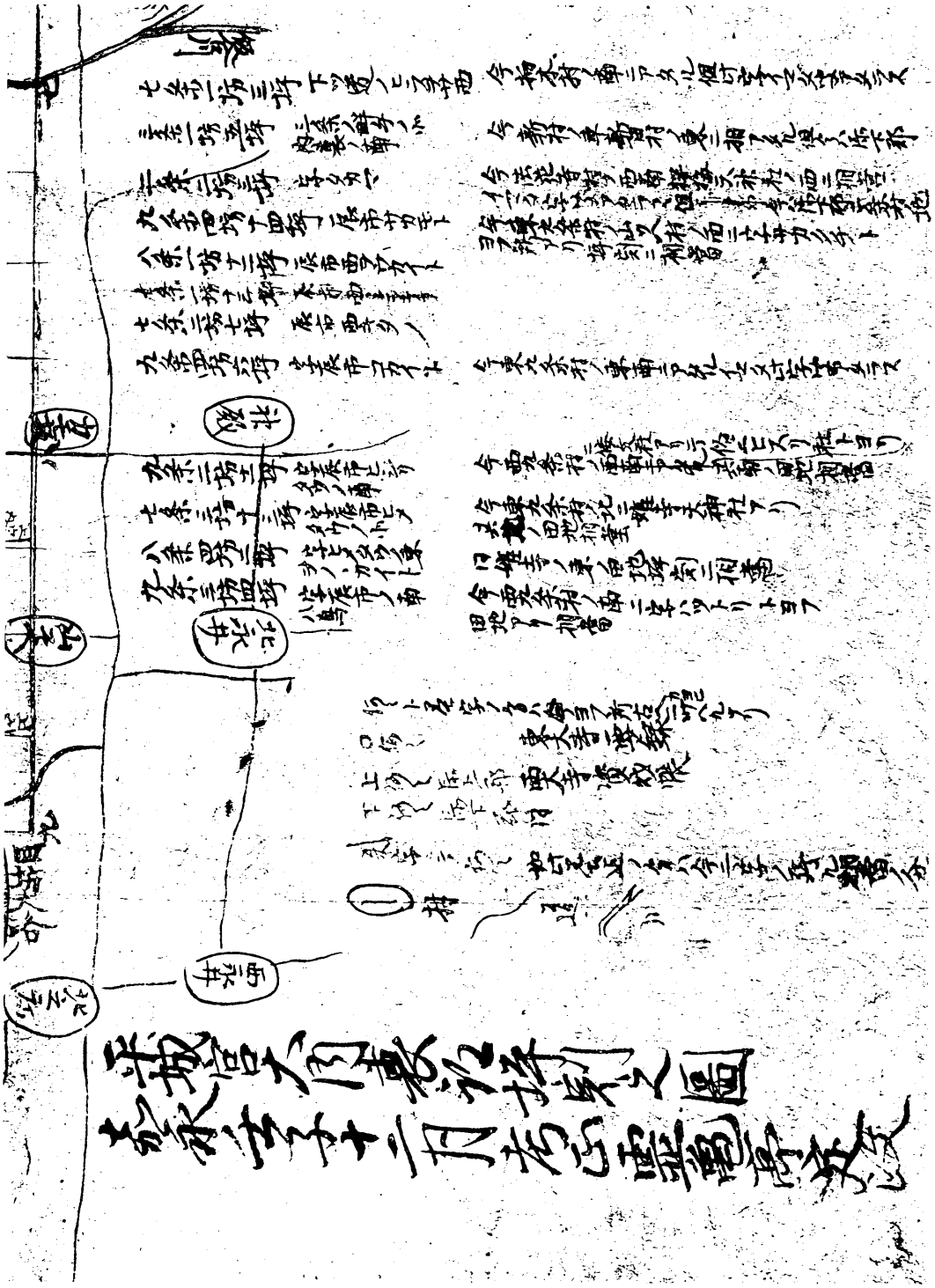

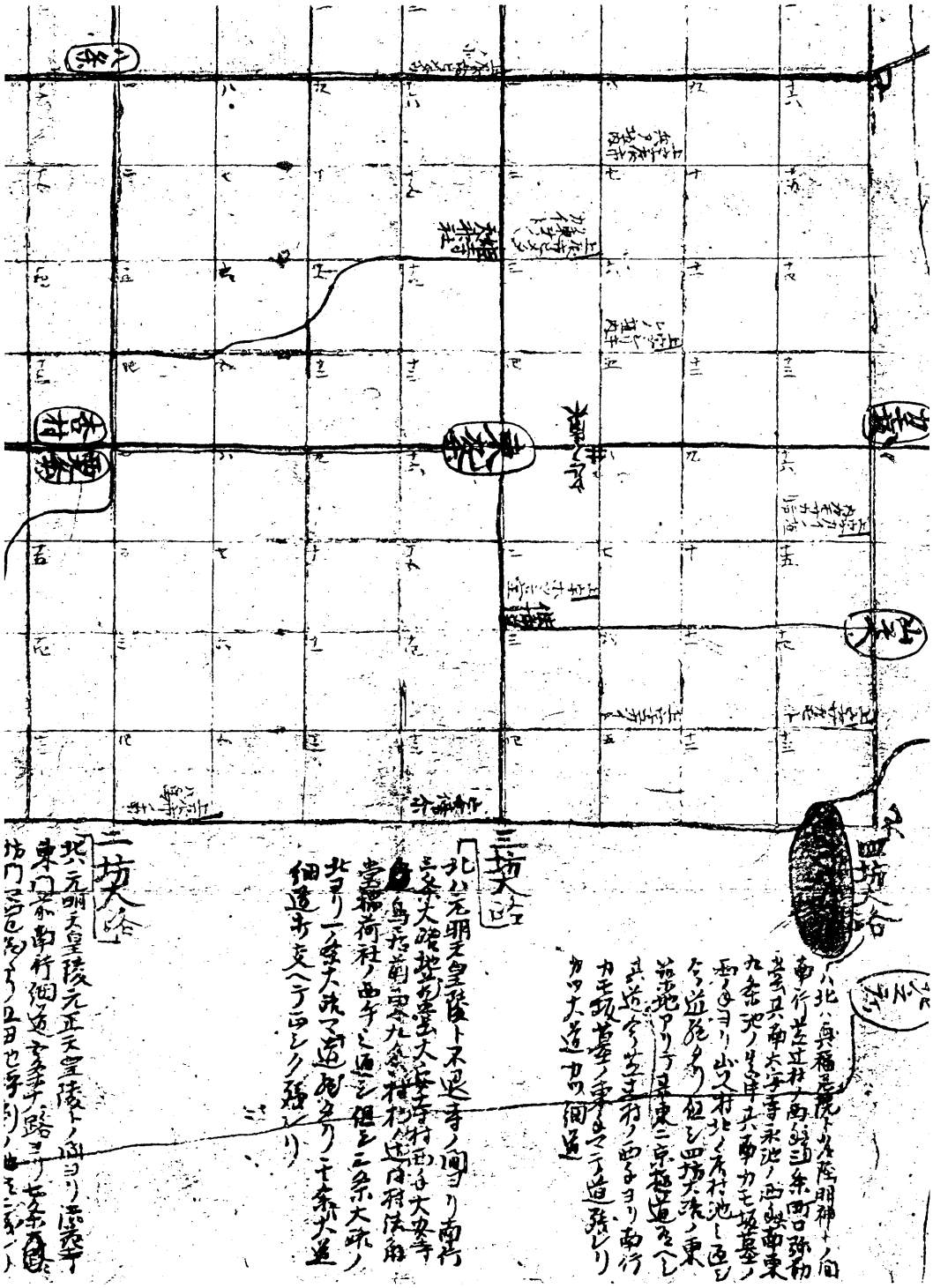

写真 H-1　嘉永５年 北浦定政の大内裏坪割図の一部（奈良国立文化財研究所復刻）
東九条、西九条にホツミ堂、ハツトリ（八鳥）が記され、西大寺田園目録（西大寺資材帳）の考証が行なわれている

であろう。当然耕作者は小字とは別次元の、耕作に便利で実用的な慣用地名を維持していることが予想されたが、聞取調査の結果三〇ほどの通称地名が収集できた。神楽田、さんちょう（左義長に由来か）、立毛（りゅうげ）、いしじ、土堂（つちんどう）、しいれ、鴨田、そして横枕等が本来の農民的な慣用地名であり、今日の小字一の坪等が全く歴史性のない新地名として命名されていることが明らかである。近年の開発で復原が難行したところもあり、今後の精査が必要であるが、以上の作業の結果条里耕地の一坪ないし二坪に字があるという近世の字名のあり方にかなり近づくことができたと思う（巻末地図H—2）。

聞取調査

上田芳雄（大正七年生）、堀口義治（大正十一年生）、松石善治（大正四年生）、松村昌義（明治四十二年生）の各氏より

法華寺村等の場合　ほかに平城宮跡のある添上郡法華寺村の場合、聞取調査は実施していないが、岩城辰蔵氏所蔵江戸末期法華寺村絵図（奈良市史編集室所蔵写本によった）には地租改正前の小字が記されており、例えば現小字堂の前の中に縄手、砂田、ひかい縄手、小字福地の中にたまかど、五毛等の地名を検出することができる（巻末地図H—3）。

また北浦定政が平城京大内裏跡坪割之図に記録した平城京大極殿跡を示す大黒の芝や、他にも馬場、ウタツカ、京内、高天垣内などが小字に採用されなかったことも付記しておきたい。

以上添上郡のいくつかの事例をみた。ほかに城上郡でも桜井市大豆（まめ）越（こし）のように二〜三町で一小字となっているところは小字七反切（しったぎり）の中に「かわいだ」「茶の木」「さらし池」、小字久保田の中に「どがつぼ」、小字山地（やまじ）の中に「的場」等を、また同様に桜井市辻でも小字以外の小地名として「高畑」「キトラ」「カギタ」等を検出することができる。

以上、北浦定政の業績によりつつ、大和盆地数か所を調査したが、本来地名はきわめて長い生命をもつもので、六〇〇年以上の生命をもっていたが、明治地租改正時に統廃合されたため、小字になれなかった地名が多く生じたこと、稗田などでは慣用地名とは別次元の新小字が命名されたこと、そして小字にならなかった中・近世以来の地名が通称地名、農民の慣用地名として残っていることを明らかにした。

（1）ザ行とダ行の混用は「なぞと」「などと」、「撫ぜる」「撫でる」、「いぜ」「いで（井手）」等、かなり広くみられる。

（2）『古事類宛』姓名部によると、しこ名（醜名）とは和気清麻呂が穢麻呂と改名されたような卑称に由来しているようである。なお各種百科辞典や国語辞典に「しこな」が取りあげられているが、全て人名に関する説明で、地名への言及はない。

第二章　播磨国鵤庄の嘉暦絵図と小地名

地名と荘園史研究　荘園とは何か。公領（国衙領）とは何か。かつて中世には日本の国土の過半（北海道、琉球等を除く）は荘園か公領となっていた。私たちの身のまわりにある地域は、荘園または公領に属していたのである。したがって私たちの調査研究の対象となる中世荘園（または公領）とは、実は私たちの身のまわりの地域の中世における姿であるといってよい。すなわち荘園景観の復原という作業は、地域における中世景観の復原である。

中世景観の復原は、文献資料が残存しない地域では確かに相当困難であるが、しかしまったく不可能というわけではない。なぜなら現地には館跡や寺社跡、あるいは溜池・用水のような中世景観を探る手がかりとなる遺跡、あるいは地名が残っているからである。

特に地名が中世景観復原に重要な役割をはたすことを強調したのは、柳田国男『地名の研究』（一九三五年）である。柳田は地名として残る領家（方）、地頭（方）、庶子、一分方、二分方、公文、案主、健児所（古仁所）などが荘園制に由来するものであること、貞光・国重・徳富といった名前のような地名が、中世の名に由来することなど、地名の歴史性を実例をあげて詳説し、「史家の大切にする古文書などは一通もなくても、地名が直接に過去の闘諍を語っている」と主張した。

また落合長雄・重信「地名による荘園復原その他—神戸地方の荘園時代—」（『地方史研究』四五、のち『地名研究のすすめ』所収）も堀の内、下司免、佃、垣内、市場、田代などの地名を現地に即して検討している。千葉徳爾「地名と地域史」（『地方史研究』一三七、のち『新・地名の研究』所収）では「地域史というものが、書かれざる地域住民の生活をあとづけようとするものならば、土地に刻まれた先人の言葉である地名は、どうしても史料としてまっさきにとりあげてもらいたい」と、民衆史の武器として地名を位置づけている。

地名は史料としてどの程度使えるのだろうか。考古学の世界では地名はきわめて重視されている。地名が地下遺構の存在を語っていた例

は多いが、「大極殿」地名（小字大極殿ではなく、通称地名の大極殿の位置）と考古学的調査の結果が一致した長岡宮跡の発見はその一例である（福山敏男他『長岡京発掘』一九六八年）。また歴史地理の分野でも国府、都城、官衙、古道の復原、条里耕地、荘園景観の復原に地名が多大な貢献をしてきたことは周知の事実である。

地名の史料としての問題点　ただ地名はどこ迄史料として確実なのか、どの程度動くものなのかという疑問は、地名を歴史史料として使用する際、つねにつきまとうものである。地名には絶対年代がない。信濃史学会が開催した地方史研究全国大会（第五・六回、『信濃』三一―三、三三―三）でも地名の絶対年代や史料批判に関する議論があったと聞くし、確かに条里制研究史などでは自説に都合の良い地名は古代より変わらないとするが、一方都合の悪いものは動いていると判断する傾向がある。ヤン・ヨウステンの屋敷は日比谷濠端にあったのだが、八重洲という町名が拡大されたため、現在の東京駅八重洲口が旧屋敷跡である丸の内口と正反対になっていること（『角川日本地名大辞典』）をとりあげ、地名は動くからあてにならないとする意見もある。一体地名はいつ頃のものがどのような経緯を経て今日に伝わっているのか、地名が動くとすればどのような動き方をするのか、といった問題は一度は論じてみなければならない問題である。

地名記載のある荘園図　さて、以下では地名のうち、小地名の来歴批判を行なうこととする。そしてその素材として中世荘園絵図のうち小字を記している絵図をとりあげる。この種の絵図は管見の限り、(1)嘉暦四年（一三二九）播磨国鵤庄絵図、(2)永正十二年（一五一五）大和国膳夫庄差図、(3)年欠大和国百済庄差図、(4)文永二年（一二六五）頃の大和国乙木庄差図、(5)年欠近江国邇保庄条里図、(6)年欠山城国乙訓郡条里図、等を数える。そこにみられる小字と現在の小字が多く一致するということは既に研究者によって指摘されている。即ち(1)については太田順三「ワタリあるく荘園・鵤庄」（『月刊歴史』一五、一九六九年）、(2)については和田萃「横大路とその周辺」（『古代文化』二六―六、一九七四年）、(3)については岡田隆夫ほか『現存古地図の歴史地理学的研究』（昭和五十五年度文部省科学研究費研究成果報告書、『東京大学史料編纂所報』一六、一九八一年）、(5)については『野洲郡史』（一九二七年）、谷岡武雄『平野の開発』（一九六四年）、(6)については『日本荘園絵図集成』（下）・解題（一九七七年、佐々木虔一執筆）がそのことを指摘している。また(2)、(3)、(4)については橿原考古学研究所『大和国条里復原図』（一九八一年）が新旧の小字を対比させており、地名の残存度が高いこと、またどのように変遷するかがよくわかる。

さて以下ではまず(1)を素材にとりあげ、地名はどのように一致するのか、動くとすればどのように動くのか、といった問題を具体的に検討しておきたい。

鵤庄絵図と明治六年村絵図　写真・地図（I―1）は嘉暦四年（一三二九）の年号を有する播磨国鵤庄の絵図の一部である（原本は法隆寺所蔵、掲載写真は『兵庫県史』付録―原本の模写図、斑鳩寺蔵―の転載）。この地図が注目されるのは、今日の小字に相当する小字名が綿密に記されているからで、鎌倉時代・嘉暦四年という絶対年代をもつ小地名と、今日の地名・小字とを比較していけば、今日の地名がいつ頃のものな

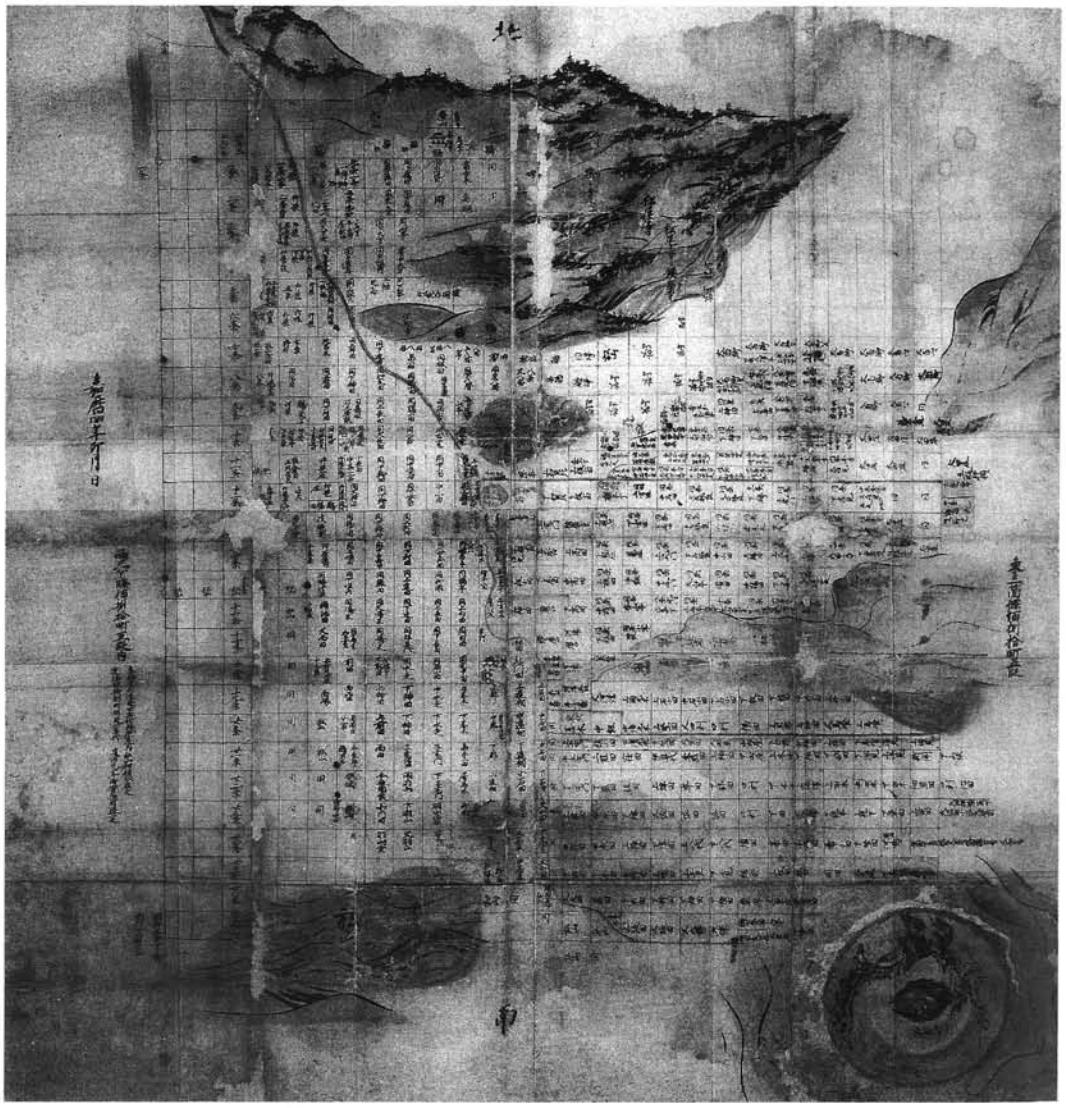

写真I-1　嘉暦4年 播磨国鵤庄絵図写（『兵庫県史』第2巻付図から転載。太子町斑鳩寺所蔵）

のか、変化しているのか、移動しているのか、という点が追求可能となるからである。

次に鵤庄のうちに、東北条の後身と考えられる東保という村がある。その村には総代（自治会長）が保管する地籍図があり、明治六年（一八七三）地租改正前後に作成されたものと推定される。水田一筆ごとに小地名（小字）が記されており、その数は今日太子町役場が使用している小字よりは、はるかに数が多い。

そこで嘉暦四年と明治六年の小地名を比較して、その間五五〇年の変化を追求してみよう（以下巻末地図I―1）。

共通する地名　まず絵図の上堺田は境田として、峯田は旨田として、下木守は木森として、下目前は目崎として、下部田はヘタとして現位置にそのまま残っていることがわかる。ただし堺田、木守、目前、部田はそれぞれ二坪にまたがり、上・下を付される地名であっ

たものが、そのいずれかに新しい地名（鍛冶田、破橋、地蔵目など）が発生し、今日では一坪分の地名となっていることがわかる。地名の範囲は変化しやすかったわけである。上神田は一坪ずれて神田として、下蛭田も一坪ずれて蛭田として残っているが、広範囲の地名の場合、位置がずれることもある。中石小田（他に上、下石小田がある）が石田となっているのは発音の短縮形であろう。

このように東北条（東保）では明らかに嘉暦四年以前に遡りうる小地名を八個検出することができた。そこで同様の作業を東南条（東南集落）、平方条（平方、柳集落）、西方条（鵤集落）で行なってみよう。

このうち明治六年の地籍図が惣代引継文書として残されているのは鵤と柳であるが、但し柳のそれには番号のみで小地名が記されていない。他に東南にも明治六年地籍図があったことを谷岡武雄氏や太田順三氏が報告しているが（『平野の開発』、『月刊歴史』一五）、筆者の調査時には惣代にひきつがれてはいなかった。

さて現在太子町役場が使用している小字は、明治六年段階の本来の小字を統廃合したものである。たとえば現在の小字東川（東保）は山の下、太郎右衛門田、蛭田、柳尾、東ラ町、筈田（筥田）、東川、玉野、土井、ミゾ田という一〇の小字を統合し、その中の一小字を選んだものである。したがって現小字は地名の比較の作業には役立たない。しかし役所が不要とし廃止した小字も農民にとっては必要な地名であったから、今日でも通称として農民の間では使用されている。したがって聞取調査を行なえば、明治六年段階の小地名のかなりの部分を復原できるのである。そこで平方、柳、東南については聞き取りによって小地名を採集した。

その結果、鵤の水走、弟子（小）田、平方の袴、牛喰（うしぼみ）、横田、荏見（えみ）、柳の浜田、古部良（こべら）、尻門（しりど）、東南の佐田、泥田（どろた）（土田）、口利（クチイレ）、酒津（サカトコ）、八代、塡田（羽子田）、楊田（柳田）、栗原、桃本（もと）、柴田、藤古曽（ふじこそ）（藤社）が原位置にそのまま絵図の地名が残っていることが判明した。

東南周辺の地名は嘉暦絵図に同じ　特に檀特（だんとく）山北西部における地名残存の良好さはおどろく程である。即ち絵図の廿二条は西より、

上堺田、峯田、下神田（絵図には下部田とあるが、上神田に続くもので下神田が正しい）、口利、下木森、

とつづくが、現在の小地名は、

境田、旨田、神田、土井、木森、

となっており、絵図廿三条は、

佐田、泥田、口利（クチリか）、下田、下酒津、下桃本、上桃本（モガモトか）、下柴田、上柴田、藤社（こそ）、

とつづくが、現在の小地名は、

佐田、ドロタ、ドンゲン、クチイレ、京田、サカトコ（酒津の転か）、モガモト、柴田、藤古曽、

と、見事なまでに対応する。廿四条の、

上八代、下八代、塡田（ハメダか）、

廿五条、廿六条の、

楊田、上枚田（上ヒラ田か）、平田、栗原、

とつづくそれも、

八代、羽子田、ヤナギ田、平田（ヒラタ）、栗原（クリハラ）、

として現存しており、廿二条から廿六条までの一画の二十六坪分でいえば二十一坪分が嘉暦絵図に一致するのであり、八〇パーセントが鎌倉時代の地名のままなのである。

嘉暦絵図の史料批判　ところで注意しておきたい点がある。一々の地名を対比する作業の中で、おのずから明らかになることだが、嘉暦絵図には一部分であるが、錯誤があるのである。

つまり絵図の南東の一画、今日の東保、東南の一帯、あるいは前山をはさんで絵図の北東の一画、今日の柳、平方の一画は以上に述べたような地名の一致によって、その画かれた現地が確定する。一方絵図の西半分も斑鳩寺や太子山、またいくつかの地名によって現地が確定できる。この南東、北東、西の三区画を仮にA、B、Cとしよう。実はこの三者の接続関係に齟齬があるのである。例えばAの石田、蛭田の列（絵図のいう十九条）を西に延長すれば斑鳩寺が位置するはずであるが、絵図ではさらに一条北方（絵図の十八条）に斑鳩寺を画いているといった具合である。

これらの点は既に先学も指摘されている。最新の研究成果である太子町教育委員会『播磨国鵤庄現状調査報告』I～III（一九八八～九〇年）に岩本次郎氏が指摘された点をふまえつつ、その問題点を指摘しておく。

○　C地区については嘉暦図と至徳図（至徳三年〈一三八六〉写本）の間にもずれがある。

○　嘉暦図自体その齟齬に気づいていたようで、条記載に加筆修正している。

○　A地区で廿一条、廿二条の二条分のスペースに三条分をつめこんで記載しているのはこの齟齬を修正する意図によろう。

○　最終的には嘉暦図においても至徳写本においても完全な整合を図ることができず、部分的に齟齬が残された。※

※　なお岩本氏は東北条を流れる用水路の位置も一町分南にずれると指摘される。これは斑鳩寺や地名弟子田を基準とすれば正しい指摘だが、東南条や東北条の地名を基準にすれば、正しい位置に画かれている。鵤条（C地区）と東北、東南条（A地区）のずれに由来するものとみたい。

これらの諸点は、史料批判（信憑性、錯誤の有無）が中世史料に対しても必要なことを語っていよう。そしてその作業にも前提として現地の精致な調査が不可欠なことを示してもいる。

以上地名の収集が絵図の史料批判にもつながってくることを明らかにしたが、実は地名の残存度はA地区、B地区、C地区の順に悪くなるのであり、C地区では水走、弟子田など、わずかな地名の一致をみるにすぎない。このことの理由はよくわからないが、鵤条（C地区）が斑鳩寺門前を中核に、早期より集落化したことはその一因といえる。ここでは地域により地名の残り方に差異のあったこと、集落部分では変化が顕著であったことを確認しておきたい。

さてそれでは収集した現在の小地名は中世村落、耕地の復原にどのように役立つのであろうか。佃、門田という地名があるが、これらは領主の直営田であったと考えられる。瓜生、会マエという地名は荘園

年貢や雑事に関連するように思われる。それぞれ「うり」を出したり、会米を出したりする田畠だったのではあるまいか。書写田は書写山円教寺の寺領であったと考えられるし、才の上は村はずれに境界の神である塞の神が祭られていたのであろう。鵤庄の境界にたてられた牓示石のひとつ、矢田部の牓示石（太子の投げ石）はこの才の上に隣接してある（現位置は本来の位置からすこし動いている）。また一の坪は条里制に、横枕は水田の形状に由来する地名である。

名の地名　さてそれらの地名にもまして興味深いのは、中世の名と一致する地名である。中世の鵤庄に関する文献資料は荘園領主であった法隆寺に多く保存されており、すでに阿部猛・太田順三『播磨国鵤庄資料』、あるいは太子町『太子町史・史料編』として活字にもなっている。それらの文献資料によって、中世の鵤庄にあった名の名前がわかるわけだが、そのうちいくつかのものが地名として残っている。すなわち小字として残るものに吉永（吉良）、秋貞（秋定）、助久、国元（国本）、枝重があり、小字以外の通称地名として光末、八楽などが残っている。また鵤集落内の則房、徳力は文献資料には登場しないが、中世の名であった可能性が濃厚である。

これらの名地名のある場所は集落か、それに接した位置が多いので、名主屋敷の位置を示していると思われる。名主屋敷の位置までは文献資料に記述されていないので、これらの地名は中世の景観を考える上できわめて貴重なものとなるわけだが、さらに重要なことがある。

荘域を超える「吉永名」　吉永名は鵤庄の中でも特に大きな名であったから法隆寺文書の中にも、それに関する記述は多い。そこで私たちは法隆寺文書によって、法隆寺文書の範囲内で吉永名を分析することになる。ところで注意しなければならないことは、法隆寺文書は法隆寺領であった鵤庄の吉永名についてのみしか記述していないということである。

その点で吉永という地名は重要である。即ち嘉暦絵図にも吉永の名が記されているが、勿論牓示の内側に書かれている。ところが吉永（吉良）は現在松尾集落の南端の小字となっている。鵤庄絵図によれば明らかにこの地は鵤庄外であった。つまりそこは弘山領に属していた。してみれば鵤庄のもっとも重要な名である吉永名の名主は、鵤庄に多くの所領を有してはいたが、鵤庄の住人ではなく弘山領の住人であったことになる。したがって、吉永名を分析する場合、鵤庄内のみで吉永名のありかたを考えると誤った像をつくってしまうことになると思われる。

実はこの考え方を補強してくれる素材となる資料がある。永徳二年（一三八二）の弘山庄実検絵図（『日本荘園絵図集成』）がそれで、鵤庄西方条の西の境界に近く、弘山庄内に「吉永二段」と記載されているのである。そしてこの吉永に対応すると思われる地名が、先の松尾の吉良とは別に阿曽の小字吉良として残っているのである。吉永名は鵤庄のみでなく、弘山庄二か所にも存在していたのであり、少なくとも二荘園にまたがる大規模な名であった。

この事実は地名の資料としての特質をよく語ってくれる。荘園資料は普通支配者であり領有主体であった荘園領主のもとに残されているから、自身の領地であるひとつの荘園については詳しいが、なかなか

隣接する荘園についてまで記述しているものは少ない。いきおい荘園資料を分析するものは、ひとつの荘園の枠内でものごとを考えがちである。しかし地名は支配単位である荘園とは無関係に残存している。ひとつの荘園の枠を超えて残存しているといってよい。大げさないいかたになるが、偏在する文献資料の限界をこえる視点を獲得できる資料、それが地名なのである。

〔追記〕一九八八年以降太子町教育委員会による鵤庄調査が進行中で、報告書も逐次刊行中である。この調査を中心となって進めている小林基伸氏により、近年注目すべき研究成果が報告されている。

即ち鵤庄の下司職を有していた桑原氏は播磨国在庁、兄部であるとともに鵤庄に西接する片岡庄司でもあり、さらに阿曽、松尾など鵤庄隣接地域の地名を苗字としているように、荘域を超えた支配圏をもっていた。そしてそれは赤井（支線松尾溝を含む）、阿曽井の灌漑域に一致する。かの問題の「吉永名」が地名として検出される松尾、阿曽はまさしくこの桑原氏の拠点に一致する。吉永名の領有主体は播磨在庁桑原氏そのものだったという見解である（「一二世紀における林田川東岸地域の開発」一九九一年三月〈国立歴史民俗博物館における口頭報告〉、のち「松尾の開発と荘域」〈『播磨国鵤荘現況調査報告Ⅳ』一九九一年三月の奥付であるが、実際の刊行年は遅れる〉。桑原氏については同「播磨国の開発領主に関する一考察――同国揖東郡の桑原氏をめぐって――」〈兵庫県立歴史博物館紀要『塵界』一、一九八九年〉）。

史料の博捜と現地の精致な調査の成果が相俟って、在庁名としての吉永名の性格が明らかになったものである。

なお現地調査は主として一九七九年頃行ない、そのおりには平方惣代柳生巧氏ら惣代各位、また多くの方々にお世話になった。

第三章　近江国邇保庄図にみえる小地名の検討

次にとりあげるフィールドは(4)近江国邇保庄、今日の近江八幡市北里のうち江頭、小田の周辺である。

条里図の作成時期　この庄の条里図（江頭自治会所蔵、『野洲郡史』、『日本荘園絵図集成』〈下〉等所収）がいかなる目的で作成されたものかは明らかではない。作成時期も明らかではない。谷岡武雄氏は第一に一条二里十八坪に「ヱカシラ堂立」とあることが、十六世紀にそれ迄の惣堂が真宗木辺派に転じて浄源寺となる以前の状態を示すと判断されること、第二に絵図の寺院と今日の寺院は殆ど一致しないが、寺伝等によって江頭周辺の寺院は文亀（一五〇一～）、永禄（一五五八～）、元亀（一五七〇～）といった時期に中興されていることがわかること、つまり十六世紀に一帯の寺院が真宗木辺派ないし（東）本願寺派に転ずるという一大変化があったのだが、現在の寺院と一致しない本図はそれ以前の状態を示しているとして十五世紀頃の作成を考えられた（『平野の開発』）。

次に二条四里に本嶋屋敷と記されている。現在の小字を高畠というが、「野須郡小田村高畠屋舗図」（『日本荘園絵図集成』〈下〉所収）の示す高畠屋舗はこの地であろう。高畠屋舗の所在は文献的には寛永十七年（一六四〇）迄は確実に遡及できるが（同上書、解題）、この地を高畠ではなく本嶋屋敷と記す本図が、高畠氏の出現以前の成立になることは明らかである。

山本信吉氏の御教示によれば、本絵図の書体は室町中・後期のものであるというが、谷岡氏の見解や「高畠屋舗図」の存在とも整合する。以上から絵図の示す小字名は十五世紀ないし十六世紀のものとなる。

条里図小字と現小字の比較　さて地図J—1に示したのは条里図の小字と現在の小字（近江八幡市役所作成のものを明治十五年〈一八八二〉滋賀県小字取調書〈『角川日本地名大辞典』所収〉及び小田区有小字図によって修正したもの）を対比してみたものである。小字界は条里図の方は全て一坪一字として記されているが、現在の小字の方は二坪一小字

表J-1　邇保庄における小地名の変化

条里名	1条2里	1条3里	2条2里	2条3里	2条4里	2条5里	3条3里	3条4里	3条5里	3条6里	計	全体比(%)
A_1（完全に一致）	3	3	13	17	10	0	9	6	10	1	72	35.5
A_2（わずかなちがい）	2	1	6	3	3	0	1	3	4	0	23	11.3
B_1（範囲が拡大）	0	4	2	5	8	3	2	3	1	2	30	14.8
B_2（範囲が縮小・1坪以下）	0	0	0	2	3	2	0	0	1	0	8	3.9
B_3（大地名が縮小）	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1.0
C（位置が移動）	1	2	2	0	2	2	0	0	0	1	10	4.9
D_1（全く変化）	1	3	2	1	3	1	0	2	9	0	22	10.8
D_2（絵図中の地名に吸収）	1	4	2	3	5	3	1	5	1	1	26	12.8
D_3（絵図中の大地名から新出）	0	0	1	2	0	6	0	0	1	0	10	4.9
E　合　計	8	17	28	33	34	18	13	19	28	5	203	
A＋B／E　(%)	62.5	47.1	75.0	81.8	70.6	33.3	92.3	63.2	60.7	60.0	66.5	
D_1／E　(%)	12.5	17.6	7.1	3.0	8.8	5.6	0	10.5	32.1	0	10.8	

備考：B_1 と D_2、B_3 と D_3 の数は必ずしも一致しない。大地名が3坪以上である場合があったり、現地名、旧地名の一方が不明な場合があるからである。但し両者には相関関係がある。

であったり、方格地割の乱れた部分では不規則な地割による一区画に小字が付されているので、その小字界は破線で示した。

なお記述の都合上、二坪以上にまたがるような現在の小字を以下では便宜「大地字」、一坪あるいは一坪以下の面積に付された小字を「小地字」と仮称する。また絵図においても「六ノ町」（二条二里）、「ハス川」（一条四里、二条五里）のような二坪以上にまたがる小字、及び「上ヒチヤ」「下ヒチヤ」（二条三里）のような形で上、下で区別される小字等がみられるが、これも便宜「大地字」という概念でとらえておきたい。

変遷の分類　さてこの作業によって比較が可能となったもの、即ち絵図にも小字の記載があり、現在の小字もまたわかるものをとりあげて、それぞれの坪が中世から今日までにどう変化したのかを検討し、比較分類を行なった。その場合、比較は絵図の各坪がどう変化したのか、即ち絵図の各坪単位に行なった。但し地名がどう変化したかをみることが一つの目的であるから、坪単位の地名が変化している場合は、単純に変化したもののほか、他の大地字に吸収されたものや、小地字を派生したもの等々に分類して比較することとした（表J—1）。即ち分類の基準をまずA～Dに四区分し、さらにそれをいくつかに細分した。まずAは絵図と現在の小字が一致するものとし、さらにAをA_1、A_2に分け、完全に一致するものをA_1、わずかな差異か訛りがあるが巨視的には同じとみてさしつかえないものをA_2とした。次にBは呼称は同じだが範囲を異にするものとした。但し同じ呼称があっても原位置を離れたものはBとせずCとした。Bのうち範囲が拡大したものをB_1、範囲が縮小したものをB_2とした。一坪を単位としたからB_2は一坪に満たない地名となる。一方絵図の大地名が縮小したものをB_3とした。Cは述べたように地名が原位置を離れ移動したものである。Dは呼称が変化したものとし、そのうち絵図中の小字が消え全く新しい地名に変わったものをD_1とした。一方新しい地名が全く新登場のそれではなく、絵図中にみえる他の地名に変わったものをD_2とした。つまりD_2は絵図中の小字が消え「大地字」に吸収されたもので、B_1に対応するものと

地図J-1　近江国瀧保庄における中世地名と現地名の比較

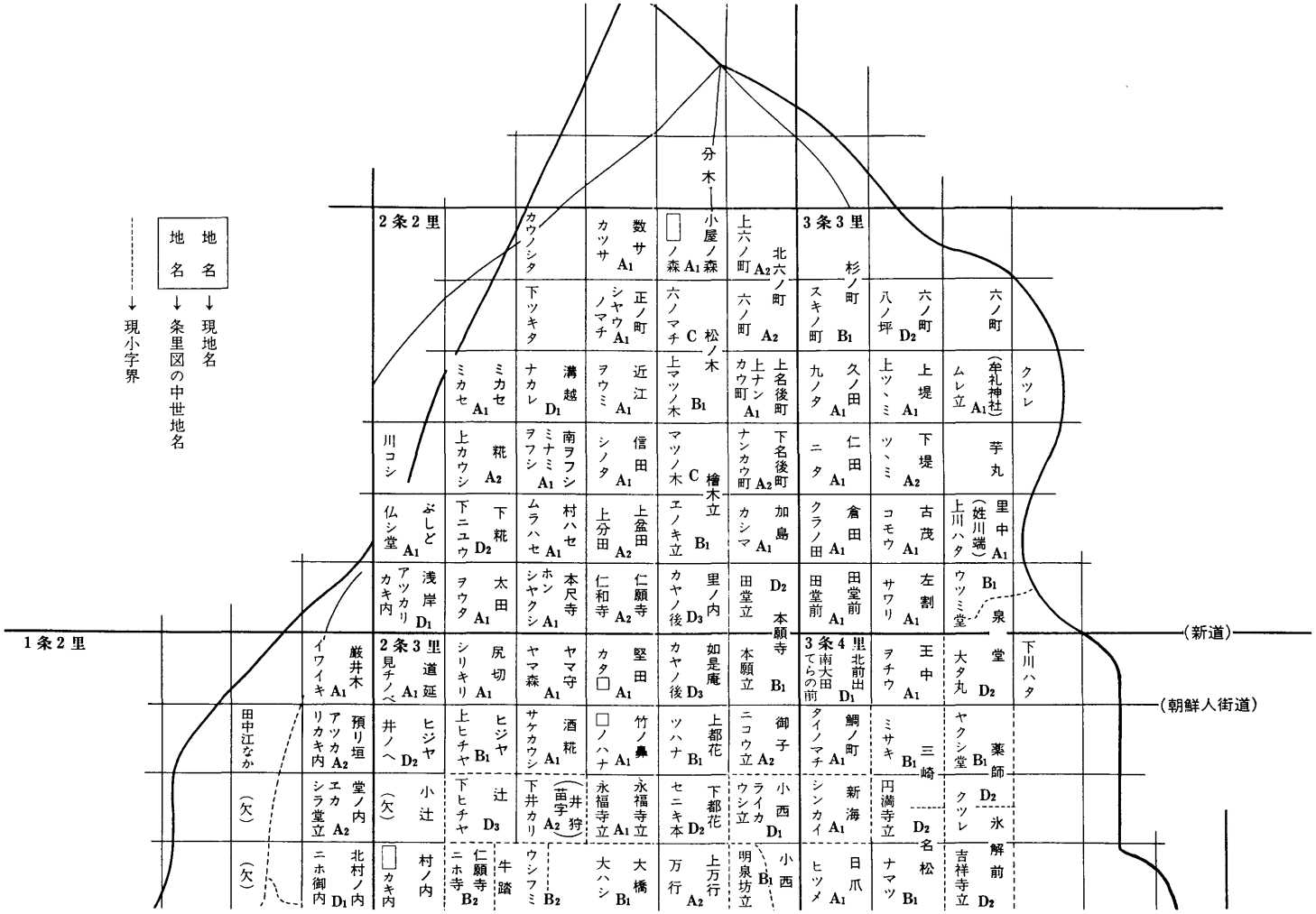

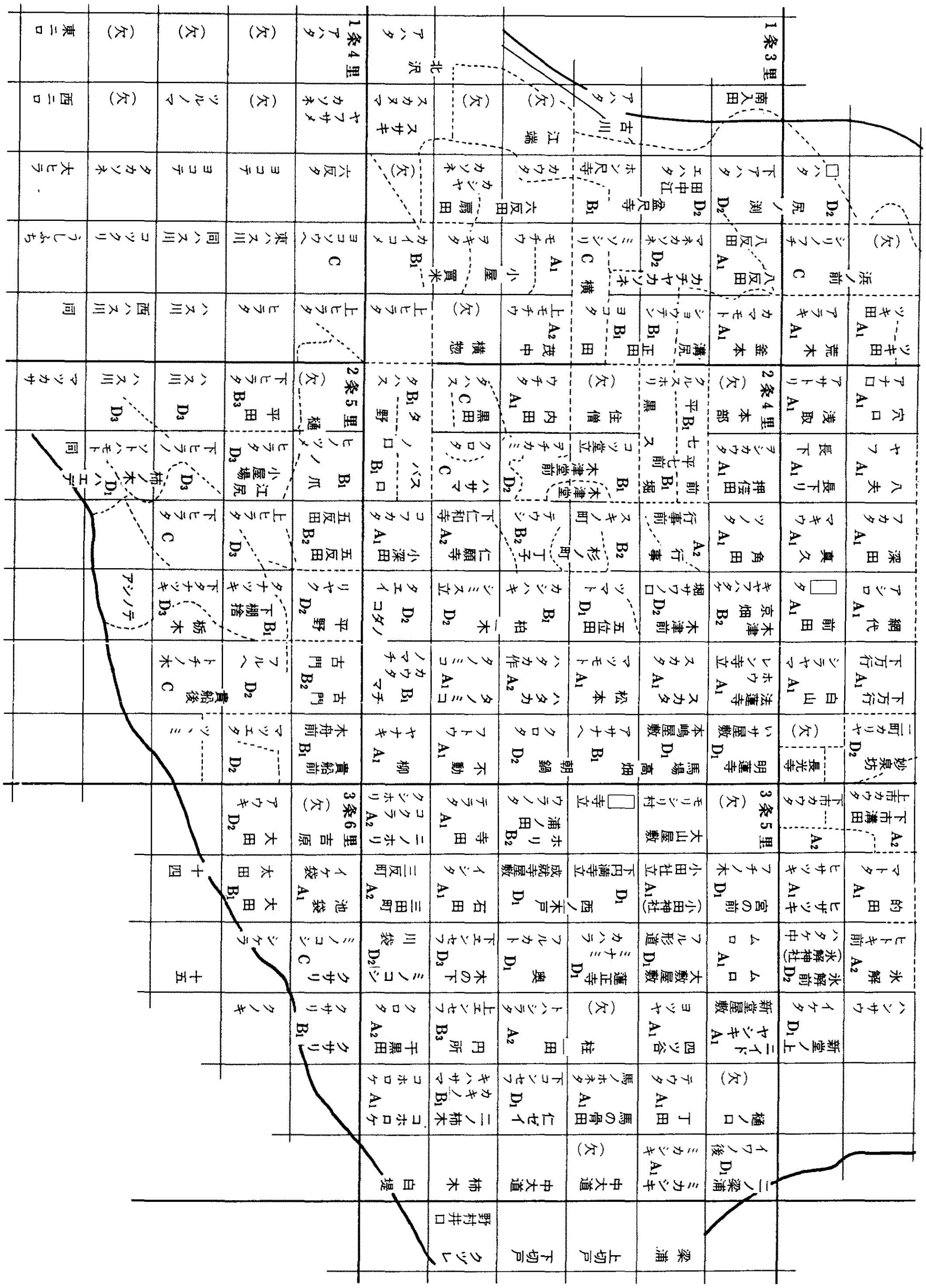
1条3里
1条4里
2条4里
2条5里
3条5里
3条6里
南入田
古川
江端
北沢
六反田
上ヒラタ
下ヒラタ
黒田
内田
住僧
本部
浅取
穴口
八夫
長下リ
押信田
五反田
小深田
仁和寺
杉ノ町
行事前
角田
深田
真久
平野
柏
五位田
木津前
京畑
細代
前田
古門
松本
法蓮寺
白山
下万行
柳
不動
鍋
高畑
馬場
明蓮寺
長光寺
妙泉坊
大田
吉原
寺田
大山屋敷
池袋
石田
成就寺屋敷
小田神社
宮の前
的田
蓮正寺
大歳屋敷
氷解
円所
新堂屋敷
新堂ノ上
馬の骨
中大道
柿木
白堤
野村井口
下切戸
上切戸
深浦
四
十
十五

いえよう。D_3は絵図中の大地名から新地名が発生したものとした。B_3と相関関係にあるものである。

表J—1を作成するにあたっては、条里絵図の小字を基準として、各坪毎にその一つ一つがA～Dのどれに属するかを分類した。具体的には二条三里を例にとるならば、一坪の「見チノヘ」以下「シリキリ」「ヤマ森」「カタ□(タ)」がA_1、「カヤノ後」→「如是庵」がD_3、「本願立」→「本願寺」がB_1、「ニコウ立」→「御子」がA_2、「ツハナ」→「上都花」がB_1、「セニキ本」→「下都花」がD_2、「ライカウシ立」→「小西」がD_1、「ニホ寺」→「仁願寺」がB_2（現仁願寺は二十坪の東三分の二程の地積である）、といった具合に分類し、その結果を地図J—1内に記入し、表J—1に集計した。

地名の残存　さてこの表によって地名の移動についていくつかの事実を指摘しておきたい。まずA、Bは地名が原位置に残っているものとみることができる。地名はどの程度残っているのか、つまりA＋Bはどれ程の率になるのか。三条三里の九二パーセントを筆頭に、二条三里では八二パーセント、二条二里では七五パーセント、と瀰保庄においては小字はきわめてよく残っていることがわかる。他の里においても六〇～七〇パーセントという数値が得られる。但し琵琶湖岸に近い一条三里（四七パーセント）、二条五里（三三パーセント）の二里では残存度は半分以下に落ちる。

琵琶湖岸付近において地名の残りが悪くなるのは何故だろうか。この点は二通りの解釈が可能である。谷岡武雄『平野の開発』はこの絵図に小字記載があって中世には陸地であったことが明らかな一条四里が、近世・近代には琵琶湖に水没していたことを指摘している。この一帯に小字が付されていないのはそのためであるが、このような地形・耕地の変化が地名の残存の仕方に微妙な影響を及ぼしていることが想定できよう。例えば絵図中一条三里、四里に記された「ヨコソウヘ」「六反タ」「カチヤカソネ」などが全て内陸部に移動していることは、耕地水没の反映ではあるまいか。

次に今一つの考え方は条里図の精度にかかわると考えるものである。つまり、本条里図にも鵤庄図にみたような部分的な記述の誤りがあると考えるものである。この点は次章に述べる乙訓郡条里図の場合にはっきりしているが、この史料ではこれ以上の追跡はむずかしい。ここでは後者については可能性の指摘にとどめ、一応前者の考えを基本として議論を進める。

次にC、即ち原位置を離れ移動した地名は全体で五パーセントであるが、地域でいえば旧琵琶湖岸に接したあたりに大半が集中している。これも以上の事情と関連するが、このことから瀰保庄における地名の移動は自然地形の変化という特異な現象に規定されていることが指摘できるだろう。

集落部分では地名は変化しやすい　次にD_1は地名が全く変化したもので、全体の一一パーセントを占める。D_1が特に多いのは三条五里、現小田集落の一帯で「——屋敷」という地名がいくつかみられる。屋敷地名は全て変化しているわけではないけれども、先にみた「本嶋屋敷」→「高畠」への変化のように、新たな住人が入ることによって変化したものもいくつかあると思われる。またD_3に分類してみたが、二条三

里の「カヤノ後」→「如是庵」といった変化も、現地における変化によって新地名が発生したことを推測させるだろう。このような集落部分での地名が変化しやすいという点は、先の鵤庄での見通しを裏づけるものである。

範囲は動きやすい　さてA＋Bの占める率が高いこと、即ち地名が現地に残っている場合が多いことは指摘できたが、一方範囲の移動にかかわるB＋D_2＋D_3が全体の三七パーセントを占めているように、地名の示す範囲は相当に動きやすいものであることもわかる。したがってCのような地名の移動の原因の一つに範囲の移動を考えることができるだろう。例えば二条二里の六ノマチ、マツノ木はともに大地名であるが、それぞれが別の大地名松ノ木、檜ノ木立に変わっているのはその一事例であろう。地名の移動が範囲の移動に起因し、したがって小地字より大地字の方が変化しやすいということは一般論としても承認されるだろう。

記載の問題点　次に条里図の記載方法についてもふれておきたい。二条四里の「クルスホリ」（黒す堀）、「平七前」及び「タハス」（タバス）、「ノロ」（野口）は条里図では各々の一坪毎に記されている。一方現在の小字は各々二坪にまたがるけれども一坪分が半分に分割された細長い区画の小字になっている。条里図は各坪に一小字を記入する原則をとっているので、どこ迄実際の耕地地割を表現しているのかは疑問がある。中世にもやはりこれらの小字は二坪にまたがるものであったが、条里図に記載する際に表記の都合上一坪一字として記入されたことも十分考えられよう。

なお行政資料である小字図は地名を全て網羅することを目的に作成されたものではない。文字になった小字こそ変化しているが、実際に使われていた地名には変化しなかったものも、さらにあるかもしれないことを付け加えておく。

まとめとして全体比をみておこう。A＋Bは六七パーセント、そのうちAのみは四七パーセントであり、変化しなかったものが圧倒的に多い。範囲が動いたものはB＋D_2＋D_3で三七パーセントとこれも多く、地名移動の一つの要因となっていると推測できる。完全に地名がかわってしまったものはD_1の一一パーセントで意外に少ないともいえるが、集落部分に顕著な傾向である。

聞取調査

今井熊五郎氏ほかより

第四章　山城国乙訓郡（小塩庄）条里図による小地名変遷の検討

――条里図に対する史料批判――

条里図の性格と時期　次に九条家文書中の乙訓郡条里図（『日本荘園絵図集成』〈下〉および『日本荘園絵図聚影』二　近幾一所収）にみえる室町時代の小地名と、今日の地名との比較検討を行なおう。この条里図が画く範囲には、乙訓郡に散在した九条家領小塩庄の耕地が含まれている。そのため小塩庄図と呼ばれることも多い。なおこの小塩庄の沿革については『京都市の地名』（『日本歴史地名大系』二七）の小塩庄の項（今谷明執筆）、あるいは熱田公「山城国小塩荘について」（『日本歴史の構造と展開』一九八三年）に詳しい。九条家関係の小塩庄史料は『図書寮叢刊・九条家文書』二・五に収められている。なお小塩の地名は菱川の東方の小字名に残っている。

この地図の成立時期は、年号が記されていないので未詳ということになるが、『日本荘園絵図集成』（下）の解説者（佐々木虔一）は、大永二年（一五二二）の「小塩庄帳写」（『九条家文書』五・一五八一号）の古市村の条に「九郎二郎まん所むこ事也　時ニしきし」とあることと、図中に「ふる一九郎二郎はたけ」とあることが対応することを指摘し、在地土豪神足（こうたり）氏の押領を排除して九条家が直接支配に乗り出した永正元年（一五〇四）以降、大永に近い段階で作成されたものと説明している。

旧小字と現小字　条里図に画かれた地域は現長岡京市神足古市の東から南、勝竜寺、古川、樋爪等に相当する。そこでまず大正十四年に京都市土木局都市計画課が作成した三〇〇〇分の一図に記入されている小字と対比してみよう。小字はある程度絵図と合致するが、しかしかなりの地名が失われていることに気づくだろう。実はこれは明治六～七年（一八七三～七四）、地租改正のおり、小字の統合が行なわれたせいなのである。京都近郊のある地域ではときおり、一部の旧家にこの統合以前の小字を記した地図が残っている場合がある（中山修一「向日町大字単位の古図」㈠・㈡〈『乙訓文化遺産』五・七〉）。きわめて貴重なものであるが、それによればたいていは二、三の小字を統合して新小

字が決定されているのである。

したがってここでも小字になれなかった地名の収集を行なうことになる。明治六年以前の村絵図が残っていれば作業は楽だが、残っていない村の方が大多数なので、聞取調査を実施することとなる。その作業ののち、室町時代の地名と、収集した現在の小地名を比較検討したものが、地図K—1である（地名収集の作業の詳細は次章に述べる。巻末地図L—1）。

分類にあたっては、まったく同じものをA_1、いくらか変化してはいるが同一と見られるもの、例えば、こんはり→五張、はこたてん→箱立、かんてん→神田（かいでん）等をA_2とした。次に本来的には同一と思われるが、東・上といった接頭辞が付いたり、なくなったり、変化したりしているようなものをA_3とした。例えば、上のしゆりしき→尻敷、石かまち→南石かまち、ちやう一→西長市、つかの元→つか、等である。次に位置が移動しているものをBとした。例えば、ふる一（古市）南かはらあれ（河原荒）、が隣接する坪のやけまきあれの転と思われる焼町に変化し、また絵図のやけまきという場所が隣接する坪の字名ひらきに変化し、きたかわら水田が掛越にかわり、きたかわらという地名が隣接するにのうへ、の位置に移動しているもの等である。Cはまったく変化したものとした（先の邇保庄での分類と若干基準を異にするが、各図の性質の差異による。詳細は以下の説明の中で明らかにしたい）。

その結果A_1は四五、A_2は一三、A_3は二一、Bは三九、Cは二三となった。全体一四一のうちAは七九で、五六パーセントとなる。これは小字のみで比較した場合の三二、即ち二六パーセントに較べると二・五倍もの高率となった。

条里図の史料批判—坪位置の誤記入　この数値について読者はどのように受けとめられようか。室町時代の小地名の残存が五六パーセントでは案外に地名の残りが悪いと思われる方も多いことだろう。ところが実はこのことには条里図そのものの精度の問題があることが判明した。即ち一四一の地名中、地名そのものは同じだが、位置が一坪ほど、ずれるものが全体の中に三九、即ち二八パーセントと少なからず存在している。このことの理由については、例えば地名が動いたとか、私自身の調査が不正確であったとかいろいろなことを考えたのだが、結論としては実は室町時代の条里図そのものに一部不正確な記述があったことが原因と判断した。

即ち図中、下段中央の里、条里坪付順序で「十のつほ」の箇所に条里図は「あさな十五」、その南「十一のつほ」には「あさな十かつほ」と記し、前者の東は「十五のつほ、えなまり」と記している。これによれば、元来の十の坪が十五にかわり、十一の坪が十の坪にかわるなどの変化があって、条里坪名が字名に踏襲されなかったことになる。ところが聞取調査の結果では条里図と異なり、西から順に「十ケ坪」「十五」「えなまる」と復原された。前二者はまさしく条里の坪名の踏襲である。条里図を信頼するならば条里施行ののち、室町時代には呼称が乱れて一坪ほど移動し、明治以降再び旧来の正しい条里坪名に復して、一坪分元に戻る形で移動したという複雑なことになるが、実際にはそんなことがおこることは考えられない。

私は乙訓郡条里図作成のおり、調査者である九条家家司が聞取調査

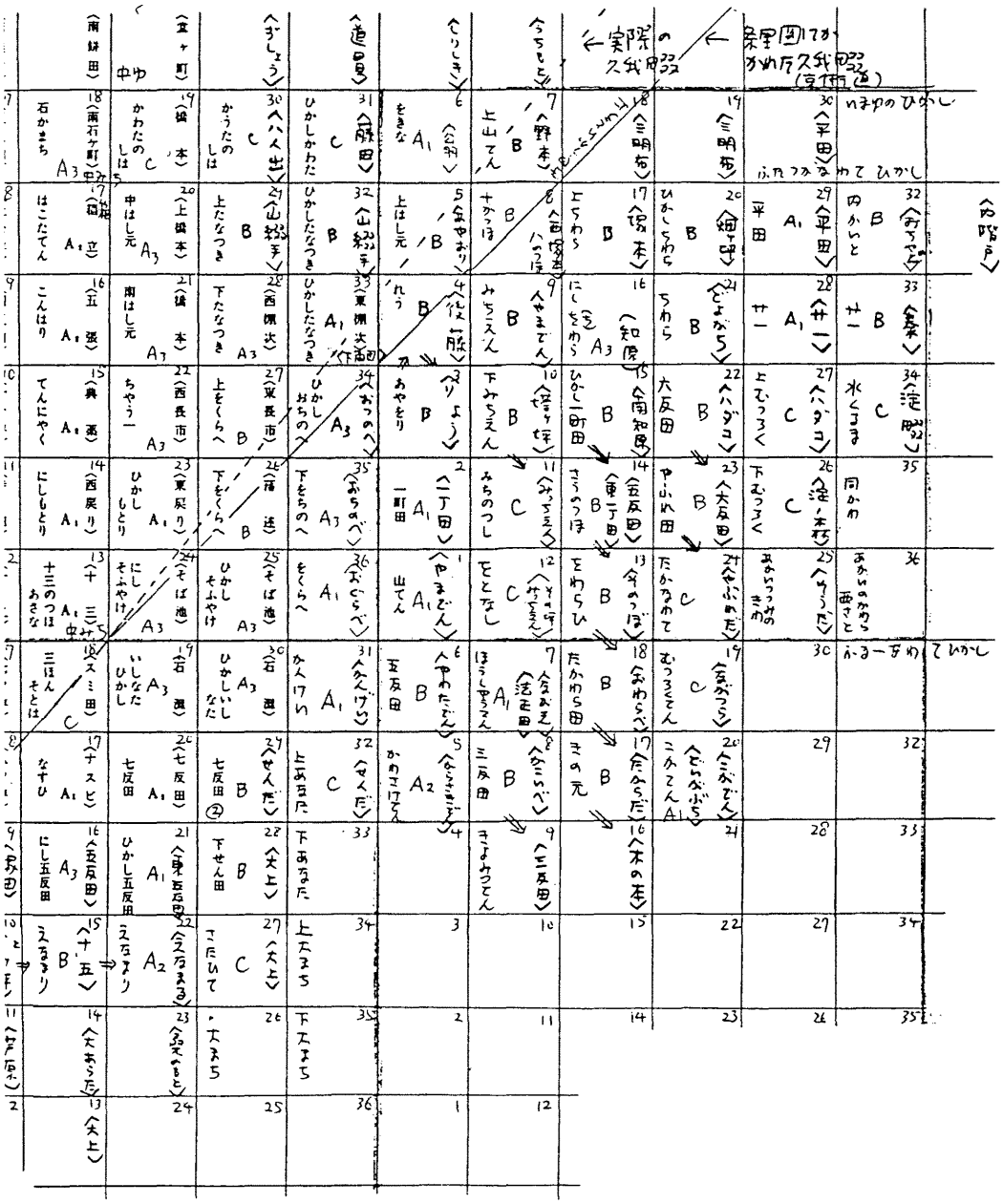

の際に、書き誤ったものと判断する。即ち私自身がしばしば体験することだが、地図の細かい記述を読み取ることが不得手な古老は、よく「何々の並びが何々で、その並びが何々」というような表現をする。従って各坪の南北関係、東西関係、そして目標となる道路や水路との位置関係を一々確認した上で地図に記入していかないと、ある部分の場所に混乱を生じることもしばしばおきるのである。まして正確な地図がなかった室町時代にはある程度の誤りは不可避だったのではなかろうか。

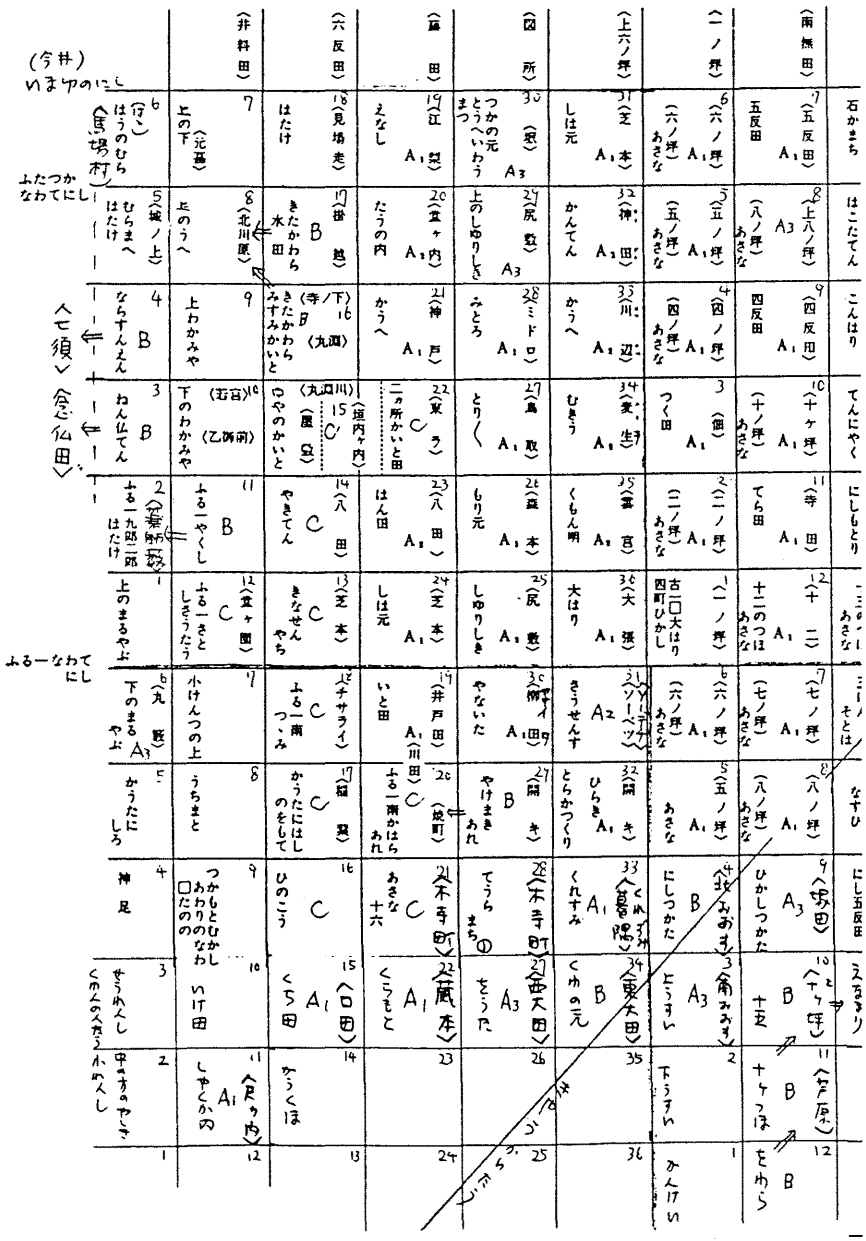

地図K-1　小塩庄図に画かれた地名と現地名の比較

凡例　左側：庄図に記された字名
右側〈　〉内：現在の小字ないし通称地名
⇒：庄図に記された字名に対応する現在の字名の位置

A_1	全く同じもの	45
A_2	多少転訛のあるもの	13
A_3	接頭辞を異にするもの	21
B	同じだが位置が異なるもの	39
C	変化したもの	23

補注　①下段左の里：28坪はきてらまちの書き誤りか。
②下段中の里：28坪下せん田に対する上せん田がないが、29坪は室町期に「上せん田」と呼ばれていた可能性がある。

写真K-1　神足古市の状況　奥から掛越、堂ヶ内（1979年）

乙訓郡条里図では他にもこの種の書き誤りがみられる。即ち地図K－1、上下段右端の二里（「久我文書」によってこの二里の名は水将里、津田里であることが判明している）のうち「下みちえん（現道辺）」「東一丁田（現小字東一丁田）」「六反田」「さうのつほ（現その坪）」「やふれ田」「おわらひ」「ほうしやうてん（現小字法正田）」「たかわら田（宝田）」「三反田」「きの元」はそれぞれそのまま南に一坪分ずらした位置に現在通称地名が残っている。この絵図では京街道、即ち久我畷が南西から北東にむけて一直線に画かれているが、南西では比較的正確に画かれているこの道も、北東では単純に一坪を斜めに切るように書かれたため狂いを生じており、水将里では正しくは五坪を通過しているのに絵図では八坪を通過するように誤って書かれている。こうした地図自体の不正確さも原因となって、合計十坪以上がまとまって一坪南にずれた位置に画かれる結果となったのである。

他に小畑川右岸も三の坪に「ねん仏田」、四の坪に「ならすんえん」（現小字七須、「えん」は「道えん」に同じく周辺の意か）、十の坪に「下のわかみや」、十七坪に「きたかわら」が書かれているが、正しくは三十三、三十四、三、八の各坪に書かれなければならないものであり、ちょうど各坪全体、一坪ずつ東によって書かれていることもわかる（こうした不整合性は播磨国鵤庄絵図にもみられたし、近江国邇保庄でも部分的にはそうした可能性のあることを考えた。またごく少数ではあろうが、地租改正時にもこの種の誤りがあったと考えている。例えば大和百済庄故地では自分たちが使っている地名と役場の台帳の場所が違っているという古老がいた）。

小畑川周辺や古市の屋敷地周辺は「堤」「橋」等普通名詞が多いため、どうしても現在の地名と一致しない部分が多い。そこで純粋に条里制耕地の部分（水田地域の左端、各里十九坪から二十四坪までの線より東の部分、具体的に古市でいえば江梨、堂ヶ内より東）をとりあげ、一方上記のような明らかに誤りである箇所を修正した上で比較してみると、室町時代の小字一二五のうち、現在も同一場所に同一地名が残るものは九四となり、室町時代の耕地小字は実に七五パーセントが現在も継続して使用されていることが判明するのである。この数値は大和盆地高市郡にも匹敵するものといえよう。

荘園景観の復原—公文名と佃　最後に神足・古市（小塩庄）の荘園景観にもふれておく。というのはこの地にも「雲宮」「佃」の地名があるからである。「くもみや」というだけでは何の意味かわからないが、条

里図は「くもん明」と記している。「くもんみょう」が「くもみや」に変化したわけだが、もちろん公文名の謂である。公文は荘園の事務・年貢の徴収を行なった荘官で、公文名は彼に与えられた名田である。『九条家文書』大永二年小塩庄帳写中、古市村の坪付にも公文名と記されている。雲宮という地名は他地域にも例えば久我鴨川の南に雲宮があるが、これも公文名と考えてさしつかえない。(1)

次に公文名の北東に隣接する佃の地名も興味をひく。佃は元来領主（荘園領主、あるいは預所・地頭）が下人・所従または荘内の農民に耕作させ、全収穫量を領主の所得とする田地をいう。反当たり二石ほどの高斗代で農民に小作させる場合もあった。佃にしても公文名にしても領主の田であり、一等田が選ばれるのが普通である。いったいこの佃・公文名はいかなる意味で上田だったのだろうか。

用水系統　まず一帯の用水系統を調べてみよう。古市への灌漑用水はそれほど大がかりなものはなく、いずれも西方を流れる小畑川の堤防下からの「くぐり水」、すなわちホリガ池（ホリガッショ）・丸淵・新池・奥の池・びわの池・チサライ・玉池といった湧水を水源としている（現在は、小畑川改修による河底低下のため水位も下がり、ポンプアップが行なわれている。旱天の年には水車による揚水もあった）。

ホリガッショの水は、おおむね東に流れる溝より南二丁を灌漑した（ただし掛越のみは近年までつき井戸＝噴出式井戸に依拠していた）。また丸淵川の水は田面の高い垣外ケ内・東ラを除いて鳥取以東典薬までの溝より南二丁、さらに十二・十三・落述・そば池までを灌漑した。雲宮・佃にはこの水がかかった。垣外ケ内・東ラに対しては、そしてのちには八田に対しても、ホリガッショの水が丸淵川を樋で越えてかかった（八田は元来はびわの池がかりであった）。

集村化の進行　このことは垣外ケ内の水田化はほかより遅れることを示している。水田化以前にはその地は地名の示すように集落内であったと想定されよう。かつての古市は半塊村で、集落の周辺にも家が点在した。やがて周辺の家は村内に移動し、家の跡地は水田開発される。このようにして、より一層の集村化が進む。そうした過程が地名「かいとが内」の水がかりからも判明しよう。

公文名・佃が上田である意味　さて古市では地図（L－2）中の標高一二メートル線をおおむねの目処として、高い部分は乾田、低い部分は湿田であった。前者は麦生の地名が語るように中世に二毛作も可能な上田であったが、後者は水がつきやすい下田であった。乾田の中では地力そのものにはそれほど差がない。ただし水源にあまり近ければ冷水が直接かかるから生産量は落ちる。また集落に近ければ近いほど、肥料（人糞・厩肥・苅敷〈生草〉等）の運搬・農作業に便利であるから良田である。この点を満たすのが公文名・佃だったと思われる。特に先述のように集落がもう少し東方に延びていたならば公文名・佃はより集落に近かったことになる。公文らはこの良田をまず把握したのであろう。

研究者による地名誤用　雲宮の地には弥生時代の遺跡があった。考古学では有名な遺跡というが、残念なことになぜか「雲の宮」遺跡という優雅な名称が定着してしまっている（『京都府の地名』など）。「くものみや」では本来の語義「くもんみょう」が想定しにくかろう。こ

のことについては地元の故岩城弥一郎氏も苦言を呈されていたが、近年の考古学者による地名改竄の一例である。

聞取調査

岩城弥一郎氏（明治三十三年生、故人）より

（1）この地名は「久我家文書」天正二年（一五七四）指出帳（国学院大学『久我家文書』二―六八三）にも「雲宮」としてみえているから、戦国期には既にこうして表記されていたものである。

第五章　乙訓郡条里地域における小地名収集とその史料的価値

――あわせて久我庄等の荘園景観を復原する――

一　通称地名（旧小字）の収集

前章では乙訓郡条里図を検討する中で、神足周辺の通称地名を収集することになったが、この条里図域のみならず、その範囲外、周辺地域をも対象として、通称地名を収集する必要があることを痛感した。というのはこの地域が学都京都より至近の距離にあるにもかかわらず、従来の歴史地理学が、小字以外の通称地名の収集をぬきに、この地域の条里を論じていることにきわめて不十分なものを感じたからである。

地名の収集　そこで乙訓郡のうちとりわけ条里遺構が良好に残る平野部、即ち東半分を対象として、地名の聞取収集を行なうこととした。なお作業は京都市史編纂室、向日市史編纂室等で地租改正前地籍図の所在が確認できた場合はそれに依り、また確認できない場合でも近世検地帳等旧小字がわかる史料がある場合はその検地帳地名を収集したのちに聞取作業を行ない、またそれも確認できない場合は全く手ぶらで聞取調査を実施することにした。即ち、

①地租改正前地籍図・村絵図が残存する村…鶏冠井（明治六年、鶏冠井区事務所蔵）、寺戸（近世、岡崎享氏所蔵）、上植野（上植野区事務所蔵）、開田（明治六年カ、西小路泰孝氏所蔵）、中久世（中久世自治会共有文書）、築山（片岡松代氏所蔵）、神足（宝暦十三年〈一七六三〉、微細地図、長谷川太一氏所蔵）、馬場（馬場区有文書）

②近世検地帳が残存する村…菱川（南淳一氏所蔵寛政二年、明暦二年名寄帳等）、上久世（井上隆司氏所蔵享保三年、承応三年、文久二年、明治二年水帳、小前帳）、上久我、下久我（『久我家文書』に多数）

※　①と重複するが築山（天正十七年、延宝四年検地帳）、中久世（明治五年地券渡願帳）

③その他小地名を記した史料がある村…勝竜寺（「近代一筆限小前帳」〈中山弥太郎氏所蔵〉）、①と重複するが馬場（『京都府地誌』、一般に

この『地誌』に記される地名は現小字と同じ場合が多いが、馬場にはそれ以前の地名が記されている）

なお既に先学が調査実施ずみの村として、上久世（上島有『京郊荘園村落の研究』）、森本（中山修一氏調査）等があり、そのまま成果を利用させていただいた。

全く地名収集の材料なしに、単純に聞取調査のみを行なった村は、下久世、東土川、城屋敷、勝竜寺、古川、桶爪（ひづめ）等であるが、実際にはこれらの村々についても『久我家文書』『九条家文書』中のいくつかの史料が活用できることがのちにわかった。

※　なお上記のうち、長岡京市管内分のものは、長岡京市史編纂事業の進捗にともない、近年発見されたものである（長岡京市『新神足村古文書調査の概要』一九八七年）。私が主として調査を行なっていた一九八五年以前にはこれらは利用することはできなかった。しかし『条里制研究』二（一九八六年）に報告しておいた聞き取りの成果はこれら新発見の古地図類とかわるところはほとんどなかったと思う。強いていえば上六の坪としたものが北六の坪であったり、藤田としたものが北藤田、南藤田であったという程度の差であろう（馬場の場合）。これは地元でも地名表現に多様な場合があることを示していよう。なお早く国鉄東海道線の軌道敷となった七反田などは聞き取りでは収集できず、これらの地図によって検出できたものである。

以上の作業の結果が地図（L―1〈巻末〉）である。他の地図に同じく公称地名・小字は赤、通称地名・旧小字は緑で表示しておいた。聞取調査の際お世話になった方、また書簡で御教示いただいた方は、下久世…岩井孝一（明治四十一年生）、香山兵太郎、中久世…戸倉貞三郎（明治三十五年生）、城屋敷…松下玖一（明治三十八年生）、比良岡常二郎（明治三十六年生）、神足…長谷川修（大正十三年生）、岩岸忍（大正十一年生）、古市…岩城弥一郎（明治三十三年生、故人）、馬場…大橋九一郎（大正二年生）、菱川…津田馨（昭和四年生）、斎藤繁一（明治四十二年生）、東土川…斎藤政一（明治四十年生）、斎藤実（昭和三年生）、久我…樹下竹次郎（明治三十六年生）、河村龍太郎（明治三十六年生）、荻野俊一、樋口新一（明治四十二年生）、多田一太郎（大正十年生）、池上康太郎（大正十三年生）、山田実（昭和十年生）、久我石倉町…上田義雄（大正二年生）、樋爪…真田宗三郎（大正十三年生）、安井清（大正四年生）、勝竜寺…中山弥太郎（明治三十三年生、故人）、久貝権一（大正二年生）、北井才一郎（大正七年生）、久貝…山本粂治郎（明治三十三年生）、久貝理市郎（明治三十五年生）、古川…辻一雄、寺戸…岡崎俊一、稲本正一

等の各氏である。他に乙訓郡外、葛野郡であるが、川島については山口国三氏（大正十五年生）、辻佐一郎氏（大正九年生）、川本健治氏（大正十三年生）の御教示分、下津林については湯浅武一氏（大正八年生）所蔵明治三年絵図記載分を図示した。

なお位置の比定にあたっては極力複数の方の確認を得るようにし、また書簡での確認も努力したが、一部時間の都合等で未確認のところもある。利用に際しては再度古老に確認していただければありがたい。

以上の作業の結果、行政地名である小字の数倍の通称地名（旧小字）を収集することができた。今後更なる調査の推進が必要だが、一坪一小字が原則だった近世の小字のあり方にかなり近づくことができたと考

えている（地図は京都市土木局〈大正十一年測図・昭和十一年製版〉三〇〇〇分の一図に加筆縮小したものである）。

二　条里制との関連から

条里地名―里名・坪名　さてそれでは収集した小字名をどのように条里制研究や歴史学研究に生かしていくことができるだろうか。まず前者に即していえば第一に里名の追跡が可能になった。『向日市史』は「里名の大字・小字としての遺存度は低い」と強調している。しかし中山修一氏もいうように地租改正前小字（現通称地名）の中には弓絃羽里に「出り羽」、榎小田里に「いのこ田」[1]、猪鹿里（ゐのしし、かのししで「ゐか」であろう）に「ゆっかい」、小切里に「大ぎり」等、いくつかの里名に一致する通称地名を検出できる[2]。ほか既に指摘されている鏡里の「かがみ」（加々美）、村田里の「村田」（久我の小字村田のほかにも東土川の通称地名村田があり、里内に該当する）等を勘案すれば、里の呼称の多くは里内の水田地名によって命名されたと思われる。文献上では中世に石作里に対応する字石作、高橋里に対応する字高橋がみえているが（「久我家文書」一―五六七〈八一六頁〉ほか、二―六一四―三九〈一二六頁〉、いずれも桂川の河川敷となったようで現存しない。

ほかに条里関係の坪名も随所で検出でき、「上古」が十九坪であることも確定できた。「いの坪」は一坪にあたる場合が多いが（上久世、菱川）、但し大和盆地では必ずしもそうではない（桜井市東田の井坪は四の坪、大西の伊ノ坪は二の坪の位置に該当する）。

葛野郡条里　なお乙訓郡境をこえて、葛野郡に入るが、川島で坪地名が検出できたことの意味も大きい。従来葛野郡条里については革島文書中の革嶋南庄条里図（指図）（『日本荘園絵図集成』〈上〉、京都府立総合資料館『資料館紀要』五～六）の存在が知られている。この条里図には嘉暦元年（一三二六）二月　日という年紀が記されているが、正中三年が改元されて嘉暦元年となったのは四月二十六日のことだから、この年号は**未来年号**ということになる。つまり年月日は後になって記されたもので、追記の可能性もあるが、裏書に正和から観応にかけての人である幸円（憲安）の自筆である旨、注記があり、これによれば、嘉暦～観応頃に作成されたものということになる。

葛野郡条里はこの指図によって、北西にはじまり、南西に終わる千鳥型であることはわかっていた。最初にこの指図を学界に紹介された杉山博氏は、「御所カキ内」「大道」と指図に記された位置は、それぞれ革島屋敷、山陰街道を指すとして条里の現地比定をされたのである（杉山博『庄園解体過程の研究』〈一九五九年〉）。この見解はもちろん正しいのであるが、ただ現地に残る条里坪名が広範囲をさす「三重」（三十）以外にはなかったので、最終的な坪界線決定には到らなかったのである。その点で今次の調査によって七坪、八坪という坪名が検出されたことの意義は大きい。七坪を十七坪の転と考えれば、八、十七で坪界線が決定され、それは狭義の三十（通称地名の三十）にも概略合致する。そして南端では杉山氏もいわれたように里界線にも一致するのである。

宗広里　但し葛野・乙訓郡界線は牛ヶ瀬・上久世間を東西に一直線

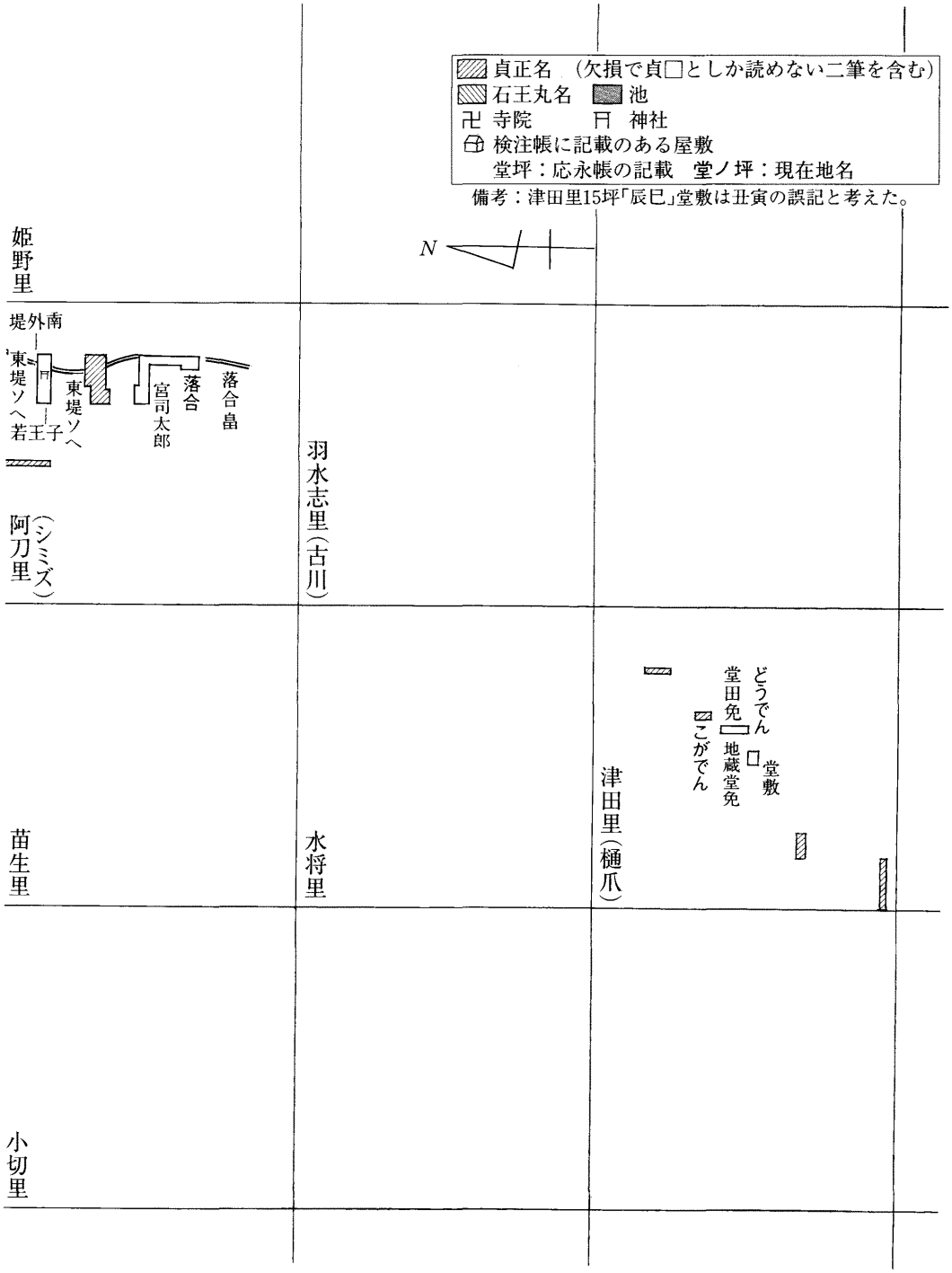
貞正名　(欠損で貞□としか読めない二筆を含む)
石王丸名　池
寺院　神社
検注帳に記載のある屋敷
堂坪：応永帳の記載　堂ノ坪：現在地名
備考：津田里15坪「辰巳」堂敷は丑寅の誤記と考えた。
N
姫野里
南堤外
東堤ソへ若王子
東堤ソへ
宮司太郎
落合
落合畠
阿刀里(シミズ)
羽水志里(古川)
どうでん
堂田免
こがでん
地蔵堂免
堂敷
津田里(樋爪)
苗生里
水将里
小切里

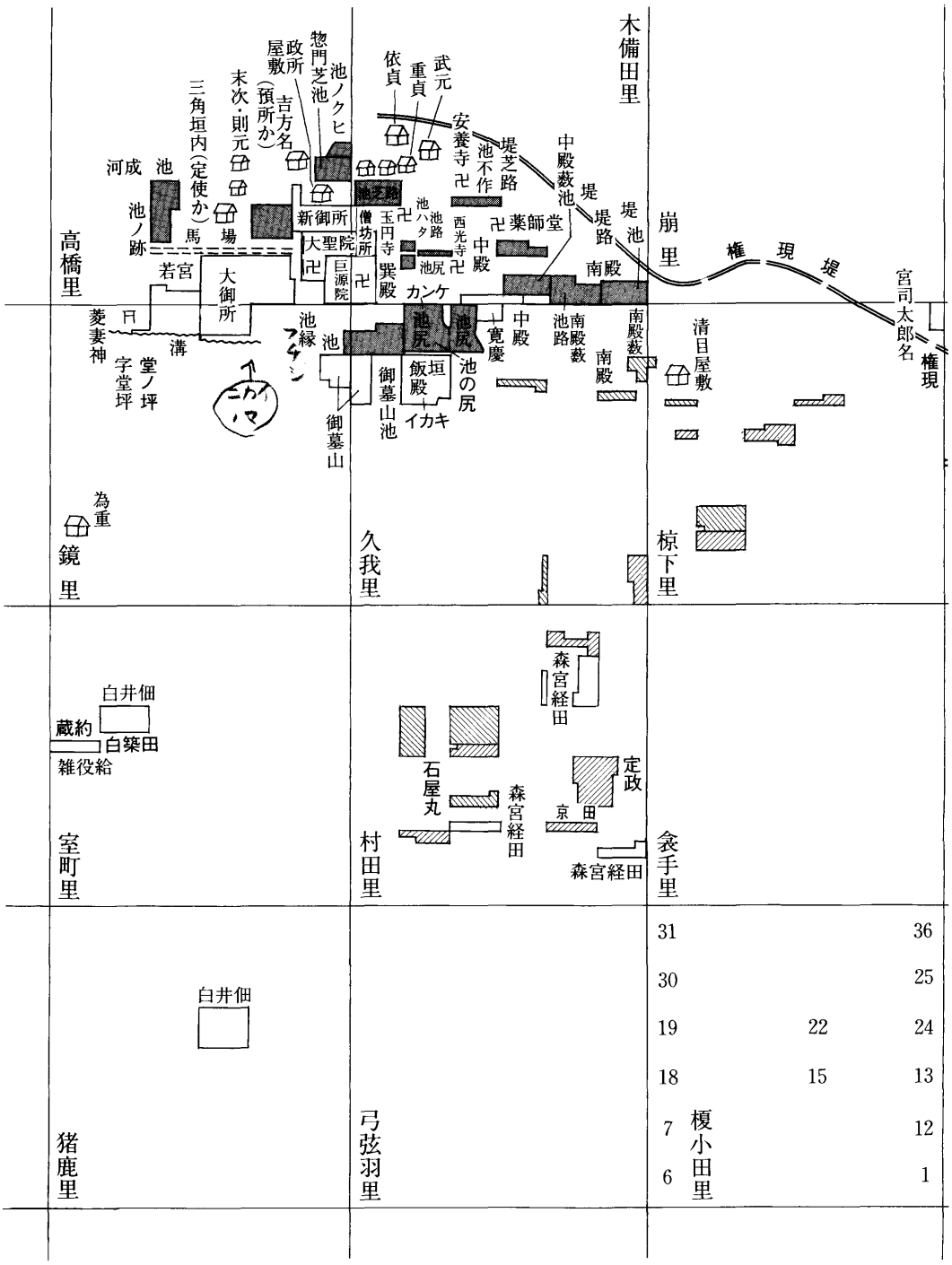

地図L-2　久我庄の中世地名と名の分布（『久我家文書』応永三年久我本庄検注帳、および久我庄検注帳案〈1-142、143〉より）

に走るが、この葛野郡川島と乙訓郡上久世の間では川島領が十六坪分程、乙訓郡にくいこんでいる。この部分こそが先学が問題にしてきた部分である。即ちこの部分は嘉暦指図に別記される宗広里十二坪分、即ち川島全体分四里（百四十四坪分）とは別に方位を九十度ふった上で欄外に記される三分の一里（十二坪分）の部分にほぼ該当し、二郡にまたがった川島庄（革島庄）の飛地部分を継承するものと考えられる。革島文書では宗広里（胸広里）はある時は乙訓郡に、ある時は葛野郡に属すると表記されてきた。郡界をはさんで北側葛野郡条里は北西に一の坪、南西に三十六が来る千鳥型であり、南側乙訓郡条里は南西に一の坪、南東に三十六が来る千鳥型であって、それぞれ九十度方位を異にするが、この宗広里は後者の乙訓郡条里のタイプに属している。

三　久我庄故地における景観復原と地名

乙訓郡域には著名な中世荘園が多数存在した。東寺領上久世庄、久我家領久我庄、先述した九条家領小塩庄等である。このうち久我庄の耕地景観の復原は既に杉山博氏によって、古く一九五六年に行なわれている（「室町期（応永年間）荘園の内部構造―久我家領山城国乙訓郡久我荘の場合―」〈『日本歴史地図』〉）。その後一九七七年以降、国学院大学によって久我家文書が刊行されたこともあり、近年は岡野友彦「山城国久我荘の千種祭について」（『日本歴史』四八八、一九八九年）のような民俗学的手法をとり入れた景観復原の労作も発表されている。以下では先学の手法に同じく、応永三年（一三九六）の検注帳を通じて、久我庄の景観復原を行なうこととしたい。但しこの検注帳に記された情報量はすこぶる多い。ここでは第II部の主題、地名の史料学（史料批判）に即した検討を行なうこととしよう。なお応永三年の検注帳は二点ある（刊本一―一四二、一四三）。この両通の関係をみると例えば高橋里、鏡里などは後者（一四三）のみにみえ、逆に津田里、衾手里等は前者のみにみえている。あるいは両通にともにみえる室町里、村田里も個々の坪や筆が重複して記されることはない。前者にみえる名は貞正名、貞宗名、石王丸名、新成次名、中栄（永）名などであるが、これらは後者にはみえず、逆に後者にみえる重安名、為重名、国行名、武元名などは前者にはみえないなど、全く領域を異にし、かつ書式も若干異なる史料である。[3] 前者が検注の対象とした地域は「久我本庄」と呼ばれ、後者の場合は「久我御庄」とされている。久我本庄はのちには下久我と同義となっている（四三五）。よって二通の検注帳は前者（一四二）が下久我を、後者（一四三）が上久我を対象としたものと考えたい。

さて地図L―2は検注帳に記された情報のうち、今日の久我に伝存する地名の理解に深いかかわりをもつものを表示してみたものである。以下順次説明していこう。

「久我水閣」、園池・二階閣と関連地名　久我庄の中心となるのが、久我家の邸宅である。この建物は平安期以来、『中右記』など貴族の日記に「久我水閣」として登場している。『京都市の地名』はその所在地等は不明とするが、岡野氏もいうように応永検注帳に「大御所」と記されたその地こそ久我水閣の所在地であろう。大御所の南方には巨源院（こうげんいん）、大聖院、そして新御所と政所が配置され、政所に隣接して惣門があっ

た。さらに応永段階には耕地となっていたが、かつてはその南方に巽殿、中殿、南殿も配されていたのである。

そして図示したようにこれらの御所をめぐって四周に池が多数存在した。大御所の西の溝（現在の前条川）から導水される巨源院西の池は**御墓山池**と呼ばれ、久我里三十二、三十三坪では**「池尻」**、鏡里三十六坪では**「池縁」**と表現されているが、現在該当位置に、**「池の尻」「御墓山」「ふちじ」**の地名が残っている。ほかにも応永帳には馬場池、惣門芝の池、中殿藪池など多数の池が記されている。

写真 L-1　久我庄の景観　今坂、加々美の周辺。奥は名神高速道路

また『明月記』建永元年（一二〇六）八月十九日条に、

乗レ月向ニ左衛（久我通光）門督久我亭一（中略）、昇ニ二階之壱閣一、望ニ田野月一、非レ無レ興

とみえる。当時二階建の建物は寺院の塔などを除いては、きわめて珍しい存在だった。今日**「にかいのま」**という通称地名が残っているが（天正指出帳〈二―六八五〉等には「にかいのまえ」とあるが、現在は「にかいのま」といっている）、ちょうど大御所の敷地が西方にはり出した部分の西に相当する。この位置に二階閣があったとすれば、まさしく眺望はすばらしく、久我庄の水田に写る「田野の月」は絶景であったことだろう。地名「二階の前」は、二階閣の位置を示唆するが、周囲を池と田野に囲まれ、二階閣の聳えるこの邸はまさしく「久我水閣」の名にふさわしいものだった。

大御所、新御所にかかわる地名としては**「新御所」**そのものが、現桂川堤防近くに残っている。天正十四年（一五八六）の蔵納算用帳（二―七二二）に「畠そと新御所」とあるものに該当しよう。この一画の南方、木備田里北辺には西光寺、玉円寺、安養寺等の寺院があった。この地には**「僧坊所」**の地名が残っている。応永帳木備田里十坪の作人の名に「僧坊彦太郎」とあるから、これも応永以前からの地名である。

久我庄給分と関連地名　久我庄には**「イカキ」「カンケ」**という地名もある。耳なれない地名であり、一般的な地名学の知識では解釈困難な地名である。一体何を意味する地名なのか。応永帳の久我里二十九坪に**「飯垣殿」**と記された筆が十四筆、計九反大三十四歩、同じく三十坪に四筆、二反百二十六歩あって、いずれも石代である。飯垣（飯墻）に与えられた一町二反九十二歩の給分に該当することは、検注帳巻末に記された「給分方」に明らかだが、その位置に残るのが、この**「イカキ」**なのである。

次に久我里三十三坪に「池尻中此内一反**寛慶**」、木備田里三坪、四坪にもそれぞれ**「寛慶」**とみえる。ほぼこの三筆に相当する地域に**「かん**

け」があるのである。この寛慶は検注帳巻末に、預所佃、重吉給、定使給等と併記されており、しかもこれらの中で面積、年貢高とも最も多い。預所に匹敵する庄官的な存在だったのだろう。なお久我庄の飛地のあった津田里、つまり今日の樋爪及び古市にも「かんげい」の地名が残っている。

応永帳の鏡里十八坪には「四反　**鍛冶給**（カチノキウ）」とあるが、相当位置（築山）に「**かじがきゅう**」の通称地名が残っている。同じく鏡里二十三坪には「**栗林三反**」とある。栗林は普通名詞のように思われるが、巻末「給分方」に「**栗林**　二反」とみえて、やはり人給である。これも当該位置に「**くりばやし**」が通称で残っている。

ほかにもこの給分方に記されたものは、先述したもの以外に**三坪**、**堂坪**、**平田**、**九坪**、**江井**（えのい）、**池尻**がいずれも地名に残り、他に佐伎とあるものは、通称サッタかと思われる（佐伎田の転か）。

また既に杉山博氏ら先学が指摘されるように応永帳・室町里十九坪に「二反　五斗代　**雑役給**」、二十坪に「五反　**白井佃**」とあるものが、それぞれ「**蔵約**（ぞうやく）」「**白築田**」（現在は「しらちくでん」、本来は「しらつくだ」か）という小字地名として残っている。

寺社田と地名　次に寺社及びそれの免田に関する地名をみていきたい。まず津田里（樋爪庄ともある）であるが、十五坪及び隣接する二十二坪に各六十歩「堂敷」とあり、その北二十一坪に六十歩と小の二筆に「**堂田免**」と「地蔵堂免」の記載がある。一方その現地には「**どうでん**」という通称地名がある。[4]

次に村田里九坪に「二反　森宮**経田**」、十二坪に「二反卅歩　森宮経田」「三百十四歩　同」とある。この九坪から十二坪にかけての土地を「**京田**」と通称している。

次に阿刀里三十坪に「二段　若王子敷地（×寺）」とある。この北方（椋下里二十五坪辺）の小字は権現となっている。若王子権現に由来しようが、隣接する三十六坪には「新開　宮司太郎㈱」ほか宮司分が計五筆ある。王子権現宮司の所管する田が地名「権現」の由来であろうか。

桂川堤　なお下久我の旧堤防を権現堤と呼称しているのは、この権現に由来しよう。この堤防は一般に太閤秀吉が築いたとされているが、応永帳・阿刀里二十九坪に「東堤ソヘ一段」「堤外南一卅歩　出田」、三十坪に「東堤ソヘ　大五十歩」、木備田里十二坪に「堤路」、十三、十四坪に「堤」とあるから、応永当時には既に存在していたものである。応永帳ではこの権現堤より東方の桂川河川敷であったと推定される部分には、検注対象となった田地はほとんど記されていない。

なお津田里十二坪には「南川ハタ小」、十三坪には「一段大　川成」と記されており、今日の桂川本堤とほぼ同じ位置であるから、樋爪の村が当時も今も桂川に接していたことがわかる。

久我の中心、高橋里においても十七坪に「一反小三歩　不作河成」とある。この部分では中世以降の桂川の浸蝕もあったようだが、巨視的には桂川の流路自身に大きな変化はなかったとみてよいだろう。

名地名と名田分布—貞正名と石王丸名　応永検注帳に多くみえる名（みょう）のうち、遺称として残っているものが、通称地名「**定政**」と「**石屋丸**（いっしゃまる）」の二つである。それぞれ**貞正名**、**石王丸名**（いっしゃおまると発音したか）の遺称と考えられるのである。そこで名田の分布と、この遺称地名と

の関係をみてみたい。

地図L―2に示したように貞正名、石王丸名ともに庄内に散在している。特に貞正名の場合は飛地の津田里を含め五か里に及んで分布している。しかし散在性の中にも濃密に分布する地域がある。両名(みょう)ともに村田里がそれである。そして村田里の中でも貞正名は十一(5)、十三、十四坪の一画に八反二百九十七歩が、石王丸名の場合は十六、二十、二十一坪の一画に一町一反六十歩が集中する。そして地名定政は村田里十三坪、地名石屋丸(いっしやまる)は十七坪相当の位置に現存する。即ち応永三年に各名がもっとも集中して分布していた地域に、名の遺称である地名が残っていたのである。

近年の研究成果では名はいくつかの経営を包摂した徴税単位であり、名主が徴税の責務を負ったものという。してみると、名には名主自身が直営する耕地と、他の作人の耕作地ではあるが、年貢徴税に名主がかかわる部分という二種の耕地から構成されていたことになる。久我庄の貞正名、石王丸名の場合、名主直営の部分が、この村田里を中心とした水田にあったことは、その分布の濃密さからいって疑いない。

即ち、名の遺称が名主の直営田部分と密接に関連していることは明らかになったといえよう。なおさらに推測するならば、名地名は名主の屋敷を指していたのではあるまいか。

応永期には集村は未完成　名地名が名の何をさしているのか。この点は本書全体を通じて検討していくことになる課題であるが、もし屋敷を指すという見通しが正しければ、散在する農家(名主屋敷)がいくつかあった中世の久我庄の景観は今日に比すれば散村的であったことになる。

つまり図に示したように応永三年の段階で確認できる上久我庄分の名主屋敷は、大半は今日も久我(上久我)の集落のある部分と一致する。即ち当時も集村であって、唯一の例外が為重名の屋敷である。但し下久我分を対象とした久我本庄分の検注帳(一四二)は、上久我検注帳(一四三)と異なり屋敷の所在は記していない。残念ながら、他の下久我分屋敷に同じく、貞正名、石王丸屋敷の位置は文献の上からは確認できないわけだが、もし地名遺称地に屋敷があったとすれば、為重屋敷のように集村部分からは離れた場所にも、いくつかの屋敷が存在したことになろう。

定正の水田化と垣内集落の完成　天正二年から十四年(一五七四～八六)にかけての蔵入帳、蔵納算用状(二―六八三、六九六、七一三～七一八)によれば、かつては名主屋敷地であったはずの「さたまさ」(「定正」、定政)、あるいは「石わう丸」は他の名遺称地長安(永安)などと同じく、小面積ながら水田や畠に耕地化されている。定正の場合、五筆四反六畝十歩が水田として検地対象となっている(七一六、七一八)。

一方、天正十四年上久我蔵納算用状(二―七二二)には、

「かいとの内」「同すミよし」「同なへとりかいと」

が見えており、垣内地名が増加しているが、このうち鍋取は今日集村地区にあたる僧坊所近辺の小字として残っている。応永三年帳にみられた集塊村は一層集村化が進み、周辺にあって散村的景観を呈していた屋敷等もこの「かいと」と表現された区域の中に移動し組み込まれ

て、もと屋敷のあった跡地は水田化されていったものであろう。

検注帳の活用と地名収集　以上久我庄の景観復原を行なってきたが、久我文書中には応永帳以外にも文明八年（一四七六）検注帳（「久我家文書」二―六一四―三九）、明応二年（一四九三）築山村指出（一―三二二）、天正十三年（一五八五）十二月の作成にかかわる蔵入帳（二―七一三～七一八）等多数の小地名を記す帳簿類が残っている。文明帳を例にとれば、そこに記された字名は約一五〇、その中、八〇以上（六割弱）の字が復原可能となっている。

乙訓郡内の他地域についても、散在荘園小塩庄の領主であった九条家の文書には、小地名を記した坪付類が多数残っている（『図書寮叢刊・九条家文書』二、五）。大永二年（一五二二）小塩庄帳（五―一五八一）を例にとれば、記載地名のうち現位置がわかるものは五七、位置比定が困難なもの二〇で、四分の三までが現存地名である。こうした古文書に記された情報はきわめて豊富であるが、その活用は小地名の収集、記録保存によってはじめて可能となるものである。

四　その他の乙訓郡域の歴史地名

そこで乙訓郡全域に関し、注目される歴史的地名にも言及しておきたい。

官司田地名　まず官司田地名が乙訓郡域に多数残ることが興味深い。古市の「尻敷」、神足の「尻敷」がいずれも「しゆりしき（修理職）」の転訛であることは先の乙訓郡条里図に明白である。他にも菱川、中久世、寺戸、古川に尻敷があるほか、「尻引」という字名も上植野、森本にある。神足ほかに多い地名七反田をヒッタンダといい、また質がヒチになるように、グリコ森永犯が犯行声明の中で「ヒツコイおまわりさんへ」、とタイプでヒの字を打ったように、京郊ではシ音がヒ音になり時に文字化される。syu→su, si（修理→すり、しり）、shi→hi という変化が認められるならば、乙訓郡東半には少なくとも合計八か所の修理職地名があったことになる。寺戸の尻敷は小字に採用されて「字修理式」となった。この修理式について『日本歴史地理総説（古代編）』は平安京修理職の別所ではないかとされている（七九頁）。しかし八か所もの別所の存在も不自然であろう。これは修理職にともなう官司田、つまり修理職田の遺称と考えたい。

ほかに典薬寮田に由来する典薬（てんにやく）（古市）、天役（上植野）、図書寮田に由来する図所（馬場、古川〈ずしょう〉）、馬寮田に由来する馬司（うまづか、大和盆地では「まつかさ」という）、ほか内膳田（寺戸）等が残っている。塔ノ森（とのもり）という地名が勝竜寺にある。塔ノ森は桂川の対岸にもあり、また奈良県にも奈良市長谷町、桜井市上ノ庄等にあるのだが、この地の「とのもり」は建保四年（一二一六）主殿寮田坪付（とのもり）（「壬生家文書」『鎌倉遺文』四―二二三七）にみえる「五条神足里廿五坪」にあった天治年間以来の主殿寮田の位置に一致するから（『京都府の地名』ほか）、そのことに由来していると思われる。

ほか、上植野、下久我、大藪の「カモ（ン）田」は賀茂田ないし掃部田の可能性がある。大藪（笠鹿里）の「かもんで」の場合、その地に賀茂田があったことは文献でも確認できるから（「久我文書」一―一二

五)、前者であろう。神足の大原田なども大原社領であったことを示すと考えられる。また推測になるが「影石」「影ヶ石」が寺戸、上植野にあり、勘解由使庁との関係が一応考えられる。但し寛喜二年(一二三〇)三鈷寺文書(『鎌倉遺文』六―三九八六)では、

一所一町字影石　古市村内

とあり、鎌倉期から地名化したことがわかる。[6] また門戸(鶏冠井)は主水司との関連も考えられる。

その他の興味ある地名　他に地名研究的な関心からいえば、「久我家文書」に「はやあかり」とある地名が「早刈」として伝存し、勝竜寺の字早刈も拝上りとも記されること等は京都府、奈良県、滋賀県に極めて多い「はやあがり」(隼上り、馳上り)、「はいのぼり」(這い登り)、「はやがり」が元来同一の地名であったことを示しているし、「三代とき」「妙時」「夫婦木」(「上植野、久我」)などまちまちに表記される地名が、元来は同一で、おそらくは二本並んでたっていた夫婦木が語源と思われること、[7] また上植野・築山等にある「ビワ首」が楽器琵琶の首の形のように川水等の滞水がある地形をいい、時に「ビワコ」(東土川)とも転訛すること等多くが注目される。[8] 他に地名「後藤」が中久世、上植野、大藪、寺戸、古川、下津林に、と六か村に残る。「革嶋文書」には下津林に「五塔田」があったとされるから(永正十七年〈一五二〇〉七月吉日知行目録一三〇号)、中世以来の地名である。

同様に「キベ」が上久我、大藪に、「キリョウ」(木領)が鶏冠井、東土川にあるように、同じ地名が各村に普遍的に存在することも興味深い。

なおここに掲載した地図の中には差別の歴史の解明にきわめて重要な役割をはたすと考えられる地名が含まれている。たとえ無意識にではあっても私たちの調査結果が差別に悪用されることはあってはならないことである。しかし歴史学は差別を解消する目的と方向で差別の構造・歴史を明らかにすることをも重要な任務としており、現にこうした地名を史料として用いることを可能とした成果も生み出されつつある。[9] 本書掲載地図においてはそうした考え方に基づき歴史的地名を取り扱った。

以上乙訓郡域における小地名の収集と、その史料的価値について言及してきたが、聞き取りによる地名収集はなかなかに困難なものがあった。勿論思いの外簡単に収集し得た場合もあった。印象に残っているのは下久世の岩井孝一氏、樋爪の真田宗三郎氏、昭和三年生まれと若かったが東土川の斎藤実氏らで、ほんとうにスラスラと小字以外の通称地名が出てきたので、こちらも感動した。しかし正直にいって久我の調査は難航した。久我が市街化調整区域で、田園景観が比較的よく残っているにもかかわらず、である。久我で最初に紹介された古老は洛西土地改良区の理事を長年勤めるなど、半ば公職に近い地位にあった人だったから、小字以外の地名には関心のない人で、こちらの尋ね方も悪かったが、あまりしつこく聞かれたので立腹されてしまうということもあった。失敗談として筆にとどめておく。久我での聞取対象者が、他の村に比べ、圧倒的に多数なのは、この調査難航とも無関

係ではない。地名「にかいのま㈹」は検注帳の記載を手がかりに、数人に尋ねたのち、やっとこのあたり、と確認したものである。

ただこうして集めた通称地名の入った地図をみせ、今一度、検地帳地名のコピーを渡して、古老数人に議論していただく機会があれば、まだまだ収集できる地名はあるように思うのである。

(1) 「いのこ」「えのこ」の混用は多い。例えば『角川日本地名大辞典』(京都府)の「いの子田町」(「えのこ田町」とも表記される)など。また犬の尾に似た草を「えのころ草」とも「犬ころ草」というのもその一例であろう。

(2) この点は服部「書評・金田章裕『条里と村落の歴史地理学的研究』」(『日本史研究』二九四、一九八七年)で詳述した。

(3) 両者に共通して登場する名も皆無ではなく、吉方名などがある。この名は預所に近い立場の者の名の可能性がある。

なお二通の検注帳を含めた分析は、杉山博・前掲書(本文二二一頁)。

(4) 津田里二坪は応永帳では合計一町小もの田積があり、条里制と矛盾するが、現地をみると水路の張り出しがあり、確かに一町以上の田積はありそうである。

(5) 九坪の一筆及び十一坪の一筆は欠損により貞□としか読めない。貞宗名の可能性もあるが、ここでは仮に貞正名としておいた。

(6) 勘解由使は平安末期には名ばかりの状態だった。大和盆地の馬司地名が平安期のものであることは服部「松笠考」(『遥かなる中世』七)で述べた。

なお菱川の「笛吹」は雅楽寮笛工との関連も考えられる。

(7) 二本が並行して流れる奈良市能登川・岩井川を地元では「みょうと川(夫婦川)」と呼ぶ。

(8) 茨城県真壁町では近世初頭の検地帳にみえる「ビワクビ」がビワコという通称地名として残っている(巻末地図C—1)。

(9) 『京都の部落史』等、またこの点に関し網野善彦「検非違使の所領」(『歴史学研究』五五七、のち『中世の非人と遊女』に再録)は多くの示唆に富んでいる。

第六章　大和盆地における小地名の変遷

地名の変遷について、中世条里図等によって検討してきたが、この作業の最後として、以下条里制呼称の解明がなされており、つまり何条何里の位置が判明しており、条里表記と併記された字名の現位置比定が容易で、かつ史料も豊富な大和盆地において検討を行なうこととする。

そこでその素材を奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』の付表、および『奈良県史』4・条里制（復原資料中の表）に求めることにしたい。この表は『寧楽遺文』『平安遺文』『鎌倉遺文』の他、各種史料や荘園絵図を網羅して、古代中世の条里坪付をもつ小地名を収集し、さらに条里によってその小地名の現位置を比定し、現小字と対比したものである。したがって古代中世以降の地名の変化を簡単に追跡することができるのである。

そこでこの一覧表を整理し、各時代ごとの地名の変化、各地域ごとの特徴を考えてみることとした（表M—1）。各地名を現在の小字と同じもの（一致）、変化したもの（不一致）とに二分すると次のようになる（史料の性格がまちまちであるので、若干の転訛、移動は便宜上変化しなかったものに分類しておく）。

時代毎の地名の変化　まず奈良時代地名であるが、この時代は史料が二点しかなく、しかも二つの差異が著しい。「東寺文書」宝亀八年（七七七）佐位庄券（『寧楽遺文』六四六）にみえる麻生田（をみ）、葛野田（かどの）、画工（えだくみ）田、柏原（かしわばら）田の四筆は、十市郡の小字太田、カトリ、枝組（えだくみ）（ただし一坪ずれる）、柏原としていずれも現存し、一〇〇パーセント近く残るといえるが、京北班田図の場合一致する地名を検出することがむずかしく、添下郡内で一致するものは一〇二例中三例と三パーセントにすぎない。

次に平安時代になると古文書にみえる小地名一二八例のうち六一例、すなわち四八パーセントが現存していることがわかる。地域ごとに残存の良し悪しがあり、高市郡のみをみれば一三例中の八例、過半六二パーセントが平安時代以来の定着した地名である。

表 M-1　大和盆地における古代中世地名と現地名の比較

	奈良時代		平安時代		鎌倉時代		南北朝〜室町時代	
	一　致	不一致	一　致	不一致	一　致	不一致	一　致	不一致
	%	%	%	%	%	%	%	%
添上郡			8(47)	9(53)	37(29)	90(71)	10(37)	17(63)
山辺郡			6(26)	17(74)	25(52)	23(48)	7(78)	2(22)
城上郡			1(100)	0(0)	2(33)	4(67)	26(50)	26(50)
城下郡			2(100)	0(0)	23(51)	22(49)	4(44)	5(56)
十市郡	4(100)	0(0)	4(80)	1(20)	14(56)	11(44)	68(73)	25(27)
高市郡			8(62)	5(38)	15(75)	5(25)	19(73)	7(27)
添下郡	3(3)	99(97)	1(20)	4(80)	10(15)	57(85)	2(25)	6(75)
平群郡			16(59)	11(41)	15(45)	18(55)	2(40)	3(60)
広瀬郡			8(62)	5(38)	7(50)	7(50)	105(55)	87(45)
葛下郡			5(25)	15(75)	8(47)	9(53)	47(67)	23(33)
忍海郡			0	0	1(100)	0	3(100)	0
葛上郡			1(50)	1(50)	12(44)	15(56)	0	0
			60(47)	68(53)	169(39)	261(61)	293(59)	201(41)

次に鎌倉時代になると、四三〇例中一六九例と全体で三九パーセントが現存していることがわかる。高市郡の七五パーセントを筆頭に山辺郡、城下郡、十市郡では定着率はいずれも過半数に達しているが、添上郡、添下郡の大和盆地北部の定着率が一五〜二九パーセントと著しく低く、しかもその数が二郡のみで不一致事例一四七例と極端に多い。平安時代地名よりも鎌倉時代地名の方が残存率が悪いという奇妙な結果となっているのは、このためである。

室町時代になると四九四例中二九三例、五九パーセントが現存地名として定着するようになる。条里図・差図のように小地名がまとまって比較できる材料のある地域では特に定着率が高く、膳夫庄差図のある十市郡では九三例中六八例と七三パーセント、磯野庄差図のある葛下郡では七〇例中四七例と六七パーセントが定着していることがわかるが、これら定着率の高い地域は平安・鎌倉期の傾向と同様に、いずれも大和盆地南半部である。

地域毎の差異の意味　一方、添上郡、添下郡等大和盆地北部では室町時代に至っても地名の定着率は三五例中一二例、三四パーセントと極端に定着率が低い。これは先述してきた地租改正時における小字統廃合の影響であろう。

先に北浦定政の調査によせて、鎌倉期から嘉永年間まで、少なくとも六百年間に及び継続して使用された地名が、定政の調査後わずか二十年後に消滅することを述べた（本部第一章）。

地租改正にあたり、添上郡等大和盆地北部では条里制耕地一坪ごとについていた小字を三〜四つに統合し、その中の一つを代表として小字名に決定した。添上郡、添下郡等で中世地名の残存率が著しく低いのはこのためである。もし高市郡のように一坪ごとに一小字を採用する地域ばかりであったならば、中世地名の残存・定着率は相当に高率になったと思われる。しかし添上郡のように広範囲が一小字とされてしまった地域でも、通称地名として伝存している小地名を収集・採訪できるならば、中世地名の残存率を高めることができるだろう。

以上小字名を基準として考えた場合、大和盆地では平安〜鎌倉時代地名は四割が、室町時代地名は六割が残存していることが判明したが、一坪一小字となっている大和盆地南部を基準にすれば、鎌倉地名も室町地名も七割が残存していることになる。したがって大和盆地全体でも通称地名までをも視野に入れるならば、この数字に近いものが得られよう。

地名が変化しない根本要因は農民（村落共同体構成員）の定着・世襲である。逃散・流浪の多い村では地名は定着しない。大和盆地は村落の安定性は相対的に高いといえるが、全国的にみても条里が施行されたような地域や早期に開発された地域における地名定着率は、大和盆地のそれとさほどの差はないと考えている。

大和以外の各地の例　九州でも肥前国長嶋庄の場合、永仁五年（一二九七）の譲状（「小鹿島文書」、『鎌倉遺文』二六一一九五四七〜一九五四八）にみえる条里制耕地の地名は九か所のそれが現存するが、これは本譲状にみえる地名の過半であり、さらに永正十五年（一五一八）の坪付史料（「橘中村文書」）でも二〇か所のうち一三か所、六五パーセントの残存率となる（本書第Ⅲ部第六章）。

筑後国三潴庄荒木村の場合は非条里地割であるが、弘安四年（一二八一）の譲状（「近藤文書」、『鎌倉遺文』一九一一四三四八）中の五か所の耕地地名のうち三か所が現存し、室町期かと推定される年欠三潴庄荒木村坪付注進状（「近藤文書」）では四四地名中の二九、すなわち六六パーセントの地名が現存していることが確認できる（本書第Ⅰ部第七章）。

播磨国大部庄の場合は室町期の内検帳にみえる二六〇強の小地名のうち小字として六〇強、通称地名として四〇強が残り、なお未調査分もあるもののおよそ四八パーセントが現存する（本書第Ⅲ部第一章）。

東国の場合、常陸国真壁郡長岡村では建武から応永（一三三五〜一四二一）にかけての譲状三通にみえる一一の耕地地名のうち六が復原可能であり、次に慶長〜慶安（一六〇七〜五〇）の検地帳にみえる一〇八の小地名のうち小字として三一、通称地名として三七が残り、近世初頭における地名のうち六三パーセントの地名が今日まで定着していることがわかる（本書第Ⅰ部第三章）。

いささかデータが寡少であるし、小字より通称地名の方が多い地域では調査の精度の問題が残るが、一応大和盆地における先の見通しはおよそ全国普遍的な傾向であるとみても差し支えないといえよう。

以上の作業を通じて、敢えて見通しを述べるならば、公的地名である小字以外に通称地名までを含める場合には、五〇パーセント程度のものは鎌倉期以前に起源をもつ。また今日の小地名のうち七〇パーセント以上のものは中世後期以来変化がないということができよう。

第七章　荘園地名のうち、名地名の意味するもの

名地名はイコール名ではない　荘園関係地名の代表的なものには、堀の内、土居、政所、下司免、公文名、公文給、公文免、散仕給、佃、門田、前田、正作、手作、用作等があるが、稲富、秋貞、国包、為行等々の仮名（人名）に因む名地名も重要な荘園関係地名である。既に鵤庄でみた吉永、助久、国元、枝重などは文献とも一致する名地名だった。ただこの場合に問題となるのは、一体名地名は名の何を意味しているのか、という点である。かつて備後国大田庄で行なわれた調査の時がそうであったように、一つの迫に名の名前に一致する屋号があれば、その迫が名そのものと考えられていた時期があった。名の名前と一致する迫は名の屋敷も耕地も全て包摂する存在とされていたのである。しかし名の構造の研究が進むにつれ、名の錯圃性（入り組み状況）、出作関係なども明らかになり、名地名がイコール名田そのものとは即断できなくなりつつある。

福井庄の名田と名地名　そこで中世の文献により名田の分布がわかり、かつ名の地名も残っている区域を選んで、その点を検討しておきたい。先に久我庄の名の遺称、貞正名の定政、石王丸名の石屋丸が、その名田の直営部分に残ることをみた（二五三頁）。ここではもう一か所、播磨国福井庄故地において、その点を検討しよう。福井庄故地姫路市西郊には中世の名地名、石丸、長安（永安）、行宗等が残っている。そこでこの名地名と、実際の名田、即ち神護寺文書・弘安十年（一二八七）福井庄坪付注進状（『鎌倉遺文』二一一一六三八六）や、康暦元年（一三七九）福井庄東保上村下地中分坪付状（「岡谷惣介氏所蔵文書」）によって復原し得る、名田の分布形態との対比を行なってみることとする（以下地図N—1参照、作業の前提になるこの地域の条里復原については第III部第一章一で後述する）。

まず石丸名であるが、弘安段階の坪付では名地名石丸の近辺にみごとに石丸名田が集中していることがわかる。ところが康暦坪付における石丸名は地名石丸からははるかに離れた位置に分布する。

次に永安名であるが、弘安段階では名地名長安の近辺には一丁と六反の大きな名田が二筆あり、名地名長安の位置、すなわち十九条七方三坪そのものにも九反四十の名田一筆があったことがわかる。しかし永安名自体は巨大名であり、神護寺文書・天福元年（一二三三）九月十七日六波羅裁許状（『鎌倉遺文』七―四五六三）によれば「永安名」即ち「預所名」であるともいわれている。このことを反映して名田は各所に散在しており、他の十九筆はいずれも名地名長安からは離れた位置に散在している。康暦段階では永安名（「永安間人名」と記されている）はいくつかの名の集合の呼称、いわば名連合の呼称になっている。しかしいずれの名耕地も名地名長安からは隔たっている。その中に特に「永安」と注記された名田三筆があり、他の永安友松、永安土与丸等と比較すれば名地名長安に近い位置に分布する。

次に行宗は弘安段階では名地名行宗からは隔たった位置にあるが、逆に康暦段階では比較的地名行宗に近接した位置に散在していた。

以上石丸名、長安名、行宗名、いずれの場合も名地名は、中世の名田のすべてではないが、その一部と密接な関連をもっていたことが判明した。この名地名に近接していた名田部分が、おそらく名主自身が自作する田畠だったのだろう。しかし名そのものは他の耕作者の経営する田畠をも包摂して成立しているのである。名地名から隔たった位置にある名田は、そうした名主以外の農民が耕作する名田だったと思われる。

弘安坪付と康暦坪付の差異　弘安坪付にみえる名田と康暦坪付にみえる名田の位置はまったく重複しない。おそらくその理由は弘安坪付が福井庄西保、康暦坪付が東保上村に関する坪付であったためと思われる。石丸地名、長安地名が弘安坪付にみえる名田の分布と関連が深く、一方、行宗地名が康暦坪付と関連が深かったのは、石丸名主、永安名主が西保に拠点をもち、行宗名主が東保に拠点を有していたがゆえと推定される。名田そのものはその中にいくつかの経営体を包含し、西保、東保のいずれにも分布する広範囲のものであるが、名地名はその名のうち特に名主の拠点となるような部分、おそらくは名主の屋敷の位置を示しているものと考えられる。

この見通しは、先に久我庄の検討において得られた見通しとも一致するといえよう。

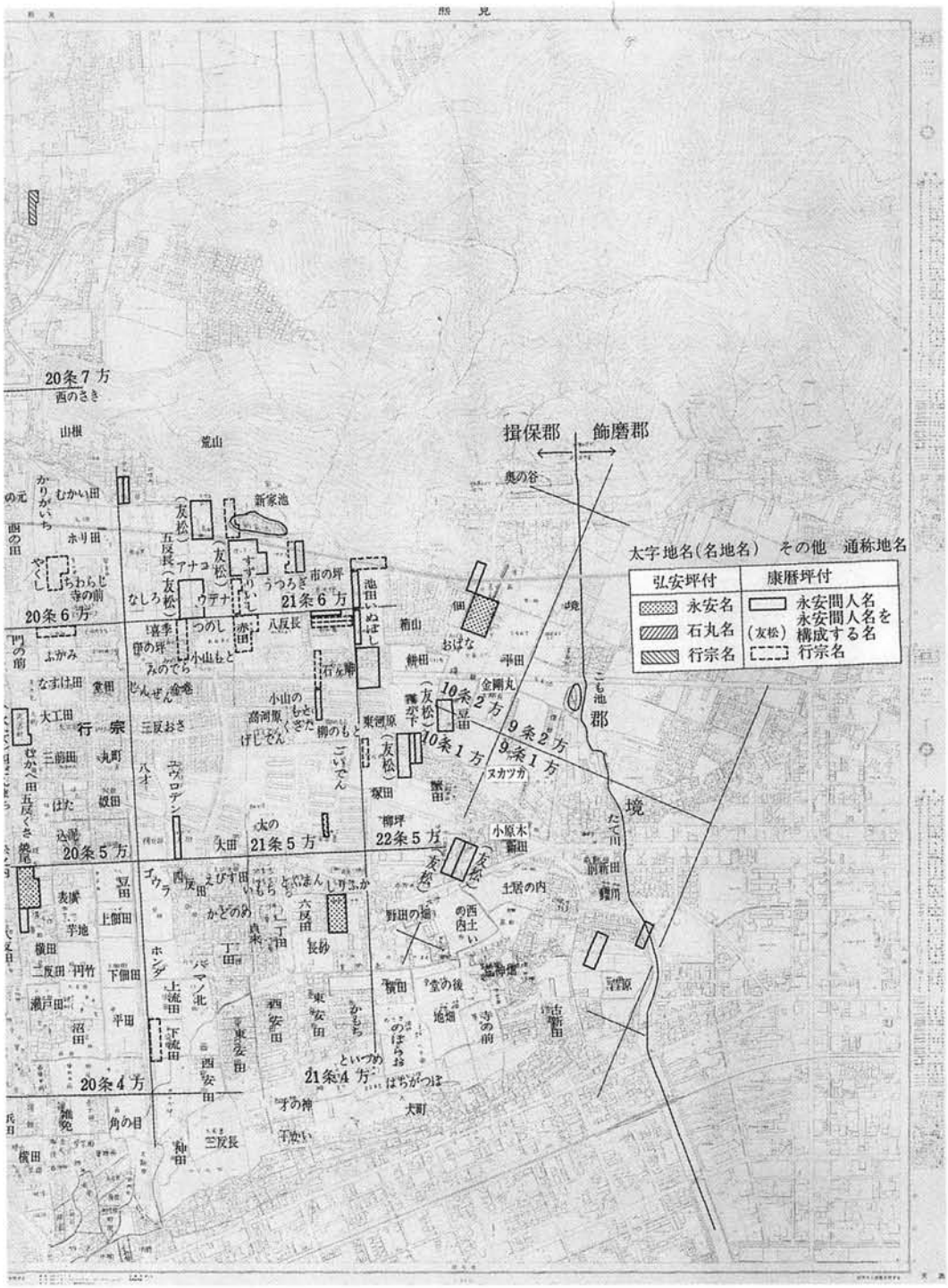
揖保郡
飾磨郡
太字地名(名地名)　その他　通称地名
弘安坪付
永安名
石丸名
行宗名
康暦坪付
永安間人名
永安間人名を構成する名
(友松)
行宗名
20条7方
20条6方
21条6方
20条5方
21条5方
22条5方
20条4方
21条4方
10条2方
10条1方
9条2方
9条1方
行宗
郡
境

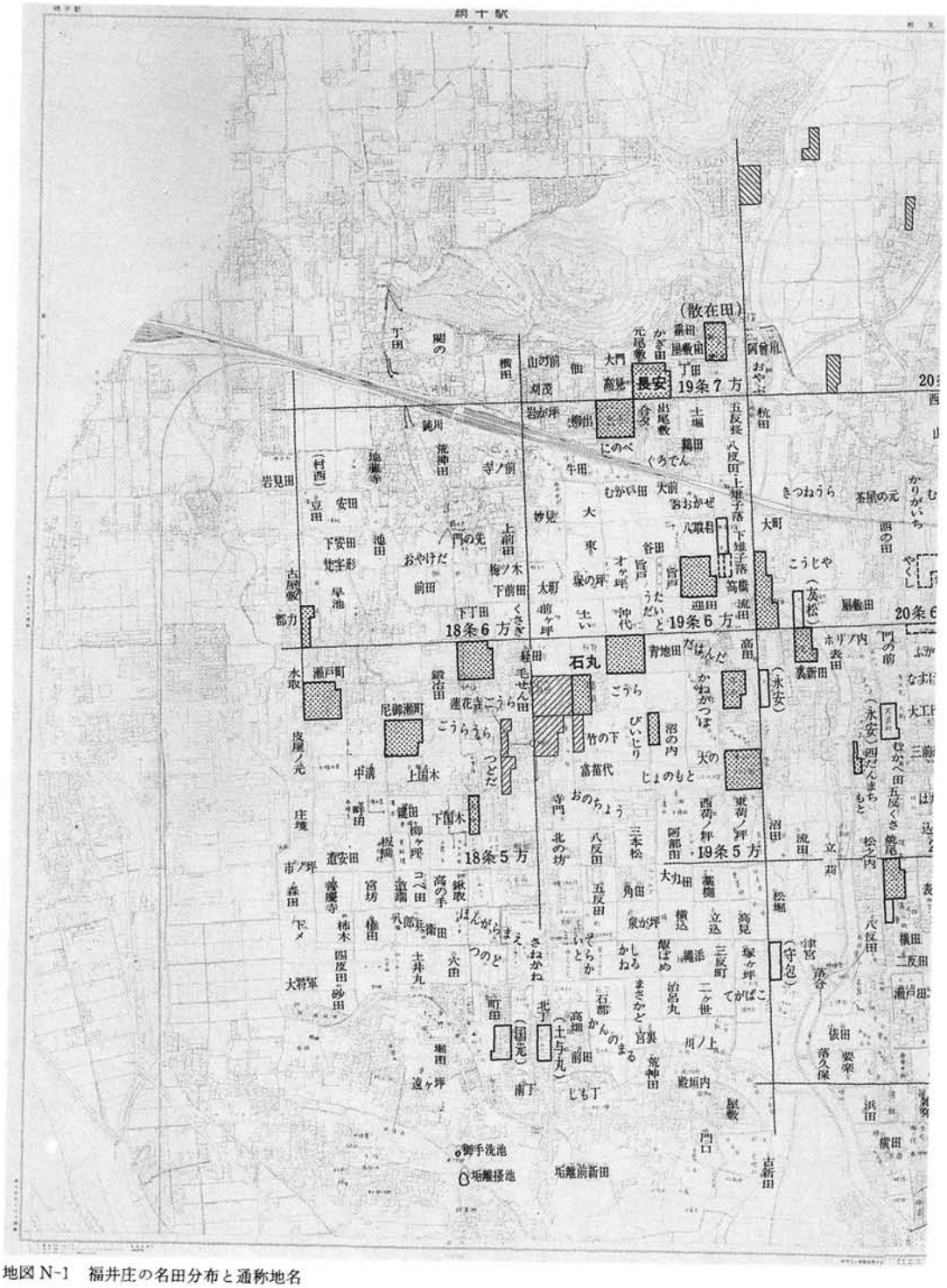

地図 N-1　福井庄の名田分布と通称地名

第八章　能登国万行保・奥原保故地における中世の村の復原

——消された小字を甦らせる——

ここでは地租改正にともなう土地台帳・地籍図作成の際、小字をイロハ等のような記号に変えてしまった石川県下において、地名による中世の村の復原を行なってみることとする。

小地名によってどのように中世の村、すなわち中世荘園や国衙領を復原していくことができるのか。本章では右のテーマに基づき、能登国万行保（まんぎょう）および奥原保の故地、すなわち今日の石川県七尾市万行町および奥原町をとりあげてみたい。

万行保、奥原保は中世史研究のうえでそれほど著名な荘園（保は国衙領の一形態であるが、荘園に類似した構造をもっていた）ではない。両保はいずれも承久三年（一二二一）能登国大田文（「森田文書」『鎌倉遺文』五—二八二八）に登場する。万行保に関する中世文書は「尊経閣文書」（「天野文書」「得田文書」）にのこる三通の斎藤胤成譲状ほか数点があるが、いっぽうの奥原保の様子を語ってくれる中世文書は残存しない。ただ前掲万行保関係史料によって、奥原という苗字をもつ武士が万行保斎藤氏の一族にいたことがわかるのみである。

したがって従来この二つの保をとりあげた研究は多くはない。しかし『七尾市史』（中世部分執筆者栄原正義氏、一九七四年）、井上鋭夫『山の民・川の民』（第五章「近世農村への変動」、初出は一九六〇年）というすぐれた研究があり、掘り下げた検討が行なわれている。とくに奥原保を分析した井上氏の手法は、文献がなければ文献以外の史料、すなわち地名、遺跡、遺物を駆使して中世を復原しようとするものである。本章も氏の手法に学びつつ、地名などを手がかりにして、たとえ文献が乏しくとも、あるいはまったく残存しないばあいでも、中世の農村を復原していくことが可能となることを追求してみたい。なお両保、とくに万行保に関する中世文書数点は、日置謙編『加能古文書』に活字化されて収められている。

一　万行保

小字はイロハ　さて小地名というと小字を想定される人が多いことであろう。小字とは普通市役所・町村役場で使用されている地籍図に記された小地名をいうのであるが、ところが石川県のばあい、明治十五年（一八八二）前後にこの小字を全廃し、一、二、三あるいはイ、ロ、ハなどの記号に変えてしまっている。したがって市役所・町村役場に行って小字を調べたとしても、じつは何の役にも立たないのである。しかし小地名（字名）は行政的には廃止されたが、慣用的には住民のあいだで使用されつづけてきた。したがって小地名は聞取調査によって収集することができるのである。

写真O-1　万行・竹の端の景観

部類分之帳　万行保のばあい、明治十七年（一八八四）「部類分之帳」というものがあり、何という字から何という字名までを第一部、あるいは第二部という新「字名」に変えたといった記録があるので、ある程度の地名の見当をつけることはできる。また天明六年（一七八六）村鑑帳が金沢市立図書館蔵加越能文庫中にあり、一部分ではあるが字名が記されている。しかしいずれにせよ文字化されたのは一部の字名にすぎず、位置もわからないので、けっきょくは聞き取り以外に地名収集の方法はない。さて第一図は万行町在住田淵正次氏らのご協力によって作成した万行町の字名である。以下これによって中世万行保の復原を試みたい。

館の周辺　万行町には竹端（たけのはな）という大字がある（写真O―1）。これはすでに中世文書にも登場する地名である。すなわち建武二年（一三三五）七月十四日沙弥成光（斎藤胤成）は、さきに同年三月十七日に七郎真将に譲った万行保東方地頭職を悔返し、あらためて四郎茂成と真将に分譲しなおしている（「天野文書」建武二年三月十七日胤成譲状、「得江文書」建武二年七月十四日沙弥成光譲状〈なお「得江文書」という文書名は『加能古文書』による。尊経閣文書中に得江文書はなく、本文書は「天野文書」中にふくまれている〉）。このとき真将に再譲与された田地屋敷は、

当保内竹鼻屋敷幷屋敷付田五百刈、弥五郎左近小屋敷、上野土左屋敷、公文名下田地千束刈（竹鼻屋敷乃南仁曽江天）已上田地千五百刈屋敷三ヶ所

であった。竹鼻屋敷の竹鼻が今日の大字竹端であろう。ところで一般に竹鼻（たけのはな、竹の花などとも書かれる）という地名は、館の近辺

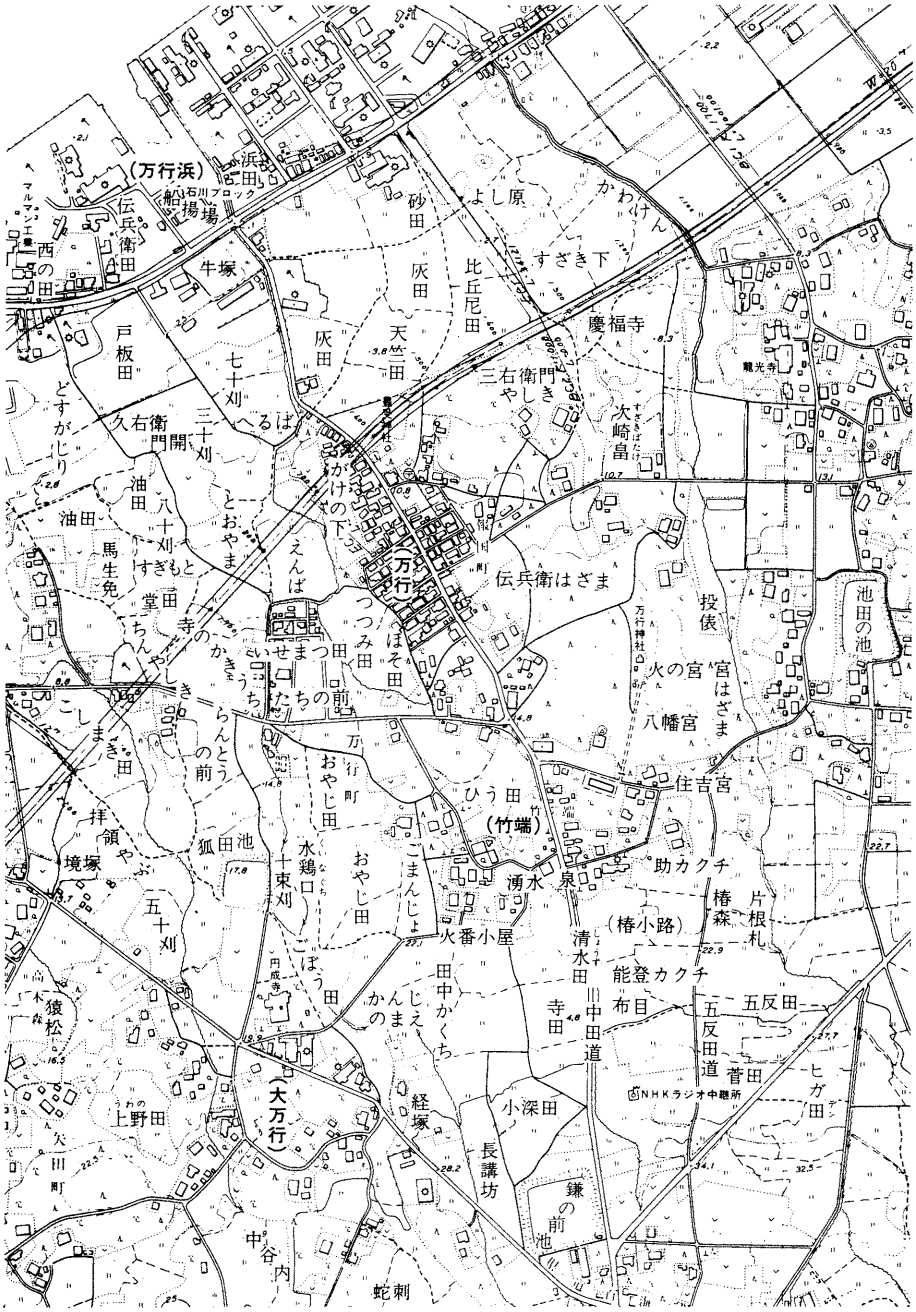

地図O-1　万行保故地の地名

に多い地名とされており、「館の端」の意であると解釈する考えかたもある。現実に万行の竹端には「館の前（たちのまえ）」とよばれる場所がある。現在は住宅団地になってしまったが、古い空中写真（国土地理院CB—63—9X、C8—14）で観察すると、館の前は竹端集落のある台地から小さな谷をはさんだ西方にあり、その北は小さな舌状台地につづいていることがわかる。台地先端の下をあたかも濠のように赤星川がめぐっているが、このあたりの地形を七尾市発行二五〇〇分の一図でみると、赤星川は等高線と平行に流れており、人為的に曲げられたものと考えられる。この赤星川に囲繞された館の前の北方台地こそ館跡であろう。

館の前一帯には興味深い地名が多い。まず館の西方には寺のあった

ことを思わせる地名がある。すなわち「寺のかきうち（垣内）」「らんとうの前」である。らんとうとは卵塔すなわち無縫塔であろう。「ちんやし（亭）き」も寺院にともなう屋敷があったと思われる。この一帯は寺跡であり、おそらく館（たち）の居住者であった在地領主斎藤氏の菩提寺があったのであろう。

免田地名　この寺跡推定地をとりまくように「堂田（どうだ）」「油田（あぶらだ）」「馬生（ばしょう）免（めん）」が存在するが、いずれも寺の維持費用を負担した水田をさすと考えられる。

堂田は全国に多くある堂免（どうめん）とおなじく堂の維持修理に宛てる田で、中世文書の中に常行堂免、薬師堂免などとあるものに該当しよう。

油田は油免（あぶらめん）とおなじく寺の灯明油、つまり灯（燈）油料に宛てられた免田で中世文書には灯油免などと書かれていることが多い。荘園領主あるいは国衙はその田よりの年貢を免除し、その分が寺の費用に宛てられたのである。

また「ばしょう免」は「馬上免」の転訛ではなかろうか。馬上免は中世文書に多く登場することばで、馬上検注を免除された田をいうのである。文献史料からは多く寺社に馬上免が付属していたことがわかる。たとえば同じ能登国の法住寺にも馬上免があったことが「法住寺文書」に記されている。単に法住寺馬上免とされることもあるが、法住寺薬師堂灯油馬上免と記されることもあり（『鎌倉遺文』一〇―七四〇五、一三―九七一一）、後者のばあい油田と馬生（上）免が隣接している万行保と似たような存在だったのではなかろうか。

ほかにも古文書のうえでは若狭国太良庄薬師堂馬上免（同上三―一七六五）、播磨国広峰社八王子田馬上免（同上一九―一四四二四）、近江国長命寺馬上免（同上一九―一四五六三）、和泉国松尾寺馬上免（同上二四―一八四五九）など、寺社に付属する馬上免が多く検出できる。地名の点でも相模国府六所神社に隣接して馬上免（馬乗面と書かれている）のあることが『神奈川県史』通史編一・四一六頁（のち石井進『鎌倉武士の実像』に再録）に紹介されており、その一般的性格が確認できる。もっとも文献史料によると馬上免は相伝所領のように個人の譲与・譲渡対象となっていることが多いから、万行保馬生（上）免も元来は寺にたいする免租地であったものが、実際には在地領主斎藤氏の相伝所領となっていた可能性が濃厚である。

かんじの前、ごまんじょ　つぎに館の前の南方に目を転ずると、「かんじのまえ」という地名がある。この地方では鍛冶屋のことをかんじやと発音するが、鍛冶がいたものであろう。中世城館のまわりに鍛冶地名の多いことは、静岡県教育委員会による『中世城館分布調査報告書』などで報告されている。

また「ごまんじょ」という地名もある。聞き慣れない地名だが、東湊史談会『郷土資料』（謄写刷）の中で、木戸良一氏は政所の意としている。「天明村鑑帳」の中に「たところ堰」という堰の名がみられるが、あるいは政所、田所があったものだろうか。

以上万行保のうち竹端近辺の地名を検討した。ほかに中世文書に登場する浜田、上野などが地名に現存することも特記しておきたい。

悔返と竹鼻屋敷の譲与　さて先述のように建武二年に斎藤胤成は所領をいったん悔返したのち、不孝の子真将に竹鼻屋敷を再譲与したわ

けだが、その竹鼻屋敷とはこの竹端・館の前にあった館と同一だったのだろうか。あるいは別だったのだろうか。私は同一の可能性が濃厚と考えるが、そのばあい悔返ののちの再譲与でありながら、胤成は万行保のもっとも枢要な部分を不孝の子真将に譲与したことになり、いささか不自然な感がのこる。ただし建武二年七月譲状では、諸事に父の命に背いたはずの真将にも、嫡子茂成に男子がないばあいの継承権をみとめている。つまり真将に男子がなければ茂成が、茂成に男子がなければ真将が、惣領分を相続するとりきめとしたのである。これは分割相続による所領細分化の防止策ではあるが、男子がないばあいの継承権は茂成・真将たがいに対等であり、悔返された真将にも大きな権限を与えたものといえる。竹鼻屋敷の譲渡もまたおなじような意味のある行為だったのではなかろうか。

さてこの万行保の領主胤成は万行を苗字として名のっていたが（「天野文書」嘉元三年五月七日着到状）、その嫡子茂成および真将はいずれもその苗字を奥原斎藤と名のっていた。現存する譲状に記述されてこそいないが、斎藤一族の根拠は奥原にもあったものであろう。そこでつぎにその奥原の検討に移りたい。

二　奥原保

奥原保（奥原町）の小地名についても記録・地図化したものがなく、聞取調査によるほかはない。地図O—2は奥山久一氏らのご協力により作成したものである。なお奥原町では万行町と異なり耕地整理が行なわれているため、近世以来の旧耕地地割は残存していない。旧耕地地割は地籍図や耕地整理の準備段階で作成された旧耕地図によって判明するが、これらには等高線が表記されていないため、便宜現況の地形図を掲載した（なお空中写真は最古の一九五九年米軍撮影のものでも、すでに規格化された新耕地に変化しているので旧耕地の観察には使えない）。

館周辺　さて奥原保における館の推定地は字名タテノカクチ（館垣内）である。この場所からは前掲井上論文にも紹介されているように、鎌倉期（推定）の須恵器（皿）が出土しているという。聞き取りでは青黒いもののほか赤茶けた土器が出るというから、土師質土器も出土するのであろう。文化庁遺跡地図でもここは館跡ならびに散布地とされているが、耕地整理以前の耕地図をみると館垣内周辺は地図O—3のように方形に区画されており、濠ないし土塁ではないかと思われる細長い耕地片によって囲繞されていることがわかる（なお本図は七尾市教育委員会松浦五郎氏よりコピーの提供をうけた）。館垣内東南は**前田**とよばれているが、奥原中での最上田といわれ地力が高い。中世の在地領主はこうした上田を占有し、直営田としていたのではあるまいか。

寺院関係の地名には寺ヶ谷、四面堂、経田、畠ヶ寺があり、井上氏は前三者はいずれも奥原氏関係の寺院にかかわる地名で、須恵器骨壺が出土した寺ヶ谷に菩提寺があったと判断されている。四面堂が館の北東鬼門の位置にあることも注意したい。礎石ののこる畠ヶ寺は館の北西になる。また経田は全国に多い経免（京免）とおなじく寺の免田で、文献上大般若経免、または、たんに経免と記されるものに該当し

よう（『鎌倉遺文』七―四五九一、一八―一三三八八）。

開発地名　奥原で興味深いのは、耕地地名によってあるていど開発の様相が推定できることである。まず海に近いほうからみてみると、シンビラキ、土落（とうらく）ビラキといった新開地名が多い。カブ付（つけ）という地名もあるが、カブ付をしても塩害のためとれたり、とれなかったりする、つまりカブ付しただけで終わってしまうことが多かったことに由来する地名である。六人田は六人の人びとによって開墾されたと伝えられている。これらはすべて新田であり干拓地であった。もちろん中世の農村景観を復原するさいには、耕地としては存在しなかったものとみてさしつかえない。

つぎに奥原集落の南方にハタケ田という地名がある。この部分の水がかりは山の反対側、つまり東側の小さ

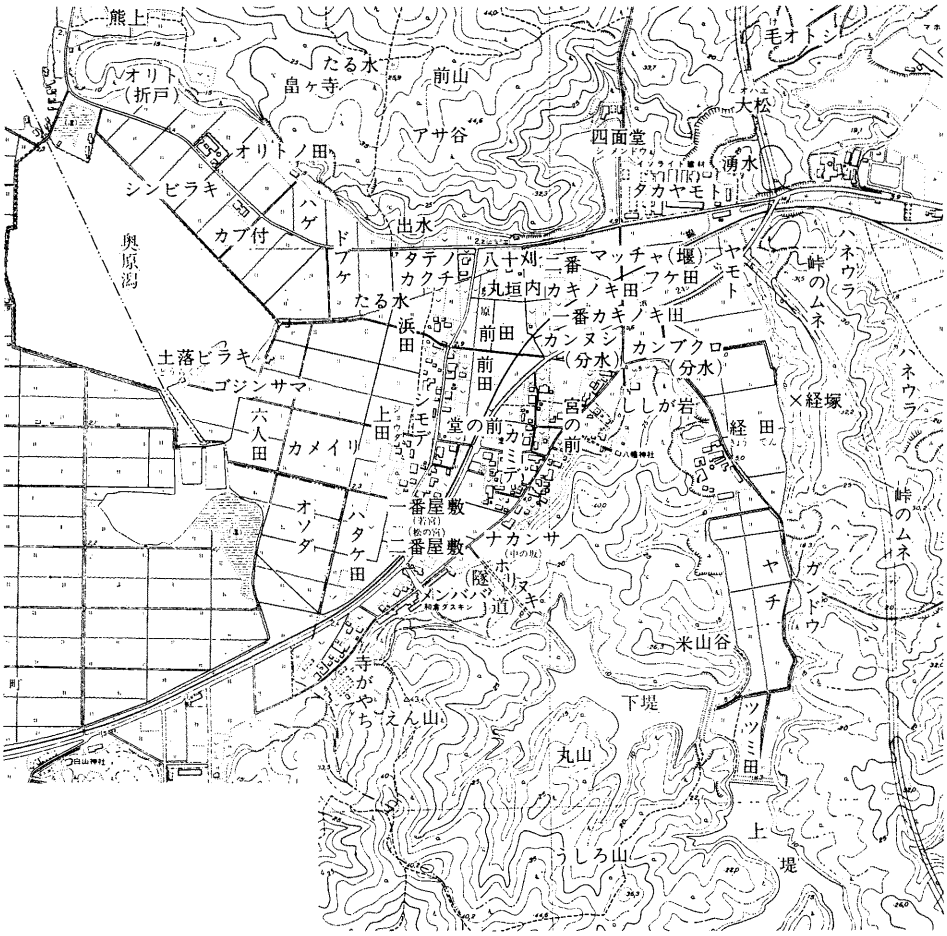

地図 O-2　奥原保故地の地名

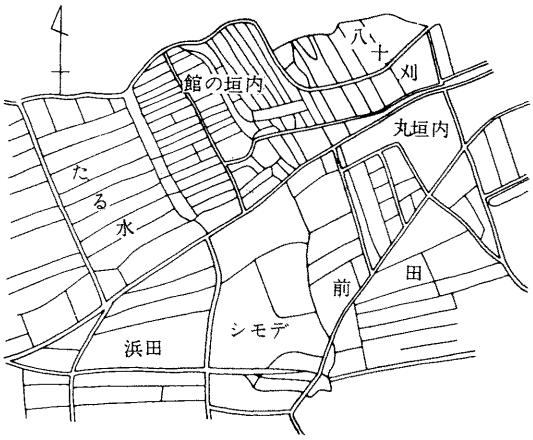

地図 O-3　奥原保・館の垣内の旧地籍図

写真O-2　奥原のホリヌキの内部

な池の水が、ホリヌキとよばれる隧道によって導水されて、かかるようになっている。この隧道は素掘りで、記録はないが技術的にみて江戸時代に作られたものであろう（写真O—2）。すなわちハタケ田は元来畑であったが、水の便を得て水田となった田をさしていう。『地方凡例録』にはこうした水田を検地するさいの規定が詳しく記されている。さてホリヌキの水がかかる水田、つまりホリヌキの水がなければ絶対に耕作が不可能な水田は、このハタケ田と上田（じょうた）、ナカンサ（中の坂）であるというが、これらはもちろんホリヌキができた近世以降の開田であり、中世には畑、荒野であったとみなければならない。

つまり今日の奥原の水田のうち、右のようにして消去法的に近世以降の水田を消していくことによって、中世の耕地景観を復原していくことができるのだが、それでは右の部分以外のところが、中世に水田化が可能な地であったのかどうかを検証しなければならない。新開地を除いた部分の灌漑用水を検討してみよう。

灌漑用水　まず第一に中世に利用されていたと考えられる農業用水源は、館垣内の北、北東にある豊富な湧水である。大松、四面堂、垂（たる）水（みず）の三か所には出水（ですい）があり、大松のものは現在酒造に利用されているが、旱魃の年は農業用水として用い、一丁歩ほどの灌漑が可能とのことである。これらの湧水は館垣内北方の溝を流れていく。かりに館垣内に濠があったとすれば、これらの水はいったん濠に貯水され、それより下方の農業用水として利用されたものではあるまいか。いずれにせよ、湧水周辺は古くより開田されていたことはまちがいない。フケ田、堂不毛（ドブケ）という地名は、土地改良以前にはそこが湿田であったことを語っているだろう。

つぎに奥原の今日の用水の根幹となっているのは上堤（高池）、下堤（下池）という大きな二つの溜池である。この池がいつできたのかは不詳とのことであるが、今日のような大きさに拡張されたのはホリヌキが作られたよりも後のことである。というのはホリヌキの池はほとんど下堤の池と接しており、外見的にはあたかも下池の一部を構成しているようにみえるが、実際には小さいながらも独自の堤防をもって用水を確保している。このような二つの異なる池の形態になったことは、上段にあるホリヌキのほうが既得権として強い水利権をもっていたことに起因していよう。つまり反対方向に流れ、灌漑地域もまったく異なるために、下池側はホリヌキの池にはふれることができなかったのである。もしホリヌキの池が存在していなかったならば、一帯はすべて下池となっていたはずである。したがって下池の拡張（ないし造成）

工事はホリヌキの完成よりは、とうぜん後と考えられよう。

ただ上堤・下堤のような溜池は必要であったから、溜池自身は小規模であってもそうとうに古くより存在したものであろう。現在つつみ田とよばれる場所がある。ここには丈は低いながらも土手の形がのこっており、あるいは上堤、下堤ができる前の池の痕跡かもしれない。

上堤、下堤の水はカンブクロ、カンヌシとよばれる分水を経て、干拓地にまでおよんでいる。池の拡張、堤の嵩揚げはこうした新開田の増加に対応するものであろう。こうした変化をとげる以前、中世の奥原の水田は、湧水と小さな池による谷の水を利用しての水田のみであり、周囲は畑も拡がる景観であったと思われる。

なお井上鋭夫氏は、奥原に一番屋敷、二番屋敷があり、それが耕地の一番垣内田、二番垣内田に対応し、番編成が行なわれていたものと推定された。しかし現地には垣内田という呼称はなく、一番柿ノ木田、二番柿ノ木田とよばれる田のみが存在する。一番、二番といった呼び方も近代の地籍整理の際に付けられた可能性もあり、井上氏の指摘は興味深いが、なお再検討を要するものであろう。

以上七尾市内の二つの村をとりあげ、中世農村の復原を試みてみた。作業は容易ではなく成果も乏しかったが、意外に地名が多くのことを語ってくれることだけはあきらかになったのではないかと思う。先述のように、石川県は小字名が廃止されているので、地名研究には支障が多い。近年刊行された角川日本地名辞典（石川県）には、明治十年代の『皇国地誌』に記された小地名が再録され、地名収集がかなり容易になった。しかし『皇国地誌』が残存しない地域の小地名はほとんど採録されていないし、なにより小地名の位置の比定はまったくなされていないままである。小地名を現地に比定していく作業は、白山麓を対象とした千葉徳爾氏の一連の研究（『石川県白山自然保護センター研究報告』一・二・五、『地方史研究』一三七など。のち『新・地名の研究』所収）、鳥越村教育委員会が実施した調査（『鳥越村・地名地図』）、鹿島町教育委員会が実施した調査（『鹿島町地名集』）が管見に入ったていどで、ほとんど実施されていないのが現実である。※『鹿島町地名集』は一万分の一地形図のうえに正確に小地名を落としていったもので、使用地図が耕地整理後の図である点が惜しまれるものの、素晴らしい調査である。そこには、興味深い地名が網羅されており、本章が試みたような復原作業は鹿島町でもいくつか可能となるのではないかと思われた。こうした小地名はその歴史資料としての重要性にもかかわらず、耕地形態が変わったり、地名に詳しい人の高齢化などにより急速に消滅していくばかりである。早急に組織的な調査が実施される必要があるのである。

※　近刊予定の『寺井町史』地誌編でも旧小字の現地比定が行なわれる予定と聞く。

第九章　肥前国神崎庄故地における条里村落と地名

――里界により決定される村――

第II部の最後に明治二十年代（一八八七～）の地租改正（改正丈量）によって、小字が全く改変されてしまった佐賀県神埼郡をとりあげてみたい。神崎庄については第I部第七章でも用作を中心に、筑後川流域の淡水（あお）灌漑や有明海の港津に言及したが、ここでは条里制耕地のひろがる一帯に視点を移したい。地名が失われて百余年が経過したが、今日、はたしていかなる調査が可能となるのかを検討してみよう。

※　なお神崎という呼称については、今日の郡名や町名では「神埼」と表記するが、中世史料では「神崎」としたものが多いので、以下これにならう。

地籍図集成の公刊　神埼郡を含む佐賀平野は条里制耕地が良好に残存していた、我が国でも代表的な地域である。近年一躍著名になった佐賀県吉野ヶ里遺跡は、邪馬台国論議をひきおこしたのみならず、一方でまた神埼郡条里の里名呼称がそのまま村落の呼称として残存していることを世間に周知させ、人々に条里制への関心をよびおこした。神埼郡条里の遺構そのものは一〇～一五年程前から行なわれてきた圃場整備によって殆どが消滅している。但し幸いなことに佐賀県教育委員会によって地籍図集成が順次刊行されており、ほぼ旧状は把握することができる。この地籍図（公図）の刊行は大変な労苦を要するものであるが、きわめて有意義な企画といえる。

近年は滋賀県などで野洲町、新旭町、蒲生町等市町村単位での地籍図公刊が進んでいるし、長野県のように県全体の明治初期の地籍図の公刊が行なわれたところもあり、旧公図の刊行が相次いでいるが、失われていく耕地景観への記録作成の基礎作業として必要なことである。

佐賀県では現在小城郡、神埼郡（一）、（二）の三冊が刊行されている。ひき続き県内各郡の分が刊行され、他県にもこれが波及することを期待したい。

小字としこ名―里界と村界　さて、条里制研究にとっては地籍図を素材とする研究が基礎作業であることはもちろん論を待たないが、あく

までそれは出発点であって決して終着点ではないということを再確認しておきたい。例えば地籍図は切絵図という別呼称が示すように小字を単位として作成されるが、佐賀県の場合、小字は明治になって新たに命名されたものが殆どであり、かつそれが村落単位ではなく複数の村にまたがる形で小字範囲が決められるという問題を含んでいる。そしてこの行政的な小字とは別に、農民が日常使用する「しこ名」（通称）があって、実はこの、しこ名地名の収集こそが条里制研究に有益な材料になるのである。

具体的に述べてみよう。図P―1に示したのは三田川町吉田、及び豆田の小字であり、地図P―2には同じ地域を含む一帯のしこ名を図示した。吉田は元来の**諫里**（いさり、中世神崎庄史料〈瀬野精一郎編『肥前国神崎荘史料』〉にみる居去里）と吉田、苔野が合併したものである。諫里は条里制地帯であるが、吉田、苔野は丘陵部を多く含む非条里地帯である。小字はこの三つの旧村全体を九つに分割し、それぞれを一本柳から九本柳までとして、機械的な記号としての新小字名を付した。四本柳は旧諫里と旧吉田の二村にまたがる小字名となった（以上地図P―1参照）。一方しこ名は地図P―2に示したとおりである。諫里の領域は一の坪から卅六までの部分であり、かつての「里」の範囲に一致していることがわかるが、行政地名である小字のみをみていると、行政的な作為に隠されてこのような特色がわからなくなる。

豆田についても同様で、この村は上豆田と下豆田の二つからなるが、小字名は上豆田、下豆田を併せた部分を三分割して、鶴角、亀角、松角の三小字となっている。しかし、しこ名の次元で考えると、上豆田は一ノ坪から卅六、下豆田も一の坪から卅六、とそれぞれ一里に相当する領域をもつ村であることがわかる。

みたように地図P―2は田手川流域のしこ名と村域を図示したものである。この作成にあたっては三根郡境から西方、田手川、城原川流域周辺の各村において現地調査を行ない、時間の都合で現地に行けなかった場合は手紙による依頼調査（主として各区長の協力を得た）によってしこ名を収集したものである。この作業をしてみた結果、神埼郡条里の特色を明確に把握することができた。即ち田手川流域においては各村の領域は、かつての条里制下における里界にあざやかに一致しているのである。

この条里界線による村切、即ち一の坪から卅六までの里界線を村界として一村とすることはかなり徹底的に行なわれている。例えば長崎街道に面して両側に立村する神埼町地蔵町や出来町は、典型的な街村であって、あたかも一つの町としてのまとまりをもっているかのようにみえ、町の呼称も一つで呼ばれているのであるが、実際にはこの長崎街道自体が里界となっているため、地蔵町の場合でいえば街道より北側は**田道ケ里**（村）、南側は大依（村）に、出来町の場合でいえば街道より北側は駅ケ里（村）、南側は本堀（村）になっている。これは行政的にも分かれているし、また生産組合（他地域でいう水利組合、農地組合的なもの）のような実生活の上でも分かれているのである。[1]

同様に**駅ケ里**（やくがい）と呼ばれる村（集落）は元来は里内の北から二本目の縄手（十二坪と十三坪の間の路）をはさんで里の東側によった部分にある集塊村である（現在は国鉄〈JR〉神埼駅前に新市街地がで

地図 P-1　三田川町吉田、豆田の小字

きている)。しかしこの一かたまりのうち、わずか二、三軒程が元来の駅ヶ里の外にはみ出る形となっている。この部分はしこ名を「田道」と呼ばれ、行政的にも生産組合の上でも駅ヶ里ではなく、隣接する田道ヶ里分に属している。

一里一村　今この地図P—2に示された範囲において、明瞭に一の坪から卅六までで村切が行なわれている村をあげてみると、

(三田川町)　殿隈、**諫里**、上豆田、下豆田、箱川上分、伊保戸、衣村、**吉野ヶ里**

(神埼町)　大依、神納、**曽根ヵ里**(通称丙)、荒堅目、**野目ヶ里**(通称市給)、**駅ヶ里**、**石井ヶ里**、馬郡、右原

の計十七となる。これは図に示した四十二の村(大字)のうち非条里地帯八村を除いた三十四の村の半分である。

なお右の各村のうち箱川上分は佐賀県立図書館にある近世村絵図によると**橋爪ヶ里**と呼ばれていた(佐賀県史料刊行会『佐賀県立図書館蔵古地図絵図録』一九七三年)。また伊保戸の場合は内に東伊保戸、西伊保戸の二集落があるが、併せて一村となっている。このうち東伊保戸は外見的には箱川上分の一部のようにみえるが、里界線に従って西側の集落が伊保戸分となっている。吉野ヶ里、殿隈、石井ヶ里、右原等は自然地形の制約や地割の乱れもあって不整形になっている。

二里一村、一里半一村など　他の残る村々についても、二里一村ないし一里半一村であるもの、あるいは一里一村を原則としつつも、河川等地形の制約を受けて若干の加除が行なわれていると考えられるものが多い。即ち、

(三田川町)

箱川下分—東西の二里からなる。村の西、一里分を甲馬手(こんまて)と呼ぶが、中世神崎庄史料にみえる**甲馬手里**に該当し、南にある現在の乙馬手(おとんまて)と対応する。一方村の東、一里分は近世には上藤村と呼ばれ、南にある下藤村に対応する。このような経緯を考えると、ある時期まで甲馬手、上藤として一里一村であったが、のち二村が合併して箱川下分になったものと考えられる。なお佐賀県立図書館所蔵近世村絵図(前掲書)中には箱川上分(一里分)、下分(二里分)併せた箱川全体(三里に相当)を一村として描くものと、箱川上分のみを橋爪ヶ里として描くものがある。三里を一村(箱川村)とする今日のあり方は近世には存在していたことを示そう。

田手村—田手川右岸に田手村に属する田中と呼ばれる小村があり、これがちょうど半里に相当し、田手(一里分)に加えられて一里半となっている。こうした田手村領域のあり方は多分に東妙寺・妙法寺両寺域のあり方と関係しよう(国指定重要文化財「東妙寺妙法寺両寺境内図」参照)。田手田中には「妙寺の内」というしこ名もある。なおこの田手村分の田中半里が後述する神埼ヶ里半里分とともに、あわせて一里の区域を構成する。

上中杖、下中杖—ともに一里を基本としているのだが、村境即ち三根郡境までも自村に含むため、面積は三十六町よりもかなり広くなっている。(2)

曽根—上記二村と逆に郡境が里内にくいこんでいるため、一里分を

地図P-2　三田川町吉田、豆田のしこ名

構成することができなくなっている。

（神埼町）

田道ヶ里—神埼ヶ里、広円、地蔵町、田道の四集落からなる。このうち後三者の広円、地蔵町、田道が元来の三十六町からなる田道ヶ里分と考えられる。神埼ヶ里が半里相当の田積であって先述の田手村中の田中分半里と併せて一里を構成すると考えられる。現在では神埼ヶ里と田道ヶ里の境界は意識されておらず、別村とも考えられてはいない。

平ヶ里—一の坪から卅六まで一里分を内に含むが、北東に村の用水取入口まで南北一列、北に東西に一列、西から南に氏神櫛田神社まで南北一列があたかも出っぱりのように加えられて計七十二町が平ヶ里分といわれている。この分、鶴東分が少なくなっている。

本堀—二里分から構成される。

小津ヶ里、西小津ヶ里—この二村を併せて一里分となる。但し城原川の土居（堤防）まで里外にはみ出た分があり、北側二町が西小津ヶ里、南側二町が小津ヶ里分に加えられている。

長歌—一里分に加えて北西に東西一列の出っぱりがあって、城原川土居までが領域。

大門—同じく城原川まで里外分が加えられている。やや変形条里である。

蔵戸—一里分に町界までが加わる。

竹原—二里分に町界までが加わる。

枝ヶ里—元来一里相当であったが町として発展した神埼分が除かれている（神埼には二日町、四日町、九日町等の市場地名が残っている）。

このようにみてみると、神埼郡の田手川流域では村界としての一里がきわめて強く意識されていることが確認できる。四十二村のうち十七村は一里一村が貫徹され、それ以外の村も二里一村が三村、一里半一村が二村、一里二村が二村、そして一里を一村として河川や郡界までを加算したものが六村、一里を基本とするものの郡界や他領の進入で一里を構成しないものが三村となる。図示した各村のうち、非条里地割である萩原、吉田、**大塚ヶ里**、辛上、横田の五村及び特殊条里の下藤、乙馬手、田中の三村、そして門前町、市町、街村として独自に発展した神埼を除くと、条里制地域三十三村においては一里一村による村切と、村界としての里界がきわめて強く意識され、行政的にも徹底されていたことがわかるのである。※

※　なおこの典型的条里地区一帯より下流は田手川、城原川等よりの用水量が絶対的に不足し、用水の自然流入が不可能なため、非灌漑時期や多雨時にほりに用水を貯え、足踏水車や投げ桶によって揚水する、いわゆるクリーク地帯となる。そしてさらに下流の筑後川に近い一帯はあお（淡水）取水地域となる。このあたりには用作のような神崎庄史料にもみえる中世地名や多数の条里坪名もみられるが、そのことは第I部第七章（三潴庄と神崎庄の項）で詳述した。なお条里地割そのものは変則的になり、三十六町一里よりも狭くなっている。

さて神埼条里の特性の一端を紹介したが、郡内のうち用水が潤沢な地域、おそらくは早期に条里が施行されたと考えられる地域では、みごとに広域が里界によって村切され、一村一里が徹底していることを

確認した。従来神埼郡条里については「――ヶ里」という条里呼称が良好に残存することは強調されてきた。しかしこうした里を単位とした行政村、生産組合のあり方についてはあまり指摘されなかったように思うが、いかがであろうか。もちろん地元に生活する人々にとっては周知のことであっただろうが、このことが神埼郡条里の特性として学界等で取りあげられることはあまりなかったように思われる。

米倉氏の計画村落説　かつて「農村計画における計画村落」として条里村落を位置づけられたのは、神埼を郷里とされる米倉二郎氏だった。氏は近江・湖東条里における五之里（ごのり）、十里、七里、十二里等里名を村名とする各村が、ちょうど一の坪から卅六まで一里の範囲を村域としていることに着目して、この計画村落説を構想されたのであるが（「農村計画としての条里制」〈『地理論叢』一、一九三二年〉、「律令時代初期の村落」〈同上二、一九三三年〉）、不思議なことに氏の学説に最も適合的で、有力な素材になり得たと考えられる佐賀平野・神埼郡条里については、計画村落説に関連しての言及がみられないのである（「肥前平野の条里」〈同上五、一九三四年〉）。これは何故なのだろうか。

氏は右の論考において、

> 畿内の諸平野に於ては少くとも坪名は今日尚耕地の地番として公私ともに使用されてゐるから之が蒐集は非常に容易であるが、肥前平野に於ては明治二十年前後に施行された改正丈量の際に旧時の地番名称を廃して、一本杉・二本松・三本谷等の新称を用ひた為、それ迄残存してゐた坪名は俗称と変り、漸次住民の脳裏より忘れられつゝある。併しながら土地の古老は尚地番や堀・橋・井樋等に遺称される坪名を記憶してゐるから、各部落に就き古老を尋ね、正確を期する為にはその案内を得て現地を地図上に記しておく必要がある。

ときわめて適切に述べられている。但し氏の場合、収集すべき地名は坪名（一の坪、十五等）であって、しこ名全体ではなかった。氏は右の問題意識に応じて佐賀郡の数村の坪名についてはこれを図示されているが、結局、

> 肥前平野の広大なる、尚資料の不足又欠乏……

とも述べられている。米倉氏がついに神埼郡条里村落の「計画性」を指摘されるに至らなかったのは、結局調査対象を坪名のみに限定したという方法上の問題と、自身もいわれる調査範囲の絶対的不足があったのではなかろうか。[3]

研究史の蓄積もなく、交通手段も未発達であった今から半世紀も前の労作に対し、あまりに多くを望むことは、先学への礼を失したことになりかねないが、米倉氏に続く研究者を含めて、氏が残された問題はそのままとなり、[4] 通称地名は未調査のまま、圃場整備が終了して十年程の時間が経過した。現在は地名調査の最後の機会なのである。

東背振の地名調査　但しここでぜひとも紹介しておかなければならない仕事がある。私は神埼郡条里調査の一環として東背振村教育委員

会も訪れたが、そこでは東背振村史編纂委員である築地善光氏らによって、こうした、しこ名地名の調査が既に完了していたのである。古くからの耕地景観が消滅していく中で、しこ名を含む耕地旧状の記録作成を必要と考える人は必ずいると思ってはいたが、こうした成果を知ることができたのは幸甚だった。

坪の移動　さて今回のしこ名調査によって得られた成果は他にもある。その一つは坪地名の移動に関する示唆についてである。例えば箱川上分の廿四、殿隈・諫里の一の坪のように井手名、橋名、堀名などに数字坪が付され固有名詞化すると、その周辺一帯がその坪名によって呼ばれるなど、坪名の範囲の拡大がみられる。これは坪名移動の理由を示唆するものであろう。

里名　また未詳であるが、諫里の「しづかりの井手」は里名との関連が考えられ、曽根ヶ里の野中は中世神崎庄史料にみえる「西郷丁野中里」との関連で注目される地名といえる。

ちくぜんのう　また条里そのものではないが、木下良氏によって西海道の遺跡と指摘され[5]、近年吉野ヶ里遺跡においてもそのことが確認された肥前国府より大宰府に到る延喜式官道（直線道路）が、三田川町と東背振村の町村界等をいくつかの小丘陵を掘り割りつつ通過しているが、鳥ノ隈（とんのくま）ではその地を「ちくぜんのう」と呼んでいる。九州では「なわ」を「のう」と発音し、「のうしろ」「のうてんした」といえばそれぞれ「苗代」「縄手下」の意であるが、この「ちくぜんのう」とは「筑前縄手」の転訛にちがいない。縄手は主要街道をさしたり、あるいは田の中の太い道をさすなど比較的大きな道をさす語である。ここでも京郊の久我畷（なわて）と同様に、幹線道路である肥前より筑前に到る街道をさす言葉として用いられたものであろう。

寺地名　また先述した妙法寺跡推定地に「妙寺（みょうでら）の内」というしこ名があったことは、この尼寺が「妙寺」と呼ばれていたこと、およびその建立に四十余年遅れた弘安年間（一二七八～八八）、隣接して東に建てられた寺が東妙寺（ひがしみょうでら、とうみょうじ）と呼ばれた理由などを示唆するものである。寺地名としてはほかにも甲馬手、乙馬手、大門（だいま）、馬郡（まぐい）等に「しょう福寺」「せい福寺」というしこ名があるが免田地名であろう。

他ではクリーク地帯に入ると堀（クリーク）をはさんだ両側が同じ地名で呼ばれていることも興味深い。また『佐賀県史』や『神埼町史』ほかこの地域の条里に関する諸稿はみな「本堀、永歌、神納、蔵戸では一の坪から三十（卅）六まで全ての呼称が揃っている」と指摘している。おそらくこれらの記述は米倉二郎「原始村落の伝統――筑紫の村を尋ねて」（『社会地理』三〇、一九三〇年）に掲載されている明治二十四年平石英史作成、永歌村地図に一の坪から三十六まで記載されていることを承けてのものだろう。しかし実際調べた結果は地図P―2のとおりであって、全ての坪が揃っているわけではなかった。

私も諫里（いさり）等でこの村には一の坪から三十六まで全てあるとはじめにいわれたのだが、よくよく聞いてみると「十四、十五はよく使うが、十一、十二、十三とはいわないし、聞かない」「十六とはいわずに屋敷の内という」といった具合であった。老農はある程度まで数字坪呼称が揃っていれば、この村には一から三十六まで全てあると説明しがち

である。坪名のみに関心のある条里研究者はそこで調査の目的は達した訳だから、それ以上には調査を進めることはしなかったというのが実情であろう。

このほか一々の地名に関しての詳述は割愛するが、多数みられる免田地名や「かわうそ堀」のような絶滅動物に関する地名も重要と思う。

一村一里の起源　さて本章では米倉氏の見解を引用しつつ、米倉氏が用いられた用語を採用して神埼郡条里村落を「条里計画村落」として紹介してきた。しかしこうした形態は歴史的にはどこまで遡り得るのだろうか。

本章ではあえて「村切（むらぎり）」という歴史的用語を用いてきたが、それは出入作を整理し村の境界を決定したのが、太閤検地など近世初頭の検地による村切によってであったことを大前提としたためである。但し近世には橋爪ヶ里、甲馬手里、上藤ヶ里を統合して箱川村（下分）としたり、諫里、吉田、萩原を統合して吉田とするような動きもみられた（諫里、萩原は「天保村々目録」に名がみえず、吉田村として扱われていた）。一里一村の志向が近世には否定されることもあったから、一里一村の起源は近世以前に遡ることが考えられる。(6)

大和国池田庄の事例が示すように平安期から鎌倉初期にかけて里を単位とする荘園への再編成も行なわれてもいるから、近世以前にそうしたことが相当行なわれていたことも想定はできる。(7) 先に田手村一里半一村が中世の寺院のあり方に規定されていると考えたが、中世以前に一里一村の原則が存在していたようにも思われる。しかしここで関連して考えておきたいのは、佐賀県における地名の問題である。

近世佐賀藩の小字　近代における佐賀平野の小字名の大半が明治二十年前後に新たに命名されたものであることはくり返し述べたが、実はそれ以前、近世にも佐賀藩は農民が使用する地名とは別に、独自に便宜的な小字の命名を行なっていたようである。このことは佐賀県立図書館に所蔵される二十数枚の近世神埼村絵図に記された殆どの小字が、今日のしこ名とも全く一致しない記号的、便宜的なもの、例えば一本松一角、二本松八角、三本杉九坪、あるいは単純な一角、二角等であって、しかもそれらが明治以降の小字にも一致しないことによってもよくわかる。巻末地図G—6には千代田町用作の寛政七年（一七九五）絵図に記された小字名を（　）内に示したが、集落隣接地の一部を除き、通称（しこ名）と一致するものはない。今日の村人はこうした一本松二角のような小字については全く記憶していないし、また現在の公称である小字は三本松谷渡、二本松谷渡等であって、近世のそれに一見似てはいるが、位置等全く異なるものである（小字の図示は省略）。

また殿隈（とんのくま）（鳥ノ隈に同じ）については「小山家文書」明暦二年（一六五六）の殿熊村田畠地米帳（『佐賀県史料集成』二〇）が残るが、そこに記された壱本松籠一角、弐本松籠三角、等々の字名もまた今日のしこ名とも小字とも一致しない異次元のものである（なお箱川村については近世村絵図でも一の坪、二の坪等坪名を記しており、この村のみは今日のしこ名とほぼ一致する）。

このように近世佐賀藩、近代佐賀県には現地の実情を無視し、一方的に地名を記号的に命名していく伝統がみられたが、あるいはこうしたことが村切による村界決定に影響を与えたことが考えられよう。村

絵図によれば、明治以降の村界は、近世の村界に一致するが、条里施行以来の伝統と、こうした佐賀藩の志向が一体化して一里一村が確立したことも考えられよう。

要するに条里施行以来、ゆるやかな一里一村概念はあったが、実際には中世までは他の地域に同じく出入作も多く、里界はそれほどに厳格なものではなかった。しかし近世以降の為政者の方針によって、里界が行政界の線として強化されたものとみたい。

以上本章では今日の条里制研究がもつ問題点について、神埼郡の条里制研究に即しつつ検討を加えてみた。条里制研究にとって地籍図による研究は基礎作業であり、出発点ではあるが、地籍図調査のみで研究が完了するものではない。実際に条里制耕地を生活基盤としていた農民から聞取調査を行なうことによって、行政資料である地籍図がもつ行政的外被の、その内側にあるものをはじめてみつけ出すことができる。

佐賀県では小字は行政的な記号にすぎず、農民の使用するしこ名の方が歴史的な伝統をもつ。米倉氏はこれを佐賀県の特殊性とされ、畿内では公的地名である小字が即歴史資料となり得ると判断された。しかし近畿・畿内の諸平野においても公的小字と私称にさほどのちがいがみられない地域は、滋賀県湖東平野、奈良県大和平野南部、大阪府大阪平野等の内の限られた範囲にしかすぎず、京都府下や兵庫県下、大和北部では旧小字の統廃合が大幅に行なわれたため、旧小字の多くが私称・通称地名となったし、大和北部の一部、稗田等では作為的・記号的な新小字の命名も行なわれた。

条里制研究が地籍図研究の範囲にとどまる限り、こうした行政的外被をはがすことはできない。しかしながら近年の条里制研究には正直にいって地籍図研究に終わっているものが大半であるように思う。歴史学が文献史学に収斂していった時期があったように、（歴史）地理学も史料である地籍図の研究、地図史研究に収斂していく傾向にあるのではなかろうか。

私は条里や荘園史研究における現地調査や記録作成の必要性については歴史学研究会大会や条里制研究会等で口頭で訴えもしたし、また機会をとらえ文章にもしてきたが、この問題について学界の人たちに真に理解してもらうことは本当に困難だと思う。しかし東背振村のしこ名調査にみるように、現地には失われていく耕地景観や地名等の情報を記録に残す必要を認識される方々がおられたし、全国には多数のそうした人々がおられることだろう。兵庫県竜野市の臼井寿光氏よりの便りによれば、越部庄故地（新宮町）では農民からの聞き取りによる旧耕地の記録と、近世村絵図の刊行を中心とした村の姿の記録作成が完成したとのことであった（新宮町教育委員会『広域水田遺跡調査報告書I・播磨国越部荘・図録篇』一九八九年）。また愛知県長久手町でも町史民俗編において、公称・私称を含めた地名を記録し図化する作業が小林元氏らを中心に進行中であると聞いた。そのことは町史近世史料編において寛文四年（一六六四）長久手村中・田畠寄セ帳をはじめ各種地名を記した史料を活字化したことを受け、それら史料を活用する上で、後世の研究が支障をきたさぬようにとの配慮からという。[8] また先

程刊行された熊本県球磨郡湯前町教育委員会編『湯前の地名と文化財』（一九八九年）では担当の溝下昌美氏らが収集された通称地名が五〇〇〇分の一地形図の上に詳細におとされている。筑地氏・臼井氏・小林氏・溝下氏らの成果に学びつつ、また各位の協力も得つつ、まだ点にとどまっているこうした作業を全国におしすすめ、面として完成させていくことが必要と考えている。

聞取調査

三田川町…〔諫里〕竹本義雄・於保益男、〔吉田〕徳安達次（明治三十七年生）・徳安浩（大正七年生）、〔上豆田〕伊東高（明治四十年生）、〔下豆田〕森山初司、〔力田〕糸山栄（大正七年生）、〔衣村〕嘉村勝（明治三十三年生）、〔伊保戸〕中島辰夫（明治四十四年生）、〔箱川上分〕槇国雄、〔箱川下分〕月山英、〔乙馬手〕伊東謙次（大正五年生）・岩橋ゆきえ・岩橋美義（大正十四年生）、〔田中〕楽満藤一郎、〔上中杖〕牛島辰次（大正六年生）・槇常雄、〔下中杖〕内川正見（昭和八年生）、〔曽根〕秋山勝美、〔鳥ノ隈〕安武忠三・寺崎アサ夫、〔吉野ヶ里〕野中武一、〔田手村〕夏秋政治

千代田町…〔用作〕末次重次（大正六年生）・黒田藤雄（大正十四年生）、〔小鹿〕岸川元次、〔柴尾〕高崎義人、〔小森田〕住田一三

神埼町…〔馬郡〕宮地貞雄（大正八年生）・宮地政雄（昭和三年生）、〔平ヶ里〕三井所実（昭和三年生）・牟田光次（明治四十年生）・吉岡信幸、〔駅ヶ里〕米倉亮三（昭和二年生）・宮地藤三郎（明治三十九年生）、〔神埼ヶ里・田道ヶ里〕西村伊佐夫（大正十年生）・安藤政吉・城島政美・吉村十三、〔大依〕大久保健一（大正七年生）、〔神納〕嘉村巳之一（大正十四年生）、〔小津ヶ里〕増田義雄（大正十三年生）、〔西小津ヶ里〕牟田昭義（昭和十二年生）、〔本堀〕松本正之（大正十五年生）・栗山徳次、〔永歌〕蓑原正典、〔野目ヶ里〕松永貞男、〔曽根ヶ里〕栗山馨（昭和二年生）、〔荒堅目〕松本四郎（大正十年生）、〔大門〕八谷光（大正二年生）、〔蔵戸〕藤戸三好、〔石井ヶ里〕光安正義（大正三年生）、〔竹原〕平日出丸（明治四十二年生）、平美代志（昭和七年生）、〔右原〕平林平四郎、〔鶴西〕志岐鉄雄（明治四十三年生）

の各位より。記して謝意を表したい。なお東背振村三大字分については、村教委久保伸洋氏の御好意により、筑地善光氏らによる調査の成果の一部を利用させていただいた。

(1) 地元の人たちはこのことを「百姓が同じ」「百姓が違う」等と表現している。

(2) 上中杖は旧軍による飛行場建設以前には寺家、松山等に分かれ、広域であった。

(3) 一里一村については松尾禎作「神埼郡仁比山村に於ける条里制の遺跡」（『佐賀県史蹟名勝天然紀念物調査報告』四、昭和九年）に「此の聚落の里は条里の里一つに一聚落を形成し、三十六町歩に約二十戸乃至四十戸の（五十戸以下）住民ありたるもゝ如きも……」、また『佐賀県史』（米倉二郎氏執筆）にも「一般に条里の一里を村域とし」と簡単にふれられている。

(4) なお三根郡と神埼郡の郡境の周辺、及び佐賀平野における変則条里に関しては日野尚志氏の一連の研究がある（「固有里名の現在地への比定について―肥前国神埼郡の場合」〈『地域―その文化と自然―』一九八二年〉、「変形・変則条里について―佐賀平野の場合―」〈『条里制の諸問題』II、一九八三年〉）。

(5) 「空中写真に認められる想定駅路」（『びぞん』六四、一九七六年）。

(6) 佐賀藩諸家差出戦功書（『佐賀県史料集成』二九）・副島家分には天正十二年（一五八四）に「倉戸之内役職二ヶ里」を与えるという記述もみえる。あるいは里が知行の単位だったのだろうか。

(7) 米倉氏の問題意識を継承するのが金田章裕『条里と村落の歴史地理学的研究』（一九八五年・第一章四節）であろう。ここで金田氏は村界と条里界の関連と歴史性に詳細な検討を加えている。ただ神埼郡条里についても関説されているのだが、やはり一里一村のあり方については言及がない。

なお集落に関しては移動もしばしばみられた。大依の場合、現集落からは離れた位置に鎮守天神社があり、その周囲の田畑を「むらうち」と呼んでかつての集落がそこにあったと伝承しているのはその一例である。

(8) 関連するものとして『長久手町史・村絵図の村・いまむかし』（竹本〈伊藤〉祥子氏執筆）、小林元『長久手町の地名』（一九八九年）がある。

なお広島県世羅西町でもこの種の記録作成が行なわれたと聞いている。また最近の成果としては揖斐郡教育会による『岐阜県揖斐郡ふるさとの地名』（一九九二年）の刊行がある（篠田通弘「岐阜県揖斐郡の地名調査について」〈『日本歴史』五四八、一九九四年〉）。

残された課題

第II部では地名の史料学と題し、小地名を史料として用いる場合の諸問題に関し、主として史料批判的側面について議論を進めてきた。

小地名は予想外に古い時代のものが継承されており、鎌倉時代の小地名は五～七割が、室町時代の小地名はおよそ七割が今日に伝存している。いいかえれば今日の小字、通称地名の過半数が中世以来のものであるというのが、第II部で得られた見通しである。

もちろん残された問題は多い。著者は地名の史料としての有効性を確信する立場にたつ。そして地名の現状、及び従来の学界が地名のもつ史料的価値に対し、低い評価しかもたなかったこと、というよりは殆ど無関心であって、今日の小地名消滅の事態にも何らの問題意識をもっていないことに、おおいに危惧と不満の念をもつ。あえて「史料批判」という硬いことばを用いたのは、逆に科学的な「史料批判」を試みようともせず、地名史料を漠然と不安定なものとしかみない文献史家への問題提起のつもりでもあった。

著者の試みはある程度までは成果があったように思う。しかし「史料批判」とは銘打ったものの、実際には地名の史料としての有効性を強調するデータを重視し、採用した。当然読者各位からは、次のような問題が提起されよう。

「今日に残る地名の半ばが中世以来のものだったとしても、それでは、残る半数の地名はいつの時代のものか、それが近世以降の新地名とすれば、どのようにそれを判別していくのか。そこまで見通さなければ、地名の絶対年代の判定にはならないのではないか」と。

まことにしかりであるが、しかしこの問いに答えることは容易ではない。以下では第II部の記述にあたって、課題として残した点から、将来この問題を解決するための手がかりとなりそうな点を列記しておくこととする。

変化した地名—鵤庄の場合　まず鵤庄の場合であるが、東北条・東南条（A地区）ではきわめて地名の残りが良かったが、鵤条（C地区）で

は、地名の残りの具合が悪かった。この点で示唆に富むのは『播磨国鵤庄現況調査報告書』III中の岩本次郎氏の指摘である。

①明治六年（一八七三）鵤村絵図には「中宮寺」「長福寺」（寺地もしくは寺領名）、「枝重」「秋貞」「則房」「光末」（名（みょう）の遺存地名）、「構の内」「前田」「番匠」（城館または屋敷地名）など中世的地名が多く含まれているが、嘉暦図（至徳写本も含む）には見えていない。中世絵図の地名とは別次元の中世地名が、通称地名のような形で存在したことが考えられる。

②中世絵図の一町一地名に対し、鵤地区（鵤条・C地区）の明治村絵図では、多いところで一町あたり平均五個以上の地名があり、全体でも中世絵図の三倍以上の地名があって細分化がみられる。

この①からすると、嘉暦絵図に記された地名は中世地名というよりは、むしろ古代地名とみることもできる。古代律令制以来の収取体制を維持してきたと考えられる法隆寺―斑鳩寺による土地把握は、こうした古代地名に依拠したものだったのである。そして条里制耕地を基盤とする東北・東南条（A地区）では、こうした古代地名が良好に残った。しかし斑鳩寺の門前集落を中心に、広範囲に集落化が進められた鵤条（C地区）では、本質的に条里水田地名であった古代地名は残存せず、集落化に対応して中世地名に移行していったと思われる。耕地のまま安定していた地域では地名の変化は少なく、水田から集落へと変化した部分は地名も変わったし、②のように数も増加したということであろう。

次に再び『奈良県史・条里制』所収の条里復原史料に戻ろう。ここでは『大和条里復原図』を参照しつつ、どのような地名が消え、どのような新地名が付されたのかを概観しておく。

平群郡の場合　まず法隆寺周辺、平群郡条里をみよう。法隆寺周辺には平安時代地名がよく残る。平群郡八条八里では、

聖霊会楽人酒免田→酒ノ免、屋笠田→八笠田、院田→院田、金堂司田→金堂田

（以上『平安遺文』二〇二六、二〇〇一、一一五四、『鎌倉遺文』六―四四一五）

がそれで、これはこの里内の坪で関連史料のある九筆のうち五筆、過半数が平安時代地名の定着であることを示している。これらはいずれも条里水田である。ところが隣接する平群郡八条九里及び十里では『平安遺文』『鎌倉遺文』にみえる十八の地名のうち、現地名に一致するものはわずか四つである。つまり一致するものは、

南大門竈上→釜の上・南大門前、小泉・小泉垣内→小泉、介良波（満）良・ケラマロ→ケラ丸、炭基（灰基カ）垣内→灰塚

（以上『平安遺文』五〇五九、六三七、一八一三、二八二四、一七四六、『鎌倉遺文』六―四一一四）

でほかに表殿→上殿（うえど）（『鎌倉遺文』一三―一〇二八六）がある。

一方変化してしまったものは、

江井→脇田・上殿、中垣内・津保垣内→山際、長田垣内・豊国垣内→梅の門、住吉畠→上殿、林垣内→久保、門田垣内→山際・藤ノ木、池尻垣内→陵、池尻堤前→灰塚、開補池尻・蟇田池坤→辰巳ヶハナ

（以上『鎌倉遺文』四―二〇八七、『平安遺文』一七四六、一八一三、三四四二、三一七八、一九二二、一三七四、三六一四、一〇九〇）等である。変化した地名の特色は①垣内地名が多い、②池にかかわるものが多い、の二点であろう。条里水田の呼称にくらべれば、集落部分の地名が変化しやすかったことは事実であろう。この点は鵤庄および邇保庄、また小塩庄等で確認してきたとおりである。

次に池関連地名であるが、現在同地に桜池がある。この池名は既に嘉禎二年（一二三六）にはみえているが（『鎌倉遺文』七―四九二二）、桜池の前身の池が蟇田池、開補池と呼ばれていたか、あるいは桜池とならんで蟇田池、開補池と呼ばれる別の池が存在したかのいずれかであろう。一般に池は次第に拡張され、小規模な池は統合されていく。こうした状況下では地名が残りにくいのは当然であろう（なお消えたとした地名のうち、江井は「えのゆ」とすれば近接する「円入〈えにゅう〉」として伝承されたと思われる）。

条里坪地名と固有地名の互換性　次に変化した地名の中に条里の坪地名にかかわるものも少なからずある。中世に九の坪とあったものが字大田中になり、逆にイカイとあったものが字八の坪となる等である（『大和条里復原図』、八〇、六一）。このことは中世には、坪地名も固有地名も異なる次元の地名として併存していたが、年月を経て一方が淘汰されたことを意味しよう。鵤庄でみた古代地名と中世地名の併存にも似た事象といえよう。

広域地名に吸収　文献上確認できる地名が消滅したケースで多くみられたのは、新地名が二坪以上の面積をもつ広域地名となるものである。このケースでは現地調査を行なえば、現地に通称地名として中世呼称が残っている可能性も考えられるが、残っていない場合は、新地名の発生というよりは旧地名が消滅し隣接地名に吸収されたことになる。新地名も近世地名というよりは中世以前よりの伝統地名である。この場合広範囲地名であるほど範囲の変化が多かった。

近世地名に移行した場合　磯野庄差図によれば、この図に記された大半の中世地名が今日にも伝存するが、数少ない変化した地名の中に、辻堂の前→茶屋前、というものがある。人の集まる辻堂に、やがて茶屋ができて地名も変化したものであろう。茶屋という地名自体は中世から存在するが、この場合はいかにも近世的である。

こうした近世地名への移行は当然多くあったと思われる。しかしそれらは大半は集落内の地名だったのではなかろうか。大和条里の場合、坪に付された呼称（一坪の水田地名）が近世地名に移行したケースはきわめて稀である。

但し中国地方などでは近代の地主―小作制度の中で、旧地名が廃絶されて地主の名称をつけたような水田呼称が多くあり、この場合は近代水田呼称に変化したケースということになる。

多様な変化は史料では確認できない　以上、変化した地名を中心にその追跡を行なった。本書では鎌倉時代地名五～七割、室町時代地名七割が、同じ位置に同じ名前で残っているとした。但しこれはあくまで文献史料で確認できる地名の場合である。述べてきたように、中世にもある場所に対して複数の地名が存在していたことも想定される。また今日にくらべれば、地名の範囲はよりあいまいだったとも考えられ

る。こうした点は史料では確認できない。したがってここでの結論から逆に鎌倉時代地名の三〜五割、室町時代地名の三割が全く新しい地名に変わったと言うことは、簡単にはできない。変化した地名の経歴は多様なのである。

転訛地名の語義確定　以上変化した地名を検討してきたが、史料としての地名を考える場合、変化しなかったが一部転訛があるとした地名も、決して使いやすい史料ではない。第I部でみた「みそさく」の意味に気づくまでに、かなりの時日を要したように、転訛地名の本来の語義を確定することは必ずしも容易ではないからである。

全国に「ヤブサンダ」「ヤグサンダ」という地名が多くあって、藪散田、藪算田などと書く。静岡県沼津市の大岡庄故地や、後述する豊前国金田庄故地（金田町）、また播磨国大部庄故地（小野市）などにこの地名があり、大部庄では現在の「やぶさん谷」が近世史料には「やくさみ谷」と書かれていた。この地名の意味も長くわからなかったが、山口県平生で聞き取りをした際（第I部第六章）、「流鏑馬田」と書かれた字名を、老女がさかんに「やぐさみ」「やぐさみ」というので、なるほど「やぐさみ」は流鏑馬（やぶさめ）、「やぶさん田」は流鏑馬田の意かと判明した。ブ音、グ音の混用、ミ音、ン音の混用であるが、実はその後、近世史料には「神幸矢くさみ」（本書一三六頁）、「両度祭礼のやくさみの馬」（黒田弘子『中世惣村史の構造』二七七頁）など、「やくさみ」と表記される場合が、むしろかなり多くあることに気づくことができた。

井料が井竜、井流、入字となることも容易には判断できなかったが、古文書にみえる上野国寮米保が今日の地名竜舞に（第I部第二章）、武蔵国河越庄宿料郷（応永十三年越生報恩寺年譜）が永禄の小田原所領役帳で「宿立」、今日の地名で宿粒となっていることを知り、ほぼまちがいないと確信できた。

『大和条里復原図』『奈良県史・条里制』は地名の転訛を追跡する上でも有効な資料である。百済庄のように近世絵図（談山神社蔵）もあれば、さらに好都合である。以下では百済庄の例を中心にみてみよう（上段が中世、近世がわかる場合は中段に近世、下段は近代）。

円座→エヌ田、食田→食前→ジキゼン、
殿ノ御堂→トノミゾ→殿道（とのどう）

等は全国に多いダ行とザ行の混用である。

ハタウラ→ハトラ、大マチ田→大満田、
大ハウ田→大保田→オコダ

は言葉の短縮化にともなうものであろう。六の坪、中の城がロクンツボ、ナカンジョウになるのと同じである。

先にミソウサクがニショウダクとなる例をみた（第I部）。

富ノハカ→飛塚、

百済庄以外になるが久我庄の、

ミマサカ→今坂、

大和盆地の、

ミサンザイ→ニサンザイ（陵〈みささぎ〉の転といわれている）

等、ミ音はビ音、イ音、ニ音に移行する。

もしこうした音の互換性を念頭に、地名を整理していったならば、難解な地名の中にも解明されるものが多くあるのではなかろうか。言

語学的な側面にたつ地名学の課題であろう。もっとも地名は中世発音の忠実な表記であることも忘れてはならない。佐賀県江北町佐留志に、惣領分という村と、祖子分という村がある。中世以来「庶子」は「そし」と書かれ、発音されてきた。そして述べてきたように中世人は御正作をミソウサクと発音し、流鏑馬をヤクサミと発音し、文字にもそのように表記したのである。転訛と表現するとかなりの変化があったように思うが、実際には地名は中世人の発音の忠実な継承なのである。むしろ近現代人の読み方の方が変わったともいえよう。

作為による地名の変化　以上、地名の変化に即して述べてきたが、これらは地名を使用してきた人々の側での変化の有無の問題である。一方には日常的にその地名を使用しなかった為政者の側が地名に影響を与えることがある。地名の歴史において最も影響が大きかったものが明治の地租改正・改正丈量の際のものであったことは繰り返し述べてきた。

この地租改正の際の小字収集は、はじめて全国を対象として小地名を収集し、記録したものであるから、地名学上の功績は大きいが、地域によっては、小地名の消滅を促進させることにもなったのである。※

※　同様の問題に昨今の住居表示の問題があり、これに関しても著者は一、二発言したこともあるが（朝日新聞一九八〇年九月三〇日ほか）、但しこの問題に関しては他の人の著作が多くあり、本書では割愛する。

ほかに残念なことに無意識のまま、研究者によってなされる地名の改変もある。先に乙訓郡のクモンミョウに系譜をひく地名雲宮（くもみや）が、考古学者によって「雲の宮」遺跡にされてしまったことを述べた。著名な藤の木古墳は法隆寺の近世絵図には陵山（みささぎやま）とあり、隣接する小字名も陵（みささぎ）である。天保十四年（一八四三）の村指出帳には「崇俊（峻）天皇御廟陵山」とあり、安政四年（一八五七）の「藺笠のしづく」（谷森善臣著）には「さと人ミシヤサキとよひて、天皇の陵なりといへる」とある（以上はともに『斑鳩町史』続史料編・昭和五十四年刊所収）。そして今日も法隆寺西里の人々は「ビシャヤキ」と呼んでいる。ミ音がビ音になり、サ音がヤ音に吸収されたものである。しかし土地の地番が「藤の木」であったため、機械的に「藤ノ木」古墳と命名されて、石室内遺品のすばらしさによってたちまち有名になり、マスコミによってもその名が定着してしまった。考古学者は遺跡が長い歴史の中でどのように扱われてきたのかについては関心がないのだろうか。

似たような例は幕末期の天野一貞『筑後将士軍談』に鬼塚と記され、近年までバス停にも「鬼塚（オンツカ）」とあった久留米市の鬼塚古墳が、貴人の墓にふさわしくないという理由で御塚になり、黄金塚、黄金山と呼ばれていた古墳が、考古学者の論文発表後宝塚に変わった例（奈良県佐味田宝塚古墳）がある（『図説日本の史跡』原始三）。また千葉県では二子塚と呼ばれていた古墳が、五個の金鈴が出土してから「金鈴塚（きんれいづか）古墳」に変わり、金の耳輪が出土した古墳は「金環塚（きんかんづか）古墳」と命名された。

対馬の場合、近世の地誌『津島紀事』に「でい（大）塚」として紹介されている前方後方墳が、入口にあった人家の姓をとって「ツルの山」古墳にされてしまったという。国指定史跡「矢立山古墳」は確かに土地台帳では「矢立」（矢立山ではない）とあるが、実は「矢干山」の誤記という（『図説日本の史跡』原始三）。古墳自体は地蔵の壇（だん）と通称される位

置にあり、矢立山というと普通は対馬南部の最高峰である著名な山を指すので、遺跡の名称としては適切ではないだろう。

もっともこうした不注意による事例の絶対的な数は少ない。今日的な課題は圃場整備や使わなくなったことによる記憶の喪失、あるいは過疎化現象によって、まさに消えようとしている膨大なる未記録地名の収集・保存につきるのである。